

官報

号
国会会議録

令和七年四月二十三日

○第二百十七回 参議院会議録第十五号

令和七年四月二十三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十六号

令和七年四月二十三日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、元議員田名部匡省逝去につき哀悼の件

令和七年四月二十三日 参議院会議録第十五号

一、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

さきに院議をもつて永年在職議員として表彰されました元議員田名部匡省君は、去る三月二十六日逝去されました。誠に痛惜の極みであり、哀悼の念に堪えません。

つきましては、この際、院議をもつて同君に対し弔詞をなさげることになしたと存じます
が、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。

弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は、わが国 民主政治発展のため力を尽くされ、特に院議をもつて永年の功労を表彰せられ、さきに国土交通委員長、少子高齢化・共生社会に関する調査会長の要職に就かれ、また国務大臣としての重任にあたられました。元議員正三位旭日大綬章田名部匡省君の長逝に対し、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をなさげます

○議長(関口昌一君) この際、日程に追加して、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(関口昌一君) 御異議ないと認めます。鈴木馨祐法務大臣。

〔国務大臣鈴木馨祐君登壇、拍手〕

○国務大臣(鈴木馨祐君) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明をいたします。

現行の刑事手続等において、関係書類は、紙媒体で作成・管理・発受されており、また、公判における手続等の多くは、裁判官や訴訟関係人等が公判廷等において対面する形で行われています。こうした中、近年における情報通信技術の進展及び普及に伴い、刑事手続においても、それらの技術を活用することにより、手続を円滑・迅速なものとするともに手続に関する国民の負担を軽減することが喫緊の課題となっております。

また、情報通信技術の進展等は、社会に恩恵をもたらす一方で、それらの技術を悪用した新たな犯罪事象も生じさせており、現下の犯罪情勢に鑑みると、そのような犯罪事象に対し、刑事法として適切に対処できるようにすることも急務であります。

そこで、この法律案は、刑事手続等の円滑化・迅速化及びこれに関する国民の負担軽減を図るとともに、情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処することにより、安全・安心な社会を実現するため、刑事訴訟法、刑法その他の法律を改正し、所要の法整備を行うおとするものであります。

この法律案の要点を申し上げます。

第一は、刑事手続等において取り扱う書類について、電磁的記録をもつて作成・管理・発受することを可能にするための規定の整備であります。すなわち、電磁的記録である証拠の閲覧・謄写の方法を定めるとともに、裁判所に対する申立て等について電子情報処理組織を使用する方法等によることや、令状について電磁的記録により発付・執行することを可能にするほか、裁判官の発する令状等に基づく強制処分である記録命令付差押えを廃止し、同様の強制処分としての電磁的記録提供命令を創設する等の措置を講ずるものであります。

第二は、刑事手続等において関係者が対面する形で行われる手続について、ビデオリンク方式の一層の活用を可能にするための規定の整備であります。

すなわち、勾留質問及び検察官による弁解録取について、被疑者等を刑事施設に在席させて同方式により行う場合の手続等を定めるとともに、公判期日における手続について、被告人や被害者参加人等を公判廷以外の場所に在席させて同方式により行うことを可能とするほか、同方式により証人尋問等を実施することができる範囲を拡充する等の措置を講ずるものであります。

第三は、情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するための規定の整備であります。

すなわち、行使の目的で電磁的記録文書等を偽造する行為等について、現行の文書偽造罪等と同様に処罰する規定を整備するとともに、暗号資産等の電子情報処理組織を用いて移転する新たな形態の財産について没収の裁判の執行及び没収保全の手続を整備するほか、犯罪捜査のための通信傍受の対象犯罪に財産上の利益を客体とする強盗罪・詐欺罪・恐喝罪を追加する等の措置を講ずるものであります。

元議員田名部匡省君逝去につき哀悼の件 議事日程追加の件 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

元議員田名部匡省君逝去につき哀悼の件 議事日程追加の件 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第であります。衆議院において、一部修正が行われております。

その内容は、第一に、検察官等が電磁的記録提供命令を受ける者に対して、みだりに電磁的記録提供命令を受けたこと等を漏らしてはならない旨の命令について、一年を超えない期間を定めることとするものであります。

第二に、附則において、電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させ、又は電磁的記録に係る記録媒体を押収するに当たっては、できる限り被疑事件等と関連性を有しない個人情報取得することとならないよう、特に留意しなければならぬこととするものです。

第三に、附則において、政府は、刑事訴訟法第三十九条第一項の規定による接見のほかに、身体拘束中の被告人等と弁護士等との間における映像と音声の送受信による通話を可能とするための運用上の措置について、地域の実情を踏まえ、被告人等と弁護士等との間の秘密の確保に配慮するとともに不正行為等の防止に万全を期しつつ、必要な取組を推進することとするものであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(関口昌一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。打越さく良君。

(「打越さく良君登壇、拍手」)

○打越さく良君 立憲民主・社民・無所属の打越さく良です。

私は、会派を代表し、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案について、鈴木馨祐法務大臣に質問を行います。

情報通信技術は、何よりも国民の権利利益の保護、実現のために活用されるべきであり、刑事手続における情報通信技術の利用の拡大が憲法上保障された国民の権利を侵害するようなことはあってはなりません。

本法案の作成に先立って設置された刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会の取りまとめでも、刑事手続における情報通信技術の活用は、刑事手続に携わる者の負担を軽減し、その合理化に資するものであるが、そのみを目的とすべきではなく、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的とする刑事手続の円滑かつ適正な実施に資するために、そして、被疑者、被告人、被害者を始めとする国民について、捜査、公判に関与する負担を軽減し、それらの者の権利利益の保護、実現に資するために活用されるべきであるという視点が重要であることについて認識が共有されたことと確認されていきました。

しかしながら、今国会に提出された刑事デジタル法案は、捜査機関の権限を拡大する一方で、国民のプライバシーや、被疑者、被告人の立場に置かれた国民が弁護人の援助を受ける権利を著しく軽視しているのではないのでしょうか。

今日、個人が保有、利用するスマートフォンやクラウドには、大量かつ様々なプライバシー情報や、企業、労働組合、市民団体等の秘密情報が保存されています。それはまさに私的領域そのものであって、正当な理由なく侵入を受けることのない権利が強く保障されなければなりません。このような国民の私的領域に属する大量の情報を捜査機関が収集するという事態は、現行刑事訴訟法が制定された当時には想定されていなかったもので

す。

刑事手続をデジタル化し、電磁的記録提供命令を創設するのであれば、それと同時に、私的領域に侵入を受けることのない権利、プライバシーの権利を保護する仕組みを設けることが必要不可欠です。本法案にはそのような国民の権利を保護する規定が欠けているのです。この点について法務大臣の見解を求めます。

まず、電磁的記録の収集に対する不服申立てについてお尋ねします。

不服申立ての権利を実質的に保障することは、違法な電磁的記録の収集を抑制するためにも必要ですが、個人情報の主体である本人に通知する仕組みを設けることなく、どのようにして不服申立ての権利が実質的に保障されるとお考えなのか、法務大臣に見解を求めます。

また、不服申立てを受けた裁判所が電磁的記録提供命令や電磁的記録媒体の押収を違法なものと

して取り消した場合、違法に収集された電磁的記録が消去されなければ違法なプライバシー侵害は継続することとなり、救済として意味がありません。国民にとっては、意味のある救済が受けられないのであれば、わざわざ不服申立てをする動機がないのです。法務大臣、いかがですか。

捜査機関にとっても、裁判所に違法と判断されても消去義務を負わないとすれば、違法とならないよう慎重に電磁的記録を取得しようとする動機は乏しいものとなってしまいます。このように、違法に収集された電磁的記録の消去が義務付けられていないことは、プライバシーを侵害された国民を有効に救済しないものであることに加え、違法な電磁的記録の収集を助長するおそれすらあります。

電磁的記録提供命令や電磁的記録媒体の押収が取り消された場合の電磁的記録の消去の手続がないことは、本法案の重大な欠陥ではないでしょうか。法務大臣に見解を求めます。

捜査機関が収集した電磁的記録に含まれる個人情報等の利用についてお尋ねします。

電磁的記録が違法に収集された場合に限らず、適法に収集された電磁的記録の中にも犯罪事実と関連性のない個人情報が含まれることは否定できません。近年、取調べの録音、録画の下でも不適正な取調べが行われていることが明らかとなり、批判が高まっていますが、捜査官の不適正な

言動の中には、犯罪事実と関連性のないプライバシー情報を利用して、被疑者を侮辱したり威迫したりしている例が見られます。このような電磁的記録に含まれる犯罪事実と無関係なプライバシー情報等の不適正な利用は違法であり、その禁止を徹底する必要があるのではないですか。法務大臣に見解を求めます。

捜査機関による個人情報取扱いの適正確保についてお尋ねします。

捜査機関による個人情報の取扱いの適正を確保するためには、独立性のある機関による監督が必要であり、ヨーロッパ連合加盟国では、フランス、ドイツで独立性のある監督機関が設置されていると承知しています。我が国には個人情報保護委員会が設置されていますが、捜査機関による個人情報取扱いの監督する権限は与えられていません。

今後、デジタル化に伴って、捜査機関が保有する個人情報の量は飛躍的に拡大すると考えられることから、その取扱いの適正確保は喫緊の課題であり、個人情報保護委員会の権限を強化するなどして、独立性のある機関による監督が必要であることは明らかであるように思われます。個人情報保護委員会の権限を強化するなどして、独立性のある機関による監督をすることについて、何か弊害が生じると考えられるのでしょうか。法務大臣、答弁を求めます。

電磁的記録の提供を命じるに当たり、自己負罪拒否特権を侵害しないようにするための措置についてお尋ねします。

電磁的記録提供命令は、刑罰の威嚇によって国民に行方を強制するものであり、被疑者、被告人をも対象としていることから、自己に不利益な供述を強要されない権利を保障した憲法第三十八条第一項に抵触するとの指摘もあります。

令和七年四月二十三日 参議院会議録第十五号

衆議院本会議において鈴木法務大臣は、電磁的記録提供命令は供述を強要するものではなく、ロックの解除方法やパスワードを供述することを義務付けることは、自己負罪拒否特権と抵触をし、許されないと答弁されていました。しかし、実務家の間では、ロックの解除方法やパスワードを供述することを事実上強制する運用が行われることを懸念する声が聞かれます。

電磁的記録提供命令が刑罰の威嚇によって国民に行方を強制するものである以上、ロック解除方法やパスワードを供述することが命じられているものと誤解させ、あるいは、そのように誤解していることに乗じてそれらの供述を得ることも自己負罪拒否特権と抵触をし許されないと言うべきであり、捜査の現場に対し、その旨の周知徹底は行われるのでしょうか。法務大臣の答弁を求めます。

国民は、裁判員、被害者、証人など様々な立場で刑事手続に関与し得ますが、最も深刻な権利侵害の危険にさらされるのが、被疑者、被告人の立場に置かれたときです。

冤罪を繰り返さないためには、被疑者、被告人の立場に置かれた国民の権利を保護することが必要不可欠であり、そのためにとりわけ重要なのが弁護人の援助を受ける権利です。法務大臣の見解を求めます。

本法案は、令状手続の電子化など、捜査機関の負担を軽減し、合理化を図る制度を創設する一方で、被疑者、被告人がオンラインで弁護人等と接見する権利を認めていません。

衆議院における修正により、政府は、被告人又は被疑者にとつて、弁護人又は弁護人となるようにする者の援助を受けることが重要であることに鑑み、刑事訴訟法第三十九条第一項の規定による接見のほかに、身体拘束を受けている被告人等と

弁護人等との間における映像と音声の送受信による通話を可能とするための運用上の措置について、地域の実情を踏まえ、被告人等と弁護人等との間の秘密の確保に配慮するとともに不正行為等の防止に万全を期しつつ、必要な取組を推進するものとするのが附則に明記されました。

オンライン接見の権利を規定しないのは、全国一律実施が困難であることが理由であると承知しておりますが、仮にそうであるとしても、弁護人の援助を受ける権利の重要性や、情報通信技術を国民の権利の保護、実現のために活用するという観点からは、遠くない将来にオンライン接見は制度化されるべきであります。

オンライン接見の制度化に向けて、日本弁護士連合会等の関係機関と協議を進め、具体的なロードマップを策定すべきではないでしょうか。法務大臣の答弁を求めます。

本法案により、証拠を含めて刑事訴訟に関する書類は電子化され、オンラインで送受信されるようになります。刑事訴訟法第三十九条第一項は、被疑者、被告人が弁護人等との間で立会人なくして接見することに加え、書類若しくは物の授受をすることができるようになっています。

刑事訴訟に関する書類を電子化するのであれば、電子化された書類をオンラインで授受する権利も保障されるのは当然ではないでしょうか。法務大臣、いかがですか。

しかしながら、本法案は、身体拘束を受けている被疑者、被告人が電子化された書類を授受する権利を認めていません。刑事訴訟の当事者である国民が電子化された証拠をありのままの形で閲覧することすらできないというのは、デジタル化から一部の国民を取り残すものであり、余りにも不公平ではないでしょうか。

刑事施設や留置施設で電子化された書類を授受

する設備を整備する上で課題があるとしても、その課題を解決する道筋を示すべきではないでしょうか。法務大臣の見解を求めます。

以上申し述べまして、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣鈴木馨祐君登壇、拍手)
○国務大臣(鈴木馨祐君) 打越さく良議員にお答え申し上げます。

まず、電磁的記録提供命令の創設に当たつての国民の権利の保護についてのお尋ねがありました。

本法案においては、捜査機関による電磁的記録提供命令について、必ず裁判官が発する令状によることとしており、捜査機関が提供を命ずることができる電磁的記録は、制度上、裁判官が被疑事件等との関連性を認めて令状に記載、記録したものに限定されることとなっている上、その命令に対しては、不服申立てをすることができるとしてあります。

したがって、本法案には国民の権利を保護する規定が欠けているとの御指摘は当たらないと考えております。

次に、電磁的記録提供命令に関する通知や不服申立ての権利の保障についてお尋ねがありました。

本法案においては、捜査機関が電磁的記録提供命令により電磁的記録の提供を受けた場合に、当該電磁的記録に記録された情報の主体に提供の事実等を通知することとはしておりません。

現行刑事訴訟法においても、捜査機関が差押え等により被処分者以外の者に関する情報を取得した場合に、その者に通知することとはされていませんが、一般的に、そのことをもって差押え等に対する不服申立ての機会の保障が不十分であると考えるのではないものと認識をしております。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

そのため、本法律案においては、そのような通知の仕組みを設けていないことに問題があるとは考えておりません。

次に、電磁的記録提供命令等に対する不服申立ての意義についてお尋ねがありました。

電磁的記録提供命令や電磁的記録に係る記録媒体の押収が違法であるとして取り消された場合、捜査機関においては、提供させた電磁的記録や押収した電磁的記録媒体について、被処分者への返還に応じることとなると考えております。

したがって、電磁的記録提供命令等に対する不服申立てについて、救済としての意味がなく、不服申立てをする動機がないといった御指摘は当たらないものと考えております。

次に、電磁的記録提供命令等が取り消された場合における電磁的記録の消去についてお尋ねがありました。

現行刑事訴訟法の下では、捜査機関が証拠を押収した場合に、その押収処分が事後的に取り消されたとしても、当該証拠の複製等を廃棄、消去することはされておらず、直ちに裁判において証拠として利用することができなくなることとされております。

こうした我が国の刑事法の基本的な考え方に照らしますと、電磁的記録提供命令等が取り消された場合であっても、それにより得られた電磁的記録について、証拠としての使用が直ちに否定をされるというものではありません。

また、捜査や公判に必要なものとして作成、取得された書類は、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法等により、捜査中から事件終結後に至るまで、刑事手続の適正かつ円滑な遂行のためにありのまゝ保管、保存されるべきものであり、それが現行制度の基本的な考え方であります。

したがって、御指摘のような規定を設ける

ことは、我が国における刑事法の基本的な考え方で整合されないものであり、相当でないと考えております。

次に、捜査機関が取得した電磁的記録に含まれる個人情報の不適正な利用の禁止についてお尋ねがありました。

捜査機関においては、一般に、個人情報を含め、捜査の過程で取得した情報について、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法といった法令等の規定や趣旨に従い、適正に取り扱っているものと承知をしております。

その上で、法務省といたしましても、捜査機関が取得をした電磁的記録に含まれる個人情報が必要であると認識をしております、そのために必要な事項については、規程や通達等によって周知徹底してまいります。

次に、捜査機関による個人情報の取扱いを独立性のある機関が監督する制度についてお尋ねがありました。

先ほど申し上げたとおり、捜査機関においては、一般に、個人情報を含め、捜査の過程で取得した情報について、法令等の規定や趣旨に従い、適正に取り扱っているものと承知をしております。

他方で、捜査機関による個人情報の取扱いを監督するに当たっては、個々の情報と被疑事件等との関連性の有無、程度や被疑者等の防衛上の必要性の有無、程度を、それらが捜査の進展や争点等にに応じて変化する可能性等も考慮しながら適時的確に判断して対処することが求められることとなりますが、実際に捜査を行っていない外部の機関がそのような判断を適切に行うことは、一般に考えて極めて困難であると考えられます。

したがって、御指摘のような監督制度につ

いては合理性に疑問があるものと考えております。

次に、電磁的記録提供命令の運用に関する周知についてお尋ねがありました。

電磁的記録提供命令は、既に存在している電磁的記録の提供を命ずるものとどまり、供述を求めるものではないため、自己負罪拒否特権と抵触するものではありません。

もっとも、電磁的記録提供命令をするに当たっては、捜査当局において、同命令が御指摘のようにロックの解除方法等の供述を強要するものでないことを含む制度内容の正しい理解を前提としつつ、必要に応じて供述を強要するものでないことを相手方に教示するなど、その権利を不当に侵害することがないように適正な運用がなされる必要があると考えております。

本法律案が改正法として成立した場合には、法務省といたしましても、捜査機関に対して、通達等により制度内容や運用上の留意事項を周知してまいります。

次に、被疑者、被告人の権利保護の重要性についてのお尋ねがありました。

刑事手続が適正に機能するためには、被疑者、被告人の権利が適切に保障されることが必要であり、弁護人による援助を受ける権利は、被疑者、被告人が自らに保障された権利を実効的に行使する上で重要な役割を果たしている認識をしております。

次に、いわゆるオンライン接見の制度化についてお尋ねがありました。

オンライン接見については、例えば弁護人の端末を用いて行う場合、弁護人以外の者による弁護人への成り済ましや、接見が認められていない第三者の同席等の防止が困難であると指摘をされており、オンライン接見一般を被疑者等の権利とし

て位置付けて制度化することは相当でないと考えております。

他方で、法務省においては、実務的な運用上の措置としてオンラインによる外部交通を実施してきたところであり、現在、弾力的にその実施を拡大していくべく、日本弁護士連合会及び関係機関との間で協議を実施しており、各地域の実情に応じて順次拡大することとしております。

このようなオンライン接見、オンラインによる外部交通について具体的なスケジュール等をお示しすることは困難ではありますが、必要性の高い地域においては迅速に環境整備を行うことが必要であるとされており、今後も関係機関等と協議をし、一層その取組を加速してまいります。

次に、被疑者等と弁護人等との間のオンラインの方法による電磁的記録の授受の保障についてお尋ねがありました。

電磁的記録の授受や閲覧を身体拘束中の被疑者等の権利として位置付けることについては、法制審議会で議論がなされたものの、授受や閲覧に用いる機器について被疑者等がこれを破壊するなどして自傷他害行為に用いる可能性があるほか、不正な通信等の防止のための設備が必要となる、また、電磁的記録の検査のため刑事施設等の業務全体が圧迫されかねないなどの問題点が指摘をされており、答申に盛り込まれなかったものと承知をしております。

このような議論等を踏まえ、電磁的記録の授受や閲覧を身体拘束中の被疑者等の権利として位置付けることは相当でないと考えております。

最後に、身体拘束中の被疑者等と弁護人等の間において電子化された証拠書類の授受を可能とする設備を整備する上での課題を解決する道筋についてお尋ねがありました。

先ほど申し上げましたとおり、身体拘束中の被疑者等による電磁的記録の授受や閲覧を権利として位置付けることについては、法制審議会の議論において、授受や閲覧に用いる機器について被疑者等がこれを破壊するなどして自傷他害行為に用いる可能性があるなどの問題点が指摘をされ、答申に盛り込まれなかったものと承知をしております。

電磁的記録の授受や閲覧に用いる機器については、こうした課題があり、直ちに解決の道筋を示すことは困難であります。弁護人等から身体拘束中の被疑者等に対し電子化した証拠書類を記録した記録媒体が送付され、それが刑事裁判の遂行上必要不可欠と認められる場合などにおいて、被疑者等による自傷他害行為のおそれを含む施設の規律及び秩序の維持や管理運営上の支障について、個別具体的な事情を踏まえて慎重に検討の上、支障の程度が小さいと考えられるときには、裁量的にその閲覧を一時的に認める余地はあるものと考えております。

このような裁量的な取扱い、個別具体的な事情を踏まえて検討、判断することとなりますが、可能な範囲で被告人の防御権にも配慮した対応がなされるよう、引き続き、設備の整備上の課題を含め、運用上の検討を行ってまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) 嘉田由紀子君。

(嘉田由紀子君登壇、拍手)

○嘉田由紀子君 日本維新の会の嘉田由紀子です。

私は、会派を代表し、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対して質問いたします。

人類の歴史を振り返ってみますと、新しい情報技術の誕生は、人類の知的活動に変革をもたら

し、大きく時代を動かし、社会的秩序の在り方にも大きな影響を与えてきました。私自身は元々テクノロジーと社会変動の研究をしてまいりましたが、無文字社会のアフリカが十九世紀以降ヨーロッパ諸国により植民地化された背景には、印刷技術の進展による文字記録の現地社会への導入が社会の権力構造を大きく変えたという歴史があります。二十世紀後半に普及したデジタル技術は、大量の情報をも場所や時間を超えて共有できる特性を持つがゆえに、知識の蓄積や伝達方法が劇的に変わり、社会や経済、文化に大きな影響を与えてきました。

特に今回、国民の生殺与奪の権を持ち得る刑事訴訟法におけるデジタル技術の導入をめぐることは、技術的な利便性や合理性が高まることは社会的に求められておりますが、立法府としては、人権や社会構造的影響まで広く深く配慮する必要があります。いかがでしょうか。

と申しますのも、刑事事件の一連の流れを見ますと、ある日突然、普通の市民が逮捕され、もちろん犯罪行為を行った容疑者は刑事的手続を経て社会的制裁を受ける必要があるでしょうが、身に覚えのない、まさに冤罪で刑事罰を科される場面では、取調べ過程での丸裸の被疑者と大量のデジタル情報を持つ捜査側では情報の格差は歴然としています。不当な自白も起こりかねません。

私自身、滋賀県知事時代を振り返りますと、知事には警察権を行使する直接的な権限はないのですが、公安委員会の委員任命権はありました。県全体の治安維持とともに、県民が不条理な冤罪に巻き込まれないよう、人権維持に心を寄せてまいりました。ただ、残念ながら、湖東記念病院事件や日野町事件のような冤罪事件が起きてしまいました。じくじたる思いがあります。

刑事手続は、真実の発見と同時に、被疑者、被

告人の権利の保障を目的とし、適正な手続に基づき正しく執行される必要があります。その技術的手段である刑事手続のデジタル化は、あくまでも手続の合理化、簡易化を目的としており、その必要性は肯定できるものの、被疑者、被告人の権利保障を後退させるものであってはなりません。そこで、鈴木法務大臣に伺います。

国際的に見て日本のDX化は遅れていると言われておりますが、今回の日本の刑事デジタル法は、特に被疑者、被告人の権利保障の配慮について、諸外国、例えばフランス、アメリカなどと比べてどのような特色があるでしょうか。

改正案では、第一に、刑事手続において取り扱う書類について、電磁的方法により作成、管理、利用するとともに、オンラインによる発受が可能となっております。逮捕、搜索、差押え等に必要な令状についても、これまで紙の書類でやり取りしていたものが、請求時も、発付、執行時もオンラインで可能になります。

令状のデジタル化によって警察の捜査にどれほどの利点があるのか、令状を輸送するための緊急走行はどれほど減少させることができるのか、さらに、一般国民の日常生活の安全性の向上に寄与するものなのか、国家公安委員会委員長の所見を伺います。

オンラインで迅速化が進む一方で、紙による令状主義に比べ、リアルな人権に対する意識が希薄になり、配慮を欠いた不当な搜索や逮捕が横行するのではないのかという懸念の声もあります。令状のオンライン化による捜査当局者の意識の希薄化を防ぐ手だてが必要だと考えますが、法務大臣の答弁を求めます。

改正案では供述調書等の証拠書類もデジタル化するとしておりますが、過去にはデジタル化された証拠を検察当局が改変、捏造した冤罪事件も起

きております。

二〇〇九年当時、厚生労働省職員だった村木厚子さんは、障害者向け郵便割引制度を悪用したという罪で大阪地検に逮捕されました。私は、村木さん、知り合いでございましたので、大変心を痛めておりました。その証拠とされたフロッピーディスク内の記録が地検の検事によって改ざんされていた事実がその後判明し、村木さんは冤罪を晴らすことができました。村木さんが冤罪の罪におとしめられた当時はフロッピーディスクの時代です。偽造の手口も今から見れば稚拙なものでしたが、デジタル技術もその偽造手法も大変高度化され、現在では見破ることも困難となっているのではないのでしょうか。

検察としては、デジタルデータそのものを捏造したことをどのように反省しているのか。刑事デジタル化を進めようとしている今こそ確実に生かさなければならぬと思います。法務大臣、いかがですか。具体的に、電子化された供述調書等の証拠書類、証拠物の改ざんや捏造をどのように防ぐのか、併せて法務大臣にお聞きします。

改正案は第二に、映像と音声の送受信、いわゆるビデオリンクを取調べや公判など一連の司法手続に活用するとしております。しかし、日本弁護士連合会が強く求めている勾留されている被疑者との弁護士との接見について、ビデオリンク等のオンライン接見は改正案に盛り込まれませんでした。

三月二十七日の衆議院本会議において、オンライン接見について、被告人等の権利として位置付けることは相当ではないと法務大臣は答弁され、身体拘束中の被告人等へのデジタルデータの授受や閲覧についても、モニター等の機器が破壊されるおそれや自傷他害行為に用いられるおそれを理由に権利として認めていません。被疑者が破壊行

為をするというのは、ややステレオタイプの偏見ではないでしょうか。いかがでしょうか。

刑事施設の職員が同席するなどすれば不当な行為は防げるはずですが。弁護士との接見は現行法でも大変重要な被疑者、被告人の権利として認められています。それをオンライン化することに障壁はないはずだと考えます。イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、韓国では既にテレビ電話等での接見を認めております。

オンライン接見の権利をこれからもずっと認めないのか、近い将来には認めようとするのか、法務大臣の明確な方針をお示しください。

また現在、権利ではなく運用上の措置として行っている各地のアクセスポイントからのオンライン接見は、今後拡充する計画はあるのでしょうか、お聞きします。その際、アクセスポイントは都市部のみに設置するのではなく、島嶼部などにも配慮し、弁護士活動が地域的に偏在しないようにするべきだと思いますが、いかがでしょうか。法務大臣の答弁を求めます。

今回の法改正は捜査から裁判に至るまで刑事手続をデジタル化するものですが、私は、デジタル技術やITやAIを有罪確定後の受刑者の矯正教育や社会復帰に向けた職業訓練にも大いに取り入れるべきと考えます。いかがでしょうか。

現代社会において、社会復帰後、デジタル環境に対応することは不可欠です。既に一部の刑務所ではIT技術の活用が始まっていると聞いております。その成果と今後の展望をお示しください。また、受刑者の管理にAIを導入すれば刑務官の業務負担を軽減することも考えますが、いかがでしょうか。併せて法務大臣の答弁を求めます。

日本維新の会は、あらゆる分野でDXを推進すること、それにより国民生活をより豊かにすること

とを求めています。同時に、人々の人権を守りながら、社会としての安心を埋め込み、暮らしの満足度を高めるウェルビーイングを求める方向も目指しております。刑事司法の分野も例外ではありません。デジタル化の推進によって社会から取り残される人々がいてはなりません。こうした課題に今後も全力で取り組んでいくことをお約束し、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣鈴木馨祐君登壇、拍手)

○国務大臣(鈴木馨祐君) 嘉田由紀子議員にお答えいたします。

まず、被疑者等の権利保障への配慮に関する本法律案と諸外国の制度との比較についてお尋ねがありました。

諸外国による制度の内容は各国の実情に応じて様々であることから、それらと比較した場合の本法律案の特色について一概に申し上げることは困難であります。

その上で、本法律案においては、被疑者等の権利保障に関し、証拠書類の電子データ等により、弁護士が、電磁的記録である証拠書類について、裁判所や検察庁においてコピーの手間なく謄写することを可能とするともに、オンラインにより閲覧、謄写することも可能とし、また、身体拘束に対する不服申立て等をオンラインにより迅速に行うことも可能とするなどしているところでありまして、これらを通じて被疑者等の防衛上の負担が大幅に軽減され得るものと考えております。

次に、令状の請求、発付のオンライン化による捜査当局者の意識の希薄化についてお尋ねがありました。

本法律案においては令状について電磁的記録によることを可能としておりますが、令状の請求や

発付の要件は維持することとしており、裁判官や捜査機関による要件該当性の判断の在り方はこれまでと変わりません。

したがって、御懸念は当たらないと考えており、御指摘のような手だてを設ける必要はないと考えておりますが、いづれにいたしましても、本法律案による改正後も令状の請求や発付が適正に行われることが重要であると考えております。

次に、いわゆる厚生労働省元局長無罪事件におけるデジタルデータの捏造についての検察の反省と、電子化される証拠書類及び証拠物の改ざん等を防ぐ方策についてお尋ねがありました。

まず、最高検察庁が御指摘の事件に関して平成二十二年十二月に公表した検証結果報告書においては、検察官の倫理意識の向上を図る必要があること、証拠物の保管管理状況に問題があったことなどが指摘されたものと承知をしております。

そして、その検証結果を踏まえ、検察当局においては、押収した電磁的記録媒体の原本の内容の精査、検討は、原則として複写物を作成し、これを利用して行うほか、押収した電磁的記録媒体の原本について封印を実施するなど、押収された電子データの改ざん、改変を防止する取組を実施しており、引き続き適切に対処していくものと承知をしております。

また、電子化される供述調書等の証拠書類の非改ざん性を担保する技術上の措置としては、例えば公開鍵暗号方式による電子署名など様々な方策があり得るところ、法務省では、現在、最高裁判所、警察庁等の関係機関や開発業者と検討を重ねております。引き続き、関係機関と緊密に連携をしつつ、検討を進めてまいります。

次に、いわゆるオンライン接見の権利化及びオンラインによる外部交通の拡充についてお尋ねがありました。

オンライン接見については、例えば弁護人の端末を用いて行う場合、弁護士以外の者による弁護人への成り済ましや、接見が認められていない第三者の同席等の防止が困難であると指摘されており、オンライン接見一般を被疑者等の権利として位置付けることは相当でないと考えております。

他方で、実務的な運用上の措置として行っているオンラインによる外部交通については、現在、弾力的にその実施を拡大していくべく、日本弁護士連合会及び関係機関との間で協議を実施しているところであり、法務省においては、本年度、そのための環境整備経費を計上しております。その拡大の対象となる地域については、御指摘の島嶼部などの地域性や弁護士の偏在にも配慮し、日本弁護士連合会等と協議の上、その必要性が高い地域から選定することとしております。

法務省といたしましては、必要性が高い地域においては迅速に環境整備を行うことが必要であると考えており、今後も関係機関等と協議し、一層その取組を加速してまいります。

最後に、刑事施設におけるITやAIの活用について、受刑者に対する矯正処遇への活用という観点と職員の負担軽減との観点から、それぞれお尋ねがありました。

御指摘のとおり、現代社会において、デジタル環境への対応力は、受刑者の円滑な社会復帰という観点から大変重要な要素であると考えております。

例えば、一部刑務所においてAIの活用による個々の受刑者の学力に応じた出題を自動的に行う教科指導、パソコン操作に関する基礎的知識やITに関連する幅広い分野のスキルを習得するための職業訓練を行っており、こうした取組は、受刑者の学力や就労意欲の向上、出所後の就職支援にも寄与しているほか、再犯防止の観点からも重要であると考えております。

また、刑事施設で使用している受刑者のデータベースに関するシステムを更新し、受刑者の様々な情報を一元化したことにより、施設内の部門間で共有や連携が容易となったところであります。このシステムにおける再犯防止に資するデータ分析の促進やデータの利活用など、拘禁刑の施行に鑑み、引き続き適切に対処してまいりたいと考えております。

今後も、デジタル化が進んでいく社会の情勢を踏まえつつ、刑事施設におけるITやAIの活用についても必要に応じて検討を進めていきたいと考えております。(拍手)

(国務大臣坂井学君登壇、拍手)

○国務大臣(坂井学君) 電子データによる令状の発付、執行について御質問がありました。

現行法の下におきましては、令状請求に当たっては、捜査員が裁判所まで請求のための資料を運び、令状の発付後、これを現場に持って行って執行しております。

令状の請求や発付がオンライン化されることになれば、緊急走行であるか否かにかかわらず、原則として、令状請求などのために捜査員が警察施設と裁判所や令状の執行場所などの間を移動する必要がなくなることとなります。

その結果、令状請求のための資料や発付された令状を運ぶために要していた人員、時間を他の警察活動により多く迅速に投入することが可能となるため、国民の安全の向上にもつながるものと考えております。(拍手)

○議長(関口昌一君) 川合孝典君。

(川合孝典君登壇、拍手)

○川合孝典君 国民民主党・新緑風会の川合孝典です。

会派を代表して、鈴木法務大臣に質問します。

令和七年四月二十三日 参議院会議録第十五号

本法案は、裁判案件の高度化、複雑化の進展に伴い長期化する訴訟期間の短縮が喫緊の課題となる中、情報通信技術を活用して刑事手続等を円滑化、迅速化するとともに、訴訟に関与する国民の負担軽減を図るための規定を整備するほか、情報通信技術の進展等に伴う犯罪事象に適切に対処するための規定の整備を行うことをその目的としております。

こうした法改正の趣旨や取組に期待する声がある一方で、デジタル社会における個人情報保護の在り方や証拠として提出、押収された電磁的記録の取扱いについては、数多くの懸念の声とともに、修正を求める声が寄せられております。

こうした指摘事項を踏まえて、刑事手続のデジタル化を推進するに当たり、今後検討すべき事項を中心に、法務大臣に質問します。

なお、少しでも分かりやすくするため、条文中の「電磁的記録」は可能な限り電子データと読み替えて質問いたします。

まず、証拠書類の発受のオンライン化について質問します。

現行法では、裁判所における証拠物の閲覧、謄写は、代替性のない証拠物が破損等しないようにとの理由から、裁判長の許可を要することとなっております。改正法では、これに加えて、電子データ全般にわたって閲覧、謄写には裁判長の許可を要することとされております。

しかし、これでは弁護士から謄写の申請があるごとに毎回裁判所から検察に意見を聞く時間が必要となり、裁判の円滑化、迅速化という立法の趣旨に反するものと考えます。

例えば、性犯罪の動画データなど、謄写方法をオンライン以外にすべき証拠を検察官が事前に限定することで、裁判長の許可手続を簡略化すべきと考えますが、法務大臣の見解を求めます。

次に、電子データ化された証拠の開示判断における検察官の裁量範囲について質問します。

本法案では、オンラインによる電子データの閲覧、謄写が原則とはなっていないません。今回、オンラインによる証拠開示を導入する目的は、証拠開示に要する時間を短縮化することによる裁判の迅速化と裁判費用の削減にあります。検察官の自由裁量によって紙媒体による開示と電子データによるデジタル開示を選択できるような運用が可能となれば、公判前整理手続や公判の迅速な進行の支障となるおそれが指摘されております。

法改正後、証拠開示に当たって検察官にこのような裁量の余地が生じるものなのかどうか、法務大臣に確認をします。

次に、刑事施設内での電子データ化された証拠の閲覧環境の整備について質問します。

昨今、防犯カメラの映像を始め、録音、録画などのデジタルデータが増えています。現在、拘留所内で動画や画像を閲覧することはできません。今後、法改正によって検察、弁護士間の電子データのやり取りがオンライン化されても、被告との間がオンライン化されなければ、結局弁護士が印刷して持ち込むほか手段がないことから、立法趣旨である刑事手続の円滑化、迅速化の阻害要因となります。

電子データ化された証拠を保存した記録媒体あるいはポータルサイトに直接アクセスすることにより、被告人が刑事施設内で証拠を閲覧できる環境の整備を行うことなどが必要と考えますが、法務大臣の見解を求めます。

次に、オンライン接見の普及に向けた取組について質問します。

本改正案では、ビデオリンクの活用については、勾留質問、弁解録取、公判前手続期日、公判期日における出席が記載されていますが、オンラ

イン接見に関する規定はありません。特に接見に行きづらい遠隔地とのオンライン接見は、被疑者の権利を守り、刑事手続の円滑化、迅速化を図る上で極めて有効なツールとなります。東京拘置所における外部交通と何ら変わらない仕組みで、オンライン接見は可能と考えております。

期限を決めて速やかに全刑事施設でオンライン接見が行えるよう、通信設備の整備を進めるべきと考えますが、法務大臣の見解を求めます。

次に、証拠として取得した電子データに含まれる不必要な第三者情報の取扱いについて質問します。

電磁的記録提供命令によって提出、押収された電子データの中には、当該事件とは全く関係のない第三者の情報が含まれている可能性があります。誤って押収した不必要な第三者情報の使用制限規制や保管期間、保管方法の規制、そして期間終了後の消去義務規定などが必要と考えますが、法務大臣の見解を求めます。

次に、電磁的記録を取得された当事者への通知の在り方について質問します。

本法案では、罪証隠滅を防止する観点から、電磁的記録提供命令に基づき、電気通信事業者などの第三者から電磁的記録が取得された場合、自らの情報を取得された当事者への通知規定が全く設けられておりません。加えて、電磁的記録提供命令を受けた者に対して電磁的記録を提供したことなどを漏らしてはならない旨の命令が罰則付きで可能となっていることから、当事者はどのような情報が提出されたか把握すらできないこととなります。

罪証隠滅のおそれなくなった時点で当事者への通知はなされるべきであり、例えば秘密保持命令の終期を公判開始日にするなど基準を明文化すべきと考えますが、法務大臣の見解を求めます。

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

次に、秘密保持命令に対する不服申立て規定について質問します。

秘密保持命令に対する不服申立て規定は、電磁的記録提供者が事業者等である場合、その事業者に対して不服申立て権を認める対象となっており、本来の情報主体には不服申立て権が保障されておりません。また、仮に不服申立て権が保障されたとしても、さきに言及したとおり、秘密保持命令によって電磁的記録を取得された通知が届かなければ、当事者はそもそもどのような情報が提出されているかすら分からないことから、適切に不服申立て権を行使することができないこととなります。

不服申立て権を適切に行使できるよう、電磁的記録を取得したことの通知の在り方については更なる検討が必要と考えますが、この点につき、法務大臣の見解を求めます。

電磁的記録提供命令に伴う費用補償の必要性について御質問します。

日本では、任意捜査、強制捜査いずれの場合にも費用補償の規定がありません。これまでは協力的な事業者が事実上の記録提出対象者となっていたことから費用補償は余り問題となりませんでした。が、電磁的記録提供命令は協力的な事業者のみを対象とするのではなく、罰則規定まで設けて対応を求める以上、その負担に対する費用補償の問題は今後の課題になるものと考えております。頻繁に電磁的記録提供命令の対象となる事業者は、担当部署を設置し、多大な人件費を掛けて対応しなければならぬ状況が想定されますが、費用補償の在り方について法務大臣の見解を求めます。

次に、供述内容を記録した電子データの作成、取扱いについて質問します。

んが容易である上、事後的検証が困難であると考えられております。したがって、署名、押印に代わる措置による供述内容の確定、差し替え、改ざんの有無を検証できる措置が必要になるものと考えております。

署名、押印に代わる代替措置としてタイムスタンプや電子署名などの活用が考えられるほか、事後検証のための措置としては管理システムログや文書メタデータを開示対象とするなどが考えられますが、供述調書の情報保全についてどのような対応を今後図るおつもりなのか、法務大臣の見解を求めます。

最後に、捜査機関が取得した電子データの利用目的を規制する必要性について質問します。

現在、捜査機関が保管する電磁的記録には、保管期間や目的の外利用を規制するルールが存在せず、裁判においてもデータベースの目的外利用の問題点が指摘されております。

捜査機関が必要のないデータを長期にわたって保有し使用できる現状は、個人情報保護の観点から問題があり、電磁的記録の利用目的に規制を行う必要があるものと考えます。この点について法務大臣の見解を求めて、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣鈴木馨祐君登壇、拍手)

○国務大臣(鈴木馨祐君) 川合孝典議員にお答えを申し上げます。

まず、訴訟に関する書類等のオンラインの方法による閲覧、謄写についてお尋ねがありました。本法律案による改正により、訴訟に関する書類等が電磁的記録である場合に、弁護人は裁判長の許可を受けてオンラインの方法による閲覧等を行うことは可能となります。その許可をするか否かの判断に当たっては、裁判長において、関係者の

プライバシー等を保護しつつ、弁護人の防御準備における利便性の向上を図る観点から、個別の事案ごとに具体的な事情を考慮して適切に判断することとなると考えております。

その上で、御指摘のような観点も含め、具体的な運用の在り方については、本法律案が改正法として成立した後、裁判所において検討が行われるものと承知しております。

次に、検察官によるオンラインの方法による証拠開示についてお尋ねがありました。

本法律案による改正により、証拠書類等が電磁的記録である場合に、検察官の選択により、オンラインの方法による証拠開示が可能となります。その場合の検察官による証拠開示に関し、法務省としては、関係者のプライバシー等を保護しつつ、弁護人の防御準備における利便性の向上を図る観点から、弁護人の要望を踏まえつつ、できる限りオンラインの方法による証拠開示を認めることが望ましいと考えております。

本法律案が改正法として成立をした場合には、検察当局においても、このような観点から適切な運用に努めていくものと承知をしております。次に、刑事施設内における電子データ化された証拠の閲覧環境の整備についてお尋ねがありました。

お尋ねのポータルサイトを整備することは現時点で検討しておりませんが、刑事施設において、弁護人等から身体拘束中の被告人等に対し電子化した証拠書類を記録した記録媒体が送付された場合に、その閲覧を裁量的に認めることについては慎重に検討する必要があるものの、刑事裁判の遂行上必要不可欠と認める場合において、刑事施設における体制上の支障の程度が小さい場合には、その閲覧を一時的に認める余地はあると考えております。

このような裁量的な取扱いには、個別具体的な事情を踏まえて検討、判断することとなりますが、可能な範囲で被告人等の防御権にも配慮した対応がなされるよう、引き続き、御指摘のような環境の整備の在り方を含め、運用上の検討を行ってまいります。

次に、オンライン接見の普及に向けた取組についてお尋ねがありました。

一部の地域において行われている検察庁や法テラスと拘留所等との間の電話等による外部交通を実施する運用は、被告人等である未決拘禁者の防御権への特別な配慮として、関係機関及び日本弁護士連合会との協議を経て行っているものであります。その協議を踏まえて、法務省においては、本年度、オンラインによる外部交通を実施するための環境整備経費を計上しており、今後も各地域の実情に応じて順次拡大することとしております。

次に、電磁的記録提供命令により提供された電磁的記録の利用、管理等の在り方についてお尋ねがありました。

捜査機関においては、一般に、捜査の過程で作成、取得した電磁的記録について、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法といった法令等の規定や趣旨に従い、適正に取扱いをしているものと承知をしております。

その上で、本法律案により電磁的記録提供命令が創設された場合に、同命令により取得された電磁的記録について適切に保管、管理するとともに、不適正な利用を防止し、必要な期間保管した後は廃棄することなどを内容とする適正な取扱いに関する規程等を整備することは重要であると考えておりまして、具体的な規定の在り方について引き続き検討をしてまいります。

次に、秘密保持命令に係る基準の明文化についてのお尋ねがありました。

衆議院における修正後の本法律案においては、捜査機関は、裁判官が必要であると認めて許可をした場合に限って、一年を超えない範囲内において裁判官が定めた期間の限度で秘密保持命令をすることができ、また、必要がなくなったときは命令を取り消さなければならないこととしております。

その上で、具体的にどの程度の期間を定めるかや、どのようなタイミングで取り消すかについて、個別の事案ごとに具体的な事実関係や証拠関係を踏まえて判断されるべき事柄であることから、その基準を明文化することは困難であると考えております。

他方で、法務省といたしまして、秘密保持命令が適正に運用されることは重要であると認識しておりまして、本法律案が改正法として成立した場合には、関係機関に対して制度の内容や趣旨等の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、秘密保持命令に対する不服申立てや電磁的記録提供命令に係る通知の在り方についてお尋ねがありました。

秘密保持命令の名宛て人以外の者は、当該命令それ自体によってその権利利益を制約されるものではないことから、一般に、当該命令に対する不服申立ての主体とはならないと考えております。

また、本法律案において、捜査機関が電磁的記録提供命令により電磁的記録の提供を受けた場合に、当該電磁的記録に記録された情報の主体に提供の事実等を通知することとはしておりません。

現行刑事訴訟法においても、捜査機関が差押え等により被処分者以外の者に関する情報を取得した場合に、その者に通知することとはされておりませんが、一般的に、そのことをもって差押え等に対する不服申立ての機会の保障が不十分であるとは考えていないものと認識をしております。

そのため、本法律案において、そのような通知の仕組みを設けないことに問題があるとは考えておりません。

次に、電磁的記録提供命令に関する費用補償の在り方についてお尋ねがありました。

電磁的記録提供命令は、現行の差押え等と異なり、被処分者において、捜査機関への対面での対応が必要となる上、オンラインによる電磁的記録の提供も可能となることから、被処分者となる事業者の負担の軽減に資するものと考えております。また、捜査機関による電磁的記録提供命令は、裁判官が必要であると認めて許可をした場合に限ってすることができるとしてしております。

したがって、電磁的記録提供命令は、現行の差押え等と比較して、事業者に過度の負担を負わせることにはならないと考えておりまして、そのために要する費用について公的に補償するような制度を設けることは特に考えておりませんが、もとより、捜査機関においては、事業者に掛ける負担ができる限り小さくなるよう、事案に応じて適切に配慮していくものと考えております。

次に、電子化される供述調書の情報保全のための対応についてお尋ねがありました。

電子化される供述調書の非改ざん性を担保し、事後検証を可能とする技術上の措置としては、例えば公開鍵暗号方式による電子署名など、御指摘のものを含め、様々な方策があり得るところであります。また、法務省といたしましては、現在、最高裁判所、警察庁等の関係機関やあるいは開発業者と検討を重ねているところであります。引き続き、関係機関等と緊密に連携をし、検討を進めてまいります。

最後に、捜査機関が取得した電磁的記録の利用の規制についてお尋ねがありました。

捜査機関においては、一般に、個人情報を含む

め、捜査の過程で取得した情報について、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法といった法令等の規定や趣旨に従い、適正に取扱いを行っているものと承知をしております。

その上で、法務省といたしまして、捜査機関が取得した電磁的記録が不適正に利用されることのないようにすることは重要であると認識をしております。そのために必要な事項については、規程や通達により周知徹底をしております。

○議長(関口昌一君) 仁比聡平君。

〔仁比聡平君登壇、拍手〕

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平です。会派を代表して、刑事デジタルプライバシー侵害法案というべき刑事訴訟法等改定案について質問いたします。

本法案は、情報通信技術の進展に対応するとして、形があり、そこにあるものではなく、形の無い、今日際限なく蓄積される巨大サーバーやクラウド上の個人情報、電子データ自体を初めて捜索、差押えの対象とする電磁的記録提供命令を創設するものです。

プロバイダーなど電気通信事業者は、提供命令に正当な理由なく違反すれば処罰されることになるため、實際上、利用者の個人情報を提供せざるを得なくなります。一方で、個人情報本来の持ち主である利用者に知らせることは禁じられます。

一旦提供された個人情報は、たとえ提供命令が後に取り消されても、消去、抹消されることなく捜査機関の元に蓄積され続けていくことになりま

おりです。これは、本人が全く知らない間に、警察や検察が疑いを掛けた犯罪とは全く無関係な人々との関係性や、開発、営業など事業に係る情報を根こそぎ収集、分析し、蓄積し続けることを意味します。

犯罪捜査の必要性と人権、私生活上の平穏とプライバシー権の緊張関係について、憲法三十五条は、何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、正当な理由に基づいて発せられ、かつ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ侵されないと定めています。すなわち、捜索、差押えは、対象になる捜索場所及び物が個別具体的に特定して明示された裁判所の令状によらなければ許されません。

元々形がなく、どこで区切れるかが曖昧な電子データを、捜査機関の一方的な資料だけを見て行う令状審査で裁判官が特定することは不可能なのではありませんか。例えば、仁比が契約する通信事業者サーバーの中のデータボックスという程度で特定性は認められません。捜索対象が特定されない包括的令状、一般令状の絶対禁止という憲法原則、令状主義を形骸化することは許されません。法務大臣の認識を伺います。

二〇一九年、共同通信社の丸裸にされる私生活、企業の個人情報と警察・検察という調査報道があります。捜査機関が令状なしで任意の提供を求める捜査関係事項照会に対しても、各航空会社、鉄道・バス会社、電気・ガス会社、ポイントカード発行会社、クレジットカード会社、消費者金融、携帯電話会社、コンビニ、スーパー、家電量販店、ドラッグストア、パチンコ店、遊園地、アパレル、居酒屋、劇団や映画館、ガソリンスタンド、カラオケ店やインターネットカフェ、ゲー

ム会社などあらゆる企業が、カードなどの利用履歴、氏名と生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、銀行口座、家族情報、店内防犯カメラ映像やレシート情報など、およそありとあらゆる個人情報や検索機関に提供しているという衝撃的な報道です。法務大臣、これらの企業は全て提供命令の対象にもなるのです。

この報道から六年。情報通信の高度化、個人情報の蓄積は、六年前とは比較にならないほど急速に進んでいます。

衆議院の参考人、指宿信教授は、法制審議会でも、捜査関係事項照会でのような不具合があったか、あるいは二〇一一年改正で導入されたUSBなどの記録媒体にコピーさせ物として差し押さえる記録命令付差押えが一体何件執行され、何件思ふようなデータが取得できなかったのかといった立法事実が全く提出されていないと厳しく指摘をしています。法務大臣、電磁的記録提供命令制度を不可欠とする立法事実は何ですか。導入しなければ立件できない犯罪があるのですか。

スマートフォンで、近年、指紋認証や顔認証などの生体認証を含む二段階認証が広がっており、多くの人はこれらで個人情報を守られていると信頼しています。そこで、総務大臣、こうした認証システムは個人情報への不正アクセスを防ぐためのものですね。

ところが、法案では、提供命令の際、当該電磁的記録の内容を確認するための措置を命令できることになっています。法務大臣、パスワードやパスコードが掛けられていても、本人の同意なく、本人がパスワードなどを教えずに、捜査機関は情報を取得できるようになるのではありませんか。

GPSの履歴はどうでしょう。今や、ほぼ全ての携帯端末が衛星からの位置情報を受け取っている

ます。総務大臣に確認します。子供の見守りサービスの利用者の意思で利用されているものもありますが、端末によっては、使うアプリで利用者がGPS受信機能の利用を選択するしないにかかわらず、端末自身が常時位置情報を受信しているのではありませんか。

二〇一七年最高裁判決が弾効したとおり、GPS捜査は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うという特徴においてプライバシーを侵害する度合いは極めて深いものです。それでも、法務大臣、利用者本人が知ることなく、GPS履歴も提供させることができるのですか。

これまでも、犯罪の未然防止のためとして情報収集する公安・行政警察活動と、事件が起こったといつて始まる犯罪捜査に実態として切れ目はなく、不可分一体に重大な人権侵害を引き起こされてきました。

大川原化工機事件はその一つです。警視庁外事第一課が三年にわたって執拗に捜査し、役員の逮捕、勾留、起訴に至りましたが、後に検察自ら起訴を取り消さざるを得なくなった重大な冤罪でした。手柄欲しさに無理やり事件をでっち上げられ、保釈さえ認められず、お一人は身柄拘束のまま病死するという取り返しの付かない非人道的な結果をもたらしました。

国家公安委員長に聞きます。関係者は一貫して謝罪と検証を求めています。ところが、警察も政府も拒否し続けています。一体なぜですか。

風力発電をめぐる住民運動を監視し続けた岐阜県警大垣警察署警備課の活動について、昨年九月、名古屋高裁は、市民の個人情報の収集、保有、情報提供は違憲、違法とし、損害賠償と個人情報抹消を命じました。ところが、警察庁は、上告断念に迫り詰められながら、警察の情報活動

という事柄の性格上、その目的、対応などを明らかにすることができなかったのが敗訴の要因など国会で答弁するなど、全く無反省ではありませんか。つまり、公安活動の目的や対応は、たとえ裁判に負けてでも、事柄の性格上、明らかにしないとも言えるのですか。国家公安委員長、お答えください。

法案によつて、捜査機関に蓄積されていく電子データは、令状記載の犯罪捜査だけではなく、広く公安警察活動の資料としても利用されていくのではありませんか。法務大臣、お答えください。

衆議院で大川原化工機の島田順司参考人は、突然、逮捕、勾留され、留置所で屈辱的な扱いを受け、取調べで録音、録画も弁護士立会いも許されない捜査の実態を告発されました。

ほかに、事件と全く無関係の中学校時代の成績や男女関係などを、取調べで言及して侮辱したり、お子さんの精神疾患を持ち出して黙秘権の行使を非難するなど、手にした情報をてこに自白を強要し、冤罪を引き起こした例は枚挙にいとまがありません。

法務大臣、我が国の刑事司法に今求められているのは、自白偏重と人質司法を改める抜本的な改革ではありませんか。全面的な証拠開示、全事件全過程の取調べの可視化、取調べへの弁護人立会い、オンライン接見の実現を強く求めます。

数々の冤罪、そして袴田事件無罪確定の下、迎えているこの国会で、再審における証拠開示、検察による上訴を許さない再審法の抜本改正を実現しようではありませんか。

同僚議員の皆さんに呼びかけ、法務大臣の見解を問うて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣鈴木木馨祐君) 仁比聡平議員にお答え申し上げます。

まず、電磁的記録提供命令によつて取得した電磁的記録の取扱いや同命令の対象についてお尋ねがありました。

捜査機関においては、一般に、個人情報を含め捜査の過程で取得した情報について、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法といった法令等の規定や趣旨に従い適正に取り扱っているものと承知をしております。そして、記録の保管については、刑事確定訴訟記録法等においてその期間が定められており、それを経過したものは廃棄することとされていることから、取得された情報が捜査機関の元に蓄積され続けることとはならないと承知をしております。

また、電磁的記録提供命令がどのような電磁的記録を対象として用いられるかは、個別具体的な事案によるため一概にお答えすることは困難であります。一般論として申し上げます。同命令においては、捜査に必要な電磁的記録を保管し又は利用する権限を有する者であつて、我が国に所在するものに対し、裁判官が被疑事件等との関連性を認めて令状に記載、記録した電磁的記録に限つてその提供を命ずることができることとなっております。

次に、憲法第三十五条の趣旨及び電磁的記録提供命令の令状における対象の特定についてお尋ねがありました。

憲法第三十五条第一項は、何人も、その書類及び所持品について押収を受けることのない権利は、押収する物を明示する令状がなければ侵害されない旨規定をしております。これを受けて、本法律案による改正後の刑事訴訟法におきましては、裁判官が発する電磁的記録提供命令の令状に、提供させるべき電磁的記録等を具体的に特定して記載、記録することとしており、裁判官は、個別の事案

ごとに被疑事件等との関連性が認められる範囲で提供させるべき電磁的記録をできる限り特定して令状に記載、記録することとなります。

その上で、このようにして裁判官が発した令状により提供された電磁的記録の中に結果として被疑事件等の立証に直接的には用いられないものがあったとしても、そのことによって電磁的記録提供命令が直ちに違法、不当の評価を受けるものではないと考えております。

次に、電磁的記録提供命令の令状と令状主義等との関係についてお尋ねがありました。

先ほど申し上げましたとおり、裁判官は、電磁的記録提供命令の令状において、個別の事案ごとに被疑事件等との関連性が認められる範囲で提供させるべき電磁的記録をできる限り特定して記載、記録することとなります。したがいまして、電磁的記録提供命令の令状が御指摘の憲法の原則や令状主義を形骸化するようなことにはならないと考えております。

次に、電磁的記録提供命令の対象者についてお尋ねがありました。

電磁的記録提供命令がどのような者に対して用いられるかは、個別具体的な事案によるため一概にお答えすることは困難であります。その上で、あくまで一般論として申し上げます、御指摘のような事業者が、捜査に必要な電磁的記録を保管する者又はそれを利用する権限を有する者に当たるときには電磁的記録提供命令の対象となり得ると考えられますが、実際に捜査機関が電磁的記録提供命令をするためには、裁判官が発する、提供させるべき電磁的記録や提供させるべき者を特定して記載、記録した令状が必要であります。

次に、電磁的記録提供命令の立法事実等についてお尋ねがありました。

現行法の下で刑事手続に必要な電磁的記録を強

制的に取得する場合には、処分者が被処分者の下に赴いて記録媒体を差し押さえる必要があるため、処分者側、被処分者側の双方に相応の負担が生じております。また、実務においては、電磁的記録がクラウドサーバーに保存されている場合など、記録媒体の差し押えが困難な場合もあり得ます。

そこで、本法律案においては、有体物である記録媒体の差し押えを介在させず、被処分者に対し電磁的記録の提供を命じ、罰則をもってその履行を確保する電磁的記録提供命令を設けることとしております。その上で、例えば、捜査に必要な電磁的記録がクラウドサーバーに保存されているなど記録媒体の差し押えが困難であって、かつ当該電磁的記録を保管する者等が任意での提出を拒んでいような場合には、現行の強制処分では対処が困難であり、電磁的記録提供命令の活用が想定されるものと考えております。

次に、電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録の内容を確認するための措置についてお尋ねがありました。

本法律案による改正後の刑事訴訟法第百十一条第三項の電磁的記録の内容を確認するための措置をとることその他必要な処分とは、電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録について、検証や保管の必要性の有無を判断するための処分をいい、例えば、電磁的記録提供命令により提供させた電磁的記録にパスワードが付されている場合において、これを可読化することもこれに当たり得ると考えております。

次に、電磁的記録提供命令によるGPS履歴の取得についてのお尋ねがありました。

捜査機関が電磁的記録提供命令により提供を命ずることができる電磁的記録は、既に存在している電磁的記録であって、裁判官が被疑事件等と

の、失礼しました、被疑事実等との関連性を認め令状に記載、記録したものに限定をされます。

その上で、一般論として申し上げます、御指摘のGPS履歴に関する電磁的記録についても、それが既に存在しているものであって、裁判官が被疑事件等との関連性を認めて令状に記載、記録したものである場合には、その限度で電磁的記録提供命令の対象となり得ると考えております。

次に、捜査機関が電磁的記録提供命令により取得した電磁的記録の利用についてお尋ねがありました。

捜査機関においては、一般に捜査の過程で取得した証拠について、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法といった法令等の規定や趣旨に従い適正に取扱いをしているものと承知をしております。

本法律案が改正法として成立をした場合には、電磁的記録提供命令によって取得した電磁的記録についても同様に取扱いをされるものと考えておりまして、捜査機関においては、引き続き、証拠の適正な利用等に努めていくものと承知をしているところであります。

次に、自白偏重、そして人質司法の改革についてのお尋ねがありました。

一般論として申し上げます、検察当局においては、自白のみに頼ることなく、それ以外の証拠の収集にも万全を期することはもとより、自白の信用性も慎重かつ十分に吟味をし、これらの証拠に基づいて事実の存否を的確に判断した上で、適切な事件の処理に努めているものと承知をしております。

また、被疑者、被告人の身柄拘束については、法律上厳格な要件及び手続が定められております上、一般論として、不必要な身柄拘束がなされないよう、適切に運用されているものと承知をして

おります。したがいまして、人質司法との御指摘は当たらないものと認識をしております。

次に、取調への録音、録画や弁護人の立会い、全面的な証拠開示及びいわゆるオンライン接見についてのお尋ねがありました。

現行の録音、録画制度を超える取調べに関する規制については、取調べの適正確保の観点のほか、捜査の機能に与える影響等も考慮しつつ、慎重かつ丁寧に検討すべき問題であると考えております。

次に、検察官保管証拠のいわゆる事前全面開示については、法制審議会において議論がなされたものの、争点及び証拠の整理が十分になされなくなるといった問題点が指摘をされ、法整備がなされなかったものと承知をしております。したがいまして、慎重な検討を要するものと考えております。

また、オンライン接見につきましては、例えば弁護人の端末を用いて行う場合、弁護人以外の者による弁護人への成り済ましや、接見が認められていない第三者の同席等の防止が困難であると指摘をされておりまして、オンライン接見一般を被疑者等の権利として位置付けることは相当でないと考えております。

最後に、再審制度の改正についてお尋ねがありました。

再審制度に関しましては、先般、御指摘の点を含む再審手続に関する規律の在り方について法制審議会に諮問をしたところであります。

そのため、まずは法制審議会の議論を見守りたいと考えておりますが、国民の皆様方の関心も高いことなどから、法務省といたしましても、十分な調査審議が行われ、できる限り早期に答申をいただけるよう尽力をまいります。(拍手)

〔国務大臣村上誠一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣村上誠一郎君 仁比議員からの御質問にお答えいたします。

まず、生体認証や二段階認証が不正アクセスを防ぐためのものかとの御質問がございました。

一般的に、生体認証は、インターネット上のサービスにアクセスしようとする人が適切なアクセス権限を有する本人であることを認証する際に、顔や指紋といった人それぞれの身体的特徴を利用する仕組みであります。また、二段階認証は、例えば、ID及びパスワードによる認証と生体認証などを二段階で組み合わせる仕組みであります。これらの認証方法は、いずれも第三者による不正なアクセスを防止するためのセキュリティの対策技術の一つとして認識しております。

なお、次に、携帯端末について常時位置情報が受信されているのではないかとの御質問がございました。

携帯端末自体が常時位置情報を受信しているかどうかにつきましては、それぞれの携帯端末の仕様によって様々であります。このために一概にお答えすることは困難であると考えております。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣坂井学君登壇、拍手〕

○国務大臣坂井学君 大川原化工機訴訟の原告側に対する謝罪及び検証についてお尋ねがありました。

警察として、本件公訴が取消しとなったことについては真摯に受け止めております。

その上で、本件については、現在、国家賠償法に基づく訴訟が係属中であり、お尋ねの件について、現時点において予断をもってお答えすることは差し控えたいと思います。

昨年九月十三日の名古屋高裁判決に対する警察庁の対応についてお尋ねがありました。

議員御指摘の答弁につきましては、仮に個別具

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(趣旨説明) 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件外三件

体の情報収集活動の内容を明らかにすることとなれば、今後の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあり、公共の安全と秩序の維持という責務を果たすことが困難となることから、岐阜県警察は訴訟において情報収集活動の目的、態様等を明らかにすることができなかったという趣旨で申し上げたものと承知しております。

警察としては、今回の判決を重く受け止めており、警察法第二条に基づく情報収集活動が、目的の正当性、行為の必要性及び相当性という基本原則を遵守し行われるべきことは当然であると認識しております。今後とも、情報収集活動を始めとする警察活動が適切に行われるよう、警察を指導してまいります。(拍手)

○議長(関口昌一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(関口昌一君) 日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第四 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上四件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長滝沢求君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔滝沢求君登壇、拍手〕

○滝沢求君 ただいま議題となりました条約四件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ウクライナ、トルクメニスタン及びアルメニアとの租税条約は、投資所得に対する源泉地国課税の更なる軽減等について定めるものであります。

次に、インドネシアとの経済連携協定改正議定書は、貿易に関する市場アクセスを改善すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、四件を一括して議題とし、旧ソ連三か国との間で租税条約を締結する理由と条約の効果、インドネシアとの議定書の効果と看護師候補者等の受入れの在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の山添委員より四件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、四件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより採決をいたします。

まず、日程第一ないし第三の条約を一括して採決いたします。

三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五
賛成 二百二十四
反対 十一

よって、三件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 次に、日程第四の条約の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(関口昌一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四
賛成 二百十八
反対 十六

よって、本件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十三分散会

出席者は左のとおり。

議長		副議長		議員	
関口 昌一君	伊藤 岳君	長浜 博行君	吉良よし子君	松野 明美君	伊藤 岳君
	松野 明美君		仁比 聡平君	中条きよし君	松野 明美君
	柳ヶ瀬裕文君	岩渕 友君	大門実紀史君	山添 拓君	柳ヶ瀬裕文君
	紙 智子君	串田 誠一君	井上 哲士君	倉林 明子君	紙 智子君
	山下 芳生君	小池 晃君	高木かおり君	石井 苗子君	山下 芳生君
	猪瀬 直樹君	山口 和之君	柴田 巧君	金子 道仁君	猪瀬 直樹君
	青島 健太君	竹内 真二君	高橋 次郎君	窪田 哲也君	青島 健太君
	安江 伸夫君	梅村みずほ君	高橋 光男君	嘉田由紀子君	安江 伸夫君
	塩田 博昭君	藤巻 健史君	下野 六太君	三浦 信祐君	塩田 博昭君
	佐々木さやか君	片山 大介君	宮崎 勝君	河野 義博君	佐々木さやか君
	矢倉 克夫君	杉 久武君	石井 章君	平木 大作君	矢倉 克夫君
	豊田 俊郎君	新妻 秀規君	浅田 均君	上田 勇君	豊田 俊郎君
	横山 信一君	松沢 成文君	若松 謙維君	山本 博司君	横山 信一君
	伊藤 孝江君	里見 隆治君	宮崎 雅夫君	滝波 宏文君	伊藤 孝江君
	谷合 正明君	秋野 公造君	星 北斗君	山口那津男君	谷合 正明君
		石川 博崇君	自見はなこ君		
		西田 実仁君	こやり隆史君		
		青木 一彦君	森屋 宏君		
			馬場 成志君		

山本佐知子君	友納 理緒君	平山佐知子君	加藤 明良君	今井絵理子君	白坂 亜紀君	三浦 靖君	加田 裕之君	比嘉奈津美君	松川 るい君	堀井 巖君	堂故 茂君	滝沢 求君	阿達 雅志君	野村 哲郎君	佐藤 信秋君	高橋 克法君	中田 宏君	野上浩太郎君	三原じゅん子君	神谷 宗幣君	寺田 静君	山本 太郎君	大野 泰正君	田中 昌史君	山本 啓介君	高橋はるみ君	宮崎 雅夫君	星 北斗君	自見はなこ君	こやり隆史君	森屋 宏君	馬場 成志君
吉井 章君	長谷川英晴君	生稲 晃子君	小林 一大君	赤松 健君	小川 克巳君	岩本 剛人君	船橋 利実君	山田 太郎君	羽生田 俊君	舞立 昇治君	柘植 芳文君	酒井 庸行君	松下 新平君	猪口 邦子君	長谷川 岳君	古賀友一郎君	山谷えり子君	尾辻 秀久君	浅尾慶一郎君	大島九州男君	宮口 治子君	鈴木 宗男君	ながえ孝子君	若林 洋平君	清水 真人君	本田 顕子君	藤木 眞也君	進藤金日子君	三宅 伸吾君	宮本 周司君	上月 良祐君	北村 経夫君

大田 房江君	佐藤 正久君	石井 準一君	藤川 政人君	岡田 直樹君	武見 敬三君	末松 信介君	齊藤健一郎君	浜田 聡君	永井 学君	臼井 正一君	梶原 大介君	佐藤 啓君	朝日健太郎君	山下 雄平君	山田 宏君	石田 昌宏君	赤池 誠章君	片山さつき君	森 まさこ君	石井 浩郎君	松村 祥史君	櫻井 充君	衛藤 晟一君	中曽根弘文君	奥村 政佳君	村田 享子君	水野 素子君	古賀 千景君	横沢 高德君	羽田 次郎君	岸 真紀子君	石川 大我君
大家 敏志君	牧野たかお君	磯崎 仁彦君	古川 俊治君	松山 政司君	山本 順三君	高良 鉄美君	伊波 洋一君	藤井 一博君	古庄 玄知君	越智 俊之君	神谷 政幸君	小野田紀美君	青山 繁晴君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君	石井 正弘君	江島 潔君	西田 昌司君	山田 俊男君	上野 通子君	宮沢 洋一君	鶴保 庸介君	山崎 正昭君	山東 昭子君	大椿ゆうこ君	三上 えり君	高木 真理君	柴 愼一君	塩村あやか君	田島麻衣子君	石垣のりこ君	井上 義行君

小沢 雅仁君	木戸口英司君	杉尾 秀哉君	徳永 エリ君	吉川 沙織君	石橋 通宏君	川田 龍平君	田名部匡代君	木村 英子君	青木 愛君	福山 哲郎君	堂込麻紀子君	鬼木 誠君	芳賀 道也君	磯崎 哲史君	打越さく良君	浜野 喜史君	古賀 之士君	川合 孝典君	野田 国義君	榛葉賀津也君	天畠 大輔君	総務大臣	法務大臣	外務大臣	国務大臣 (国家公安委員長)	副大臣	法務副大臣	高村 正大君	勝部 賢志君	小西 洋之君	熊谷 裕人君	渡辺 猛之君	斎藤 嘉隆君	中西 祐介君	牧山ひろえ君	水岡 俊一君	橋本 聖子君	辻元 清美君	福島みずほ君	竹詰 仁君	田村 まみ君	小沼 巧君	浜口 誠君	森屋 隆君	上田 清司君	森本 真治君	伊藤 孝恵君	広田 一君	舟山 康江君	船後 靖彦君	村上誠一郎君	鈴木 馨祐君	岩屋 毅君	坂井 学君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	------	-------------------	-----	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------

議長の報告事項 去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		決算委員		同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第四一号) 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第三〇号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第一号) 外国為替及び外国貿易法第十条の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船舶地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第三号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案(閣法第四号) 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第五号) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 電波法及び放送法の一部を改正する法律案 児童福祉法等の一部を改正する法律案 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案 同日議員から次の質問主意書が提出された。 大阪・関西万博会場におけるメタンガス対策に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第一〇〇号)		公衆の目に触れるような方法で買春の相手方となるよう勧誘等する行為に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第一〇一号) 精神障害者保健福祉手帳の更新申請時に減免措置が受けられない可能性があることにに関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第一〇二号) 保険者がレセプトや電子カルテ等の医療情報にアクセスして医療の質や費用対効果を分析できる環境整備の重要性等に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第一〇三号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員神谷宗幣君提出中国の反スパイ法等に基づく日本人及び在日中国人の拘束事案に係る危機意識の喚起と政府対応に関する質問に対する答弁書(第九一号) 参議院議員浜田聡君提出高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する質問に対する答弁書(第九二号) 参議院議員浜田聡君提出医療保険料が児童手当の財源となつてゐることの妥当性等に関する質問に対する答弁書(第九三号) 参議院議員野田国義君提出固定価格買取制度における出力制御に関する質問に対する答弁書(第九四号) 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 電波法及び放送法の一部を改正する法律 児童福祉法等の一部を改正する法律 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 一昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員		外交防衛委員 辞任 永井 学君 補欠 中曽根弘文君		財政金融委員 辞任 小池 晃君 補欠 小池 晃君		文教科学委員 辞任 小池 晃君 補欠 吉良よし子君		厚生労働委員 辞任 加田 裕之君 補欠 自見はなこ君		国土交通委員 辞任 中曽根弘文君 補欠 永井 学君 大門実紀史君		環境委員 辞任 自見はなこ君 補欠 加田 裕之君		国家基本政策委員 辞任 小池 晃君 補欠 山添 拓君		予算委員 辞任 江島 潔君 山下 雄平君 宮崎 勝君 串田 誠一君 田村 まみ君 山添 拓君 山本 太郎君 補欠 岩本 剛人君 神谷 政幸君 高橋 次郎君 藤巻 健史君 上田 清司君 小池 晃君 船後 靖彦君	
---	--	-------------	--	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	---	--	--	--	---	--	---	--	---	--

総務委員	辞任	高木かおり君	補欠	梅村みずほ君	決算委員	辞任	青山 繁晴君	補欠	藤井 一博君	租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（稲富修二君外八名提出）（衆第二一六号）
法務委員	辞任	小川 克巳君	補欠	山田 宏君	豊田 俊郎君	猪口 邦子君	松川 るい君	柴 慎一君	川田 龍平君	地方税法の一部を改正する法律案（吉川元君外六名提出）（衆第二七号）
文教科科学委員	辞任	中条きよし君	補欠	石井 章君	村田 享子君	高木 真理君	竹谷とし子君	高橋 次郎君	新妻 秀規君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
厚生労働委員	辞任	山田 宏君	補欠	小川 克巳君	横山 信一君	柴田 巧君	石井 章君	仁比 聡平君	紙 智子君	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第一五号）
経済産業委員	辞任	梅村みずほ君	補欠	片山 大介君	紙 智子君	仁比 聡平君	行政監視委員	辞任	上 月 良祐君	同日議員から次の質問主意書が提出された。
国土交通委員	辞任	石井 章君	補欠	中条きよし君	議院運営委員	辞任	清水 真人君	補欠	山田 宏君	日中「友好交流」を通じた地方自治体・青少年・メディア等に対する中国の統一戦線工作・影響力工作に関する質問主意書（神谷宗幣君提出）（第一〇四号）
国家基本政策委員	辞任	山添 拓君	補欠	小池 晃君	山下 雄平君	神谷 政幸君	羽田 次郎君	三上 えり君	伊藤 孝江君	同日次の質問主意書を内閣に転送した。
予算委員	辞任	猪口 邦子君	補欠	豊田 俊郎君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員	辞任	梶原 大介君	補欠	高橋はるみ君
		神谷 政幸君	上 月 良祐君	佐藤 正久君						同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
		松川 るい君	清水 真人君	吉川 沙織君						同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
		山田 宏君	田名部匡代君	古賀 之士君						
		川田 龍平君	村田 享子君	若松 謙維君						
		柴 慎一君	伊藤 孝江君	柳ヶ瀬裕文君						
		高木 真理君	舟山 康江君	山下 芳生君						
		高橋 次郎君	山本 太郎君							
		三浦 信祐君								
		藤巻 健史君								
		上田 清司君								
		小池 晃君								
		船後 靖彦君								

決算委員

辞任

猪口 邦子君

江島 潔君

松川 るい君

川田 龍平君

柴 慎一君

高木 真理君

高橋 次郎君

串田 誠一君

行政監視委員

辞任

山下 雄平君

補欠

山上 良祐君

補欠

山田 宏君

三浦 信祐君

宮崎 勝君

清水 真人君

伊藤 孝江君

高橋 次郎君

経済産業委員会

理事 片山 大介君 (梅村みずほ君の補欠

同日議員から次の議案が提出された。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の

廃止に関する措置等に関する法律案(吉良よし

子君発議)(参第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び

に脱税及び租税回避の防止のための日本国政府

とウクライナ政府との間の条約の締結について

承認を求めるの件(閣条第一号)審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び

に脱税及び租税回避の防止のための日本国とト

ルクメニスタンとの間の条約の締結について承

認を求めるの件(閣条第二号)審査報告書

補欠

豊田 俊郎君

岩本 剛人君

西田 昌司君

羽田 次郎君

古賀 之士君

村田 享子君

竹谷とし子君

柳ヶ瀬裕文君

補欠

上月 良祐君

補欠

山上 良祐君

補欠

山田 宏君

三浦 信祐君

宮崎 勝君

清水 真人君

伊藤 孝江君

高橋 次郎君

経済産業委員会

理事 片山 大介君 (梅村みずほ君の補欠

同日議員から次の議案が提出された。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の

廃止に関する措置等に関する法律案(吉良よし

子君発議)(参第六号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び

に脱税及び租税回避の防止のための日本国政府

とウクライナ政府との間の条約の締結について

承認を求めるの件(閣条第一号)審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び

に脱税及び租税回避の防止のための日本国とト

ルクメニスタンとの間の条約の締結について承

認を求めるの件(閣条第二号)審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び

に脱税及び租税回避の防止のための日本国とア

議長の報告事項 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び

に脱税及び租税回避の防止のための日本国とア

ルメニア共和国との間の条約の締結について承

認を求めるの件(閣条第三号)審査報告書

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共

和国との間の協定を改正する議定書の締結につ

いて承認を求めるの件(閣条第四号)審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ君提出石綿健康被害救済

法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元

職員の遺族及びJR元職員の遺族間の権衡に関

する再質問に対する答弁書(第九五号)

参議院議員福島みずほ君提出石綿健康被害救済

法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元

職員の遺族及びJR元職員の遺族間の権衡に関

する再質問に対する答弁書(第九五号)

参議院議員福島みずほ君提出石綿健康被害救済

法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元

職員の遺族及びJR元職員の遺族間の権衡に関

する再質問に対する答弁書(第九五号)

参議院議員福島みずほ君提出石綿健康被害救済

法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元

職員の遺族及びJR元職員の遺族間の権衡に関

する再質問に対する答弁書(第九五号)

参議院議員福島みずほ君提出石綿健康被害救済

法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元

職員の遺族及びJR元職員の遺族間の権衡に関

する再質問に対する答弁書(第九五号)

参議院議員福島みずほ君提出石綿健康被害救済

法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元

職員の遺族及びJR元職員の遺族間の権衡に関

する再質問に対する答弁書(第九五号)

参議院議員福島みずほ君提出石綿健康被害救済

法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元

職員の遺族及びJR元職員の遺族間の権衡に関

する再質問に対する答弁書(第九五号)

参議院議員福島みずほ君提出石綿健康被害救済

法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元

職員の遺族及びJR元職員の遺族間の権衡に関

つ、我が国とウクライナとの間での課税権の調

整がより効果的に行われることになり、両国間

の人的交流及び経済的交流が一層促進されるこ

とが期待されるので、おおむね妥当な措置と認

める。

一、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並

びに脱税及び租税回避の防止のための日本国

政府とウクライナ政府との間の条約の締結に

ついて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月十日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

所得に対する租税に関する二重課税の除去並

びに脱税及び租税回避の防止のための日本国

政府とウクライナ政府との間の条約の締結に

ついて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月十日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

所得に対する租税に関する二重課税の除去並

びに脱税及び租税回避の防止のための日本国

政府とウクライナ政府との間の条約の締結に

ついて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月十日

衆議院議長 額賀福志郎

参議院議長 関口 昌一殿

所得に対する租税に関する二重課税の除去並

びに脱税及び租税回避の防止のための日本国

政府とウクライナ政府との間の条約の締結に

ついて承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避

を通じた非課税又は租税の軽減(第三国の居住者

の間接的な利益のためにこの条約において与えら

れる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする

条約漁りの仕組みを通じたものを含む。)の機会を

生じさせることなく、二重課税を除去するための

条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者

である者について適用する。

2 この条約の適用上、いずれかの締約国の租税

に関する法令の下において全面的若しくは部分

的に課税上存在しないものとして取り扱われる

団体若しくは仕組みによつて又はこのような団

体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、

一方の締約国における課税上当該一方の締約国

の居住者の所得として取り扱われる限りにおい

て、当該一方の締約国の居住者の所得とみな

す。

3 この条約は、第七条3、第九条2、第十八

条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで

及び第二十六条の規定に基づいて認められる特

典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居

住者に対する当該一方の締約国における課税に

影響を及ぼすものではない。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国

の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得

に対する租税(課税方法のいかんを問わない。)

について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税

(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企

業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及

び資産の価値の上昇に対する租税を含む。)は、

所得に対する租税とされる。

所得に対する租税とされる。

所得に対する租税とされる。

所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。 (a) 日本国においては、 (i) 所得税 (ii) 法人税 (iii) 復興特別所得税 (iv) 地方法人税 (v) 住民税 (以下「日本国の租税」という。) (b) ウクライナにおいては、 (i) 個人所得税 (ii) 企業の利得に対する租税 (以下「ウクライナの租税」という。) 4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。 第三条 一般的定義 1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、 (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領海の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。 (b) 「ウクライナ」とは、地理的意味で用いる場合には、ウクライナの全ての領域（内水、領海及びこれらの上空を含む。）並びに領海の外側に位置する水域（海底及びその下を含む。）であつて、ウクライナが自国の効力を有する	国内法及び国際法に基づいて主権的権利又は管轄権を行使するものをいう。 (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はウクライナをいう。 (d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。 (e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。 (f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。 (g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。 (h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。をいう。 (i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。 (i) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者 (ii) ウクライナにおいては、ウクライナ財務省又は権限を与えられたその代理者 (j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。 (i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人 (ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体 (k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。	(1) 一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。 (i) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方府若しくは地方公共団体によつて規制されるもの (ii) 専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み 一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によつて保有される資産及び取得される所得として取り扱う。 2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十三条の規定に基づ	いて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関して当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。 第四条 居住者 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所、設立場所その他これらに類する基準によつて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてののみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。 2 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。 (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。
--	--	---	--

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によって当該事案を解決する。 3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	4 施設を構成するものとする。 1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。 (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。 (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。 (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (e) 企業のために(a)から(d)までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。 (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限り。	5 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限り。 (a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。 (b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。	6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であって、事業を行う一定の場所(5の規定が適用されることとなるものを除く。)を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。 (a) 当該企業の名において締結される契約 (b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約 (c) 当該企業による役務の提供のための契約	1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 第五条 恒久的施設 3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合においては、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。 8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。 9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。	3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。
---	--	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第六条 不動産所得

- 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定によつて当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 この条及び第二十一条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する

る資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

- 3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によつて調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合においては、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。
- 4 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 国際海上運送及び国際航空運送

- 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 この条の規定の適用上、企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得には、次に掲げる利得を含む。ただし、次の(a)に規定する賃貸又は次の(b)に規定する使用、保管若しくは賃貸が、当該企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する場合に限る。
 - (a) 裸用船による船舶又は航空機の賃貸から取得する利得
 - (b) 物品又は商品の運送のために使用されるコ

ンテナ（コンテナ）の運送のためのトレーラー及び関連設備を含む。）の使用、保管又は賃貸から取得する利得

- 3 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、ウクライナの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてウクライナにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。
- 4 1から3までの規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

- 1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。
- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

- 2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業

の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条 配当

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(a)又は(b)に掲げる額を超えないものとする。
 - (a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む六箇月の期間を通じて、次の(i)又は(ii)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント。当該期間の計算に当たり、当該配当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。
 - (i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権
 - (ii) 当該配当を支払う法人がウクライナの居住者である場合には、当該法人の資本

(b) その他の全ての場合には、当該配当の額の十五パーセント	るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。	てのみ租税を課することができる。 (a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関である場合	規定を適用する。 6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該利子は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。
3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人の支払う配当が当該一方の締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される場合には、当該配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十五パーセントを超えないものとする。 4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。	1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(a)又は(b)に掲げる額を超えないものとする。 (a) 次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当する場合 (i) 当該利子の受益者が銀行、保険会社又は証券会社である場合 (ii) 当該利子の受益者が公認の年金基金であり、かつ、当該利子が第三条1(i)又は(ii)に規定する活動によって取得される場合 (iii) 当該利子が当該他方の締約国の居住者によって行われる信用供与による設備若しくは物品の販売又は役務の提供の一環として生ずる債権に関して支払われる場合 (b) その他の全ての場合には、当該利子の額の十パーセント	(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによって行われた間接融資に係る債権に関して支払われる場合 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得であって当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。	7 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちの超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。 第十二条 使用料 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
5 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。 6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。	3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて次の(a)又は(b)の規定に該当するものに対しては、他方の締約国におい	5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の	2 一方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十五パーセントを超えないものとする。
7 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成	(b) その他の全ての場合には、当該利子の額の十パーセント	5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の	2 一方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十五パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルムを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が当該使用料を生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいずれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

6 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によって、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対して

は、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができ。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものによって直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することが

できる。

第十四条 給与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- (a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。
- (b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。
- (c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によって負担されるものではないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一員として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務(他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。)について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条 政府職員

1(a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次

の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2(a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一

方の締約国外から支払われるものに限る。)に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十一条 二重課税の除去

1 日本国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。
日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の

法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてウクライナにおいて租税を課することができる所得をウクライナ内において取得する場合には、当該所得について納付されるウクライナの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

2 ウクライナにおいては、二重課税は、次の方法によつて除去される。

(a) ウクライナの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課することができる所得を取得する場合には、ウクライナは、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に対するウクライナの租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたウクライナの租税の額のうち、日本国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) ウクライナの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてウクライナにおいて租税が免除される場合においても、ウクライナは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たり、その免除された所得を考慮に入れることができる。

第二十二条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の

居住者でもない者についても、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条7、第十二条6又は第二十条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。

第二十三条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又

は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者によって構成される合同委員会を通じて連絡することを含む。）ができる。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従って当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、
(b) 当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国の権限のある当局に提供された日から二年以

内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

第二十四条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局

は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第三文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができ、場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

4 一方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請

された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十五条 租税の徴収における支援

1 両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によって定めることができる。

2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となっている他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a) 日本国においては、

- (i) 第二条3(a)(i)から(iv)までに掲げる租税
- (ii) 復興特別法人税
- (iii) 消費税
- (iv) 地方消費税
- (v) 相続税
- (vi) 贈与税
- (b) ウクライナにおいては、
- (i) 第二条3(b)に掲げる租税
- (ii) 付加価値税
- (iii) 使用税
- (iv) 環境税
- (v) 財産税
- (vi) 物品税
- (vii) 一括税
- (c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換によって随時合意するもの

(d) (a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの	他方の締約国の法令に従つて当該保全の措置をとる。 5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によつて引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下において租税債権であるとの理由によつて適用される時効の対象とされず、また、その理由によつて適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によつて引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下において当該租税債権について適用される優先権を有するものではない。	は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対してその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。 (a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。 (b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。	又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。 第二十七条 特典を受ける権利 1(a)(i) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、 (ii) 当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、 両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この1の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。
3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時において当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によつて徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができ条件を満たす当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従つて徴収される。	6 3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によつて引き受けられた租税債権の徴収に当たつて当該一方の締約国がとつた措置は、当該措置が他方の締約国によつてとられたならば当該他方の締約国の法令に従い当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下において同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該一方の締約国が当該租税債権の徴収についてとつた措置について当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。	9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。 (b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。 (c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。 (d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。	(c) 一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特
4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によつて保全の措置のために引き受けられるものとする。 当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該租税債権について、当該	7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。 8 一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又	この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則 第二十六条 外交使節団及び領事機関の構成員	

典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じ、当該居住者が(a)及び(b)の要件を満たさなかった理由(例えば、損失の存在を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するとき)、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。 2 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。	年の一月一日以後に課される租税 (b) ウクライナにおいては、 (i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われる額 (ii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度 3 2の規定にかかわらず、第二十四条及び第二十五条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。 4 千九百八十六年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約及び議定書(以下「旧条約」という。)は、2及び3の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約が適用される日以後、日本国とウクライナとの間において適用されなくなる。 5 この条約の効力発生の時において旧条約第十七条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人であつていずれかの締約国の居住者であるものは、この条約の効力発生の後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。 6 旧条約は、1から5までの規定に従って適用される最後の日に日本国とウクライナとの間において終了する。	了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。 (a) 日本国においては、 (i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税 (ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税 (b) ウクライナにおいては、 (i) 源泉徴収される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる額 (ii) その他の租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。 二千二十四年二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、ウクライナ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。 日本国政府のために 松田邦紀 ウクライナ政府のために マルチェンコ	議定書 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、日本国政府及びウクライナ政府は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。 1 条約第一条2の規定に関し、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該団体又は仕組みにより当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるかを問わず、当該所得の全部又は一部が生ずる時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものと、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。 2 条約の規定にかかわらず、ウクライナの居住者が匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、当該所得が日本国内において生じ、かつ、日本国における当該所得の支払者の課税所得の計算上控除される場合には、日本国において、日本国の法令に従って租税を課することができる。 3 条約第二十三条5の規定に関し、 (a) (i) 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、当該事案について、条約第二十三条1及び2の規定に従って両締約国の権限のある当局の合意によって事案を解決するための手続(以下こ
---	--	---	---

令和七年四月二十三日 参議院会議録第十五号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

の3において「相互協議手続」という。を停止した場合には、同条5(b)に規定する期間は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

(ii) 事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、条約第二十三条5(b)に規定する期間は、当該相互協議手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

(iii) 事案によつて直接に影響を受ける者が条約第二十三条5(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によつて要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合には、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

(b)(i) 仲裁人の任命については、次の規則を適用する。

(aa) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人である仲裁人によつて構成される。

(bb) 各締約国の権限のある当局は、一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあつてはならない。

(cc) 仲裁人は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当

局、税務当局及び財務省並びに事案によつて直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならない。当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならない。並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行つてはならない。

(ii) 両締約国の権限のある当局は、仲裁人及びその職員が、仲裁手続の実施に先立つて、条約第二十四条2及び両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従つて仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によつて合意することを確認する。

(iii) 条約第二十三条及び第二十四条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁人及びその職員(仲裁人一人について三人までに限る。)並びに仲裁人の候補者は、情報(当該候補者については、当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。)の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、条約第二十四条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。

(c)(i) 仲裁決定は、最終的なものとする。

(ii) 仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によつて当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束

しない。この場合には、条約第二十三条5に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続(b)(ii)及び(c)並びに(f)の規定に係るものを除く。)は、行われなかったものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。

(iii) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(d)(i) 事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(ii) 事案によつて直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によつて当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によつて直接に影響を受ける者によつて受け入れられなかったものとする。

(e) 条約第二十三条及びこの3の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(i)から(c)までの規定のいずれかに該当する場合には当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(i)又は(ii)の規定に該当する場合には当該事案に関する

相互協議手続も終了する。

(i) 両締約国の権限のある当局が、条約第二十三条2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合

(iii) 当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(f) 各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(g) 条約第二十三条5及びこの3の規定は、条約第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十四年二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、ウクライナ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

松田邦紀

ウクライナ政府のために

マルチェンコ

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和七年四月二十二日

外交防衛委員長 滝沢 求
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、我が国とトルクメニスタンとの間で、現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免等について定めるものである。この条約の締結により、脱税及び租税回避行為を防止しつつ、我が国とトルクメニスタンとの間での課税権の調整がより効果的に行われることになり、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月十日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

令和七年四月二十三日 参議院会議録第十五号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約

日本国及びトルクメニスタンは、
両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じて非課税又は租税の軽減(第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、
次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2 この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国

の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3 この条約は、第七条3、第九条2、第十八条、第十九条、第二十二条から第二十四条まで及び第二十七条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国における課税に影響を及ぼすものではない。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税(課税方法のいかんを問わない)について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む)は、所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 復興特別所得税

(iv) 地方法人税

(v) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) トルクメニスタンにおいては、

(i) 法人の利得又は所得に対する租税

(ii) 個人の所得に対する租税

(以下「トルクメニスタンの租税」という。)

4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は

実質的に類似するものについても、適用する。
両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域(領海を含む。)及びその領海の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む。)をいう。

(b) 「トルクメニスタン」とは、地理的意味で用いる場合には、トルクメニスタンの領域並びにトルクメニスタンが国際法に基づいて主権的権利及び管轄権を行使する全ての区域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はトルクメニスタンをいう。

(d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送(当該船舶又は航空機が一方の締約国内の

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。)をいう。	される団体又は仕組み 一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたらば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱う。	含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についての当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。 2 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国(重要な利害関係の中心がある締約国)の居住者とみなす。 (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて当該事案を解決する。	与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。 第五条 恒久的施設 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 (a) 事業の管理の場所 (b) 支店 (c) 事務所 (d) 工場 (e) 作業場 (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
(i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。 (i) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者 (ii) トルクメニスタンにおいては、財務経済省又は権限を与えられたその代理者 (j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。 (i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての個人 (ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体 (k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。 (l) 一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。 (i) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方府若しくは地方公共団体によつて規制されるもの (ii) 専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営	1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準によつて当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を行い、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を	3 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によつて決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて	(a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。 (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。 (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (e) 企業のために(a)から(d)までに規定されてい

ない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

(f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のもでないこと。

6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業が代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であって、事業を行う一定の場所(5の規定が適用されることとなるものを除く。)を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。

(a) 当該企業の名において締結される契約

(b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

(c) 当該企業による役務の提供のための契約

7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるかを否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事

実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合に、密接に関連するものとする。

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産利益並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定によつて当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 この条及び第二十二条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によつて調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条 国際海上運送及び国際航空運送
1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、トルクメニスタンの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてトルクメニスタンにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は

は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであらう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該配当の受益者が、他方の締約国の居住者であり、かつ、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む六箇月の期間を通じ、次の(a)又は(b)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

る。当該期間の計算に当たり、当該配当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。

(a) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権

(b) 当該配当を支払う法人がトルクメニスタンの居住者である場合には、当該法人の資本

4 3の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人の支払う配当が当該一方の締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される場合には、当該配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

5 2から4までの規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

6 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に關し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

7 1から4までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用

する。

8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて次の(a)から(e)までの規定のいずれかに該当するものに対しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当

該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方公共団体若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関である場合 (b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方公共団体若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方公共団体若しくは地方公共団体によって全面的に所有される機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによって行われた間接融資に係る債権に関して支払われる場合 (c) 当該利子の受益者が、次のいずれかに該当する当該他方の締約国の居住者(当該他方の締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制されるものに限る。)である場合 (i) 銀行 (ii) 保険会社 (ii) 証券会社 (iv) (i)から(iii)までに掲げる者以外の企業であつて、当該利子の支払が行われる課税年度に先立つ三課税年度において、その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が第五条9の規定に従つて当該企業と密接に関連しない者に対する信用に係る債権から成るもの (d) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の公認の年金基金であつて、当該利子が第三条1(i)(i)又は(ii)に規定する活動によつて取得され、かつ、当該利子が支払われる課税年度の開始の時に於いて当該公認の年金基金の受益者、構成員又は参加者の五十パーセント以上	がいずれかの締約国の居住者である個人である場合 (e) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国の居住者によつて行われる信用供与による設備若しくは物品の販売又は役務の提供の一環として生ずる債権に関して支払われる場合 4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得であつて当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子に該当しない。 5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。 6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいづれかの締約国の	居住者であるかを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。 7 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちの超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第十二条 使用料 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。 2 一方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国内においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。 3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルムを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用上の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が当該使用料の生ずる他方	の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。 5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいづれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。 6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第十三条 譲渡収益 1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。
---	---	--	---

令和七年四月二十三日 参議院会議録第十五号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。	3 船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。	4 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものによつて直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該株式又は同等の持分が第二十八条4(b)に規定する公認の有価証券市場において取引される場合において、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する当該株式又は同等の持分の数の合計がその種類の株式又は同等の持分の総数の五パーセント以下であるときは、この限りでない。	5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。	1 次条、第十四条 給与所得 第十七条及び第十八条の規定が適用さ
れる場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。 (b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。 (c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によつて負担されるものではないこと。	2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。 (b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。 (c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によつて負担されるものではないこと。	3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一人として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務(他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。)について取得する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。	第十五条 役員報酬 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構	第十五条 役員報酬 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構
成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 第十六条 芸能人及び運動家 1 第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。	2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。	第十七条 退職年金 次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 第十八条 政府職員 1(a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される職務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。	1(a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される職務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。	(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供される場合において、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他
方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (i) 当該他方の締約国の国民 (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの 2(a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。	(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。	3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。 第十九条 学生 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この	3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。 第十九条 学生 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この	第十九条 学生 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この

条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から三年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十條 匿名組合

この条約の他の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国における当該所得の支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一條 その他の所得

1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

3 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十二條 二重課税の除去

1 日本国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。

日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてトルクメニスタンにおいて租税を課することができる所得をトルクメニスタン内において取得する場合には、当該所得について納付されるトルクメニスタンの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。

2 トルクメニスタンにおいては、二重課税は、次の方法によつて除去される。

トルクメニスタンの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課することができる所得を日本国内において取得する場合には、当該所得について納付される日本国の租税の額は、当該居住者に対して課されるトルクメニスタンの租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、トルクメニスタンの租税に関する法令に従つて計算される当該所得に対するトルクメニスタンの租税の額を超えないものとする。

第二十三條 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、

第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条7、第十二条6又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。

第二十四條 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約

の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること（両締約国の権限のある当局又はその代表者によつて構成される合同委員会を通じて連絡することを含む。）ができる。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従つて当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国

の権限のある当局に提供された日から二年以内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

6 (a) 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、当該事案について、1及び2の規定に従って両締約国の権限のある当局の合意によって事案を解決するための手続(以下この条において「相互協議手続」という。)を停止した場合には、5(b)に規定する期間は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

(b) 事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、5(b)に規定する期間は、当該相互協議手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

(c) 事案によって直接に影響を受ける者が5(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約

国の権限のある当局によって要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかったことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合においては、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

7 (a) 仲裁人の任命については、次の規則を適用する。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人である仲裁人によって構成される。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあつてはならない。

(iii) 仲裁人は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行つてはならない。

(b) 両締約国の権限のある当局は、仲裁人及びその職員が、仲裁手続の実施に先立つて、次条2及び両締約国の関係法令に規定する秘密

及び不開示に関する義務に従って仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によって合意することを確保する。

(c) この条及び次条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁人及びその職員(仲裁人一人について三人までに限る。)並びに仲裁人の候補者は、情報当該候補者については、当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。)の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、次条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。

8 (a) 仲裁決定は、最終的なものとする。

(b) 仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によって当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束しない。この場合には、5に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続(7(b)及び(c)並びに11の規定に係るものを除く。)は、行われなかったものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができない。

(c) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

9 (a) 事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(b) 事案によって直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によって当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によって直接に影響を受ける者によって受け入れられなかったものとする。

10 この条の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当する場合には当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協議手続も終了する。

(a) 両締約国の権限のある当局が、2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合

(b) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合

(c) 当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

11 各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

12 5から11までの規定は、第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

第二十五条 情報の交換

- 1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。
- 2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。
- 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。
- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令

の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

4 一方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

1 両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によつて定めることができる。

2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税(その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつて他の取極の規定に反しない場合に限る。)の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用を

いう。

(a) 日本国においては、

(i) 第二条3(a)(i)から(iv)までに掲げる租税

(ii) 復興特別法人税

(iii) 消費税

(iv) 地方消費税

(v) 相続税

(vi) 贈与税

(b) トルクメニスタンにおいては、

(i) 第二条3(b)に掲げる租税

(ii) 付加価値税

(c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換によつて随時合意するもの

(d) (a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこれらに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時に於いて当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によつて徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従つて徴収される。

4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によつて保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であつても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該租税債権について、当該他方の締約国の法令に従つて当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によつて引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下において租税債権であるとの理由によつて適用される時効の対象とされず、また、その理由によつて適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によつて引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下において当該租税債権について適用される優先権を有するものではない。

6 3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によつて引き受けられた租税債権の徴収に当たつて当該一方の締約国がとつた措置は、当該措置が他方の締約国によつてとられたならば当該他方の締約国の法令に従い当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有すること

となる場合には、当該他方の締約国の法令の下において同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該一方の締約国が当該租税債権の徴収についてとった措置について当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。	(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。 (c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。	(ii) 当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該一方の締約国の中央銀行又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の機関	(ii) 当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、 両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この5の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。
7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。	(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。	3 一方の締約国の居住者である法人が適格者に該当しない場合においても、当該法人が、1及び2の規定に基づいて特典を与えない締約国の権限のある当局に対して、当該法人の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が第十条3の規定に基づいて与えられる特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分に立証するときに限り、当該権限のある当局は、この条約の目的を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者である法人からこの3の規定に基づく要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。	(b) (a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動から生じ、又は当該活動に付随するものである場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの(銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。)を含まない。
8 一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対してその事実を速やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。	第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員 この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。	4 この条の規定の適用上、 (a) 「主たる種類の株式」とは、合計して法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。 (b) 「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。	(c) 一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)の要件を満たさなかった理由(例えば、損失の存在)を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。
(a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができものであるか、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができなものであること。 (b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。	第二十八条 特典を受ける権利 1 一方の締約国の居住者である法人は、第十条3の規定に基づいて特典が与えられる時において2に規定する適格者に該当する場合を除くほか、当該特典を受ける権利を有しない。ただし、当該特典を受けることに關して、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。 2 一方の締約国の居住者である法人は、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、第十条3の規定に基づいて特典が与えられる時において、適格者とする。	5(a) (i) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、	
9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。 (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。	(i) 個人		

6 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十九条 効力発生

1 この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

3 2の規定にかかわらず、第二十五条及び第二十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

4 千九百八十六年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約及び議定書(以下「旧条約」という。)は、2及び3の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約が適用される日以後、日本国とトルクメニスタンとの間において適用されなくなる。

5 この条約の効力発生の時において旧条約第十条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人であつていずれかの締約国の居住者であるものは、この条約の効力発生の後においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

日本国のために
佐々木 浩

第三十条 終了

6 旧条約は、1から5までの規定に従って適用される最後の日に日本国とトルクメニスタンとの間において終了する。

トルクメニスタンのために
S・ジョラエフ

この条約は、一方の締約国によつて終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによつて、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十四年十二月十六日にアシガバットで、ひとしく正文である日本語、トルクメン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和七年四月二十二日

外交防衛委員長 滝沢 求

参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、我が国とアルメニア共和国との間で、現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の内容を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免等について定めるものである。この条約の締結により、脱税及び租税回避行為を防止しつつ、我が国とアルメニア共和国との間の課税権の調整がより効果的に行われることになり、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月十日

衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約

日本国及びアルメニア共和国は、両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減(第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む。)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。

2 この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。

3 この条約は、第七条3、第九条2、第十八条、第十九条、第二十二条から第二十四条まで及び第二十七条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国における課税に影響を及ぼすものではない。

第二条 対象となる租税

1 この条約は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税(課税方法のいかんを問わない。)について適用する。

2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。)は、所得に対する租税とされる。

3 この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

- (a) アルメニアにおいては、
 - (i) 利得税
 - (ii) 所得税
- (以下「アルメニアの租税」という。)

(b) 日本国においては、

- (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 復興特別所得税
 - (iv) 地方法人税
 - (v) 住民税
- (以下「日本国の租税」という。)

4 この条約は、現行の租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第三条 一般的定義

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

- (a) 「アルメニア」とは、アルメニア共和国をいい、地理的意味で用いる場合には、アルメニア共和国の領域(陸地、水域並びにこれらの下及び上空を含む。)であつて、アルメニア共和国がアルメニア共和国の国内法令及び国際法に基づいて主権的権利及び管轄権を行使するものをいう。
- (b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域(領海を含む。)及びその領海の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む。)をいう。
- (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はアルメニアをいう。
- (d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送(当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。)をいう。

(i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

- (i) アルメニアにおいては、財務省及び国家歳入委員会又は権限を与えられたこれらの代理人
- (ii) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理人

(j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。

- (i) 当該一方の締約国の国籍又は市民権を有する全ての個人
- (ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体
- (k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

(l) 一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。

定に該当するものをいう。

- (i) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて規制されるもの
- (ii) 専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み

一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この条約の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他の者ではなく、当該独立した者によつて保有される資産及び取得される所得として取り扱われる。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十四条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関し当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する

る法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、設立場所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準によって当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についての当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。

2 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

- (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。
- (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。
- (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。
- (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合

又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によつて当該事案を解決する。

3 1の規定によつて双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によつて決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第五条 恒久的施設

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を探索し、又は採取する場所
- 3 「恒久的施設」には、次のものを含む。
- (a) 建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動。ただし、これらの現場、工事又は活動が九箇月を超える期間継続する場合に限る。
- (b) 企業が行う役務の提供（コンサルティングの役務の提供を含む。）であつて、使用人その他の職員（当該役務の提供のために採用されたものに限る。）を通じて行われるもの。ただし、

し、このような活動が、単一の又は関連するプロジェクトにつき当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間一方の締約国内において行われる場合に限る。

(a)に規定する活動の期間は、二以上の密接に関連する企業が一方の締約国内の同一の場所において行う活動の期間（それぞれ三十日を超えるものに限る。）を合計して決定する。ただし、一の企業が当該一方の締約国内において行う活動とその密接に関連する企業が当該一方の締約国内において行う活動とが関連している場合に限る。(a)に規定する活動の期間の決定に当たり、二以上の密接に関連する企業が同時に活動を行つてゐる期間は、一度に限り算入する。

4 1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のために(a)から(d)までに規定されていない活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該活動が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
- (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当

該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。

(a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。

(b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。

6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に代わつて行動する者が、そのように行動するに当たつて、反復して契約を締結し、又は当該企業によつて重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれ

かに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であつて、事業を行う一定の場所(5の規定が適用されることとなるものを除く。)を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。

(a) 当該企業の名において締結される契約

(b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

(c) 当該企業による役務の提供のための契約

7 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わつて行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わつて行動する場合に、当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。

8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるかを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によつて支配されて

いる場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。

第六条 不動産所得

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条 事業利得

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定によつて当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 この条及び第二十二条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によつて調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合に、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 国際海上運送及び国際航空運送

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、アルメニアの企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてアルメニアにおいてこの条約の署名の日の後に課されるものを、免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を

課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

第十条 配当

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の五パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該配当の受益者が、他方の締約国の居住者であり、かつ、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む三百六十五日の期間を通じ、次の(a)又は(b)に掲げるものの二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。当該期間の計算に当たり、当該配当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。

(a) 当該配当を支払う法人がアルメニアの居住者である場合には、当該法人の資本
(b) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権

4 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人の支払う配当が当該一方の締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される場合には、当該配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

5 2から4までの規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

6 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に関し株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

7 1から4までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これら

の配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の五パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて次の(a)又は(b)の規定に該当するものに対しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて全面的に所有される機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは

地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて全面的に所有される機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによつて行われた間接融資に係る債権に関して支払われる場合

4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得であつて当該所得が生ずる締約国の法令上租税に関し貸付金から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子には該当しない。

5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当

該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

7 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該利子の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十二条 使用料

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の五パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(映画フィルムを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用上の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が当該使用料を生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在

する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいずれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

6 使用料の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有す

る恒久的施設の事業用資産を構成する財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものによつて直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該株式又は同等の持分が第二十八条4(b)に規定する公認の有価証券市場において取引される場合において、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する当該株式又は同等の持分の数の合計がその種類の株式又は同等の持分の総数の五パーセント以下であるときは、この限りでない。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 給与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他こ

れらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によつて負担されるものではないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一員として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務(他方の締約国内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。)について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家 1 第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。	1 (a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 18 政府職員 1 (a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (i) 当該他方の締約国の国民
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの 2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。	専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。
第二十條 匿名組合 この条約の他の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国における当該所得の支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第二十一條 その他の所得 1 一方の締約国の居住者が受益者である所得(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。 3 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第二十二條 二重課税の除去 1 アルメニアにおいては、二重課税は、次の方	3 1に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第二十二條 二重課税の除去 1 アルメニアにおいては、二重課税は、次の方
法によって除去される。 (a) アルメニアの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課することができるときは、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に対するアルメニアの租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたアルメニアの租税の額のうち、日本国において租税を課することができる所得に対応する部分を超えないものとする。 (b) アルメニアの居住者が取得する所得についてこの条約の規定に従つてアルメニアにおいて租税が免除される場合においても、アルメニアは、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たり、その免除された所得を考慮に入れることができる。 2 日本国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてアルメニアにおいて租税を課することができる所得をアルメニア内において取得する場合には、当該所得について納付されるアルメニアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する額を超えないものとする。 第二十三條 無差別待遇 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに關して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに	1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに關して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに

関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。

2 一方の締約国の居住者である無国籍者は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

3 一方の締約国の企業が、他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この3の規定は、一方の締約国に対して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

4 第九条1、第十一条7、第十二条6又は第二十一条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

5 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくは

これに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

6 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。

第二十四条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつてその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者によつて構成される合同委員会を通じて連絡することを含む)ができる。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従つて当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国の権限のある当局に提供された日から二年以内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとす。両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

第二十五条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴訟、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に關与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができ、当該情報提供を受けた他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

4 一方の締約国がこの条の規定に従つて情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3

に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

1 両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法を合意によって定めることができる。

2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税(その課税がこの条約又は両締約国が当事国となっている他の取極の規定に反しない場合に限る。)の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

- (a) アルメニアにおいては、
(i) 第二条3(a)に掲げる租税
(ii) 付加価値税

- (b) 日本国においては、
(i) 第二条3(b)(i)から(iv)までに掲げる租税
(ii) 復興特別法人税
(iii) 消費税
(iv) 地方消費税
(v) 相続税
(vi) 贈与税
(c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換によって随時合意するもの
(d) (a)から(c)までに掲げる租税に加えて又はこ

れらに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、これらの規定に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時に於いて当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。

4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づいて、他方の締約国の権限のある当局によって保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時に於いて当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該租税債権について、当該他方の締約国の法令に従って当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下において租税債権であるとの理由によって適用される時効の対象とされず、また、その理由によって適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下において当該租税債権について適用される優先権を有するものではない。

6 3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局によって引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によってとられたならば当該他方の締約国の法令に従い当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下において同様の効果を有する。当該一方の締約国の権限のある当局は、当該一方の締約国が当該租税債権の徴収についてとった措置について当該他方の締約国の権限のある当局に通知する。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8 一方の締約国の権限のある当局が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対してその事実を速

やかに通知し、当該他方の締約国の権限のある当局の選択により、当該一方の締約国の権限のある当局は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づいて執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づいて当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。

(b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づいて徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

第二十七条 外交使節団及び領事機関の構成員
この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 特典を受ける権利

- 1 一方の締約国の居住者である法人は、第十条3の規定に基づいて特典が与えられる時において2に規定する適格者に該当する場合を除くほか、当該特典を受ける権利を有しない。ただし、当該特典を受けることに關して、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。
 - 2 一方の締約国の居住者である法人は、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、第十条3の規定に基づいて特典が与えられる時において、適格者とする。
 - (a) 当該特典が与えられる時において、その主たる種類の株式が一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されている場合
 - (b) 当該特典が与えられる時及びその時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、当該一方の締約国の居住者である者であつて次の(i)から(ii)までの規定のいずれかに該当するものが、当該法人の株式の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合
 - (i) 個人
 - (ii) 当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該一方の締約国の中央銀行又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の機関
 - 3 一方の締約国の居住者である法人が適格者に該当しない場合においても、当該法人が、1及び2の規定に基づいて特典を与えない締約国の権限のある当局に対して、当該法人の設立、取得若しくは維持又はその業務の遂行が第十条3の規定に基づいて与えられる特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないことについて十分に立証するときに限り、当該権限のある当局は、この条約の目的を考慮した上で、当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者である法人からこの3の規定に基づく要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。
 - 4 この条の規定の適用上、
 - (a) 「主たる種類の株式」とは、合計して法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。
 - (b) 「公認の有価証券市場」とは、次の有価証券市場をいう。
 - (i) いずれかの締約国の法令に基づいて設立され、かつ、規制される有価証券市場
 - (ii) 両締約国の権限のある当局が合意するその他の有価証券市場
 - (c) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、
 - (ii) 当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、
両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この5の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。
 - (b) (a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動から生じ、又は当該活動に付随するものである場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。
 - (c) 一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に應じて、当該居住者が(a)及び(b)の要件を満たさなかつた理由（例えば、損失の存在）を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。
 - 6 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであつたと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。
- 第二十九条 効力発生
- 1 この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。
 - 2 この条約は、次のものについて適用する。
 - (a) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税
 - (b) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税
 - 3 (a) 2の規定にかかわらず、第二十四条5の規定は、次の事案について適用する。
 - (i) 両締約国の政府が外交上の公文の交換によつて合意する日以後に第二十四条1の規定に従つて申し立てられた事案
 - (ii) (i)に規定する日の前に第二十四条1の規定に従つて申し立てられた事案。この場合には、当該事案の未解決の事項は、同日から二年を経過するまでは、仲裁に付託されない。
 - (b) アルメニアが第二十四条5の規定を実施するための国内的な根拠及び手続を導入した場合又はアルメニアが、この条約の署名の日の後に、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための協定であつて、仲裁に關する規定（同条1の規定に相当する当該協定の規定に従つて事案の申立てをする者からの要請にのみ基づいて日本国以外の国又は地域とアルメニアとの間で適用されるものに限る。）を含むものを締結する場合においては、両締約国の政府は、(a)(i)に規定する日について合意する。アルメニアの権限のある当局は、これらの場合に該当することとなつた後直ちに、日本国の権限のある当局に対してその旨を通知する。
 - 2の規定にかかわらず、第二十五条及び第二十六条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この条約の効力発生の日から適用する。

5 千九百八十六年一月十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約及び議定書(以下「旧条約」という。)は、2及び4の規定に従ってこの条約が適用される租税について、この条約が適用される日以後、日本国とアルメニアとの間に適用される日以後、日本国とアルメニアとの間に適用されなくなる。

6 この条約の効力発生の際において旧条約第十七条の規定に基づく特典を受ける権利を有する個人であつていずれかの締約国の居住者であるものは、この条約の効力発生の際においても、旧条約がなおその効力を有するとした場合に当該特典を受ける権利を失う時まで当該特典を受ける権利を引き続き有する。

7 旧条約は、1から6までの規定に従って適用される最後の日に日本国とアルメニアとの間において終了する。

第三十条 終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

- (a) 課税年度に基づいて課される租税に関して、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税
- (b) 課税年度に基づかないで課される租税に関して、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十四年十二月二十六日にエレバンで、ひとしく正文である日本語、アルメニア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
青木 豊

アルメニア共和国のために
ヴァーハ・ホヴァニシヤン

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、日本国及びアルメニア共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第五条の規定に関し、同条2に規定する事業の場所は、それぞれ、同条1の要件を満たす場合に限り、同条1に規定する恒久的施設を構成することが了解される。

2 条約第十一条の規定に関し、アルメニアが、条約の署名の日の後に、日本国以外の国又は地域との間の協定であつて、同条2に定める所得に対するアルメニアにおける課税を同条2に規定する税率よりも低い税率に制限し、又は当該所得についてアルメニアにおける租税を免除する規定を含むものを締結する場合には、両締約国は、日本国の要請に基づき、その低い税率又は租税の免除を条約に規定することを目的として交渉を開始する。アルメニアの権限のある当局は、この場合に該当することとなつた後直ちに、日本国の権限のある当局に対してその旨を通知する。

3 条約第二十四条5の規定に関し、

(a) (i) 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、当該事案について、条約第二十四条1及び2の規定に従って両締約国の権限のある当局の合意によつて事案を解決するための手続(以下この3において「相互協議手続」という。)を停止した場合に、同条5(b)に規定する期間

は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

(ii) 事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、条約第二十四条5(b)に規定する期間は、当該相互協議手続の停止が解除されるまで、進行を停止する。

(iii) 事案によつて直接に影響を受ける者が条約第二十四条5(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によつて要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかつたことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合には、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされた日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

(b) (i) 仲裁人の任命については、次の規則を適用する。

(aa) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有

する三人の個人である仲裁人によつて構成される。

(bb) 各締約国の権限のある当局は、一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあつてはならない。

(cc) 仲裁人は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によつて直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうもののある行為を行つてはならない。

(ii) 両締約国の権限のある当局は、仲裁人及びその職員が、仲裁手続の実施に先立つて、条約第二十五条2及び両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従つて仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によつて合意することを確認する。

(iii) 条約第二十四条及び第二十五条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁人及びその職員(仲裁人一人について三人までに限る。)並びに仲裁人の候補者は、情報(当該候補者については、当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認する

ために必要な範囲に限る。)の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、条約第二十五条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。

(c) (i) 仲裁決定は、最終的なものとする。

(ii) 仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によつて当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束しない。この場合には、条約第二十四条5に規定する仲裁の要請は、行われなかったものとし、仲裁手続(b)(ii)及び(c)並びに(f)の規定に係るものを除く。)は、行われなかったものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。

(iii) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(d) (i) 事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われぬ。

(ii) 事案によつて直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に對し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げる場合又は当該合意と整合的な方法に

よつて当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によつて直接に影響を受ける者によつて受け入れられなかったものとする。

(e) 条約第二十四条及びこの3の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(i)から(iii)までの規定のいずれかに該当する場合には当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(i)又は(ii)の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協議手続も終了する。

(i) 両締約国の権限のある当局が、条約第二十四条2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合

(ii) 当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合

(iii) 当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合

(f) 各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(g) 条約第二十四条5及びこの3の規定は、条約第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十四年十二月二十六日にエレバンで、ひとしく正文である日本語、アルメニア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
青木 豊

アルメニア共和国のために
ヴァーハ・ホヴァニシヤン

審査報告書

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右は多数をもつて承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和七年四月二十二日
外交防衛委員長 滝沢 求
参議院議長 関口 昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この議定書は、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改め、物品及びサービスの貿易に関する市場アクセスを改善し、並びに自然人の移動、電子商取引、知的財産等の分野においてルールを改善する規定を追加すること等について定めるものである。この議定書の締結により、我が国とインドネシア共和国との間の経済関係の更なる強化が図られることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

令和七年四月十日
衆議院議長 額賀福志郎
参議院議長 関口 昌一殿

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
よつて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書
前文
日本国及びインドネシア共和国(以下「両締約国」という。)は、
二千七年八月二十日にジャカルタで作成された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下「協定」という。)第百五十一条の規定に従つて協定の一般的な見直しを行い、協定が、現在の進展に対応するに当たり事業にとつて引き続き妥当であることを確保するため、特に、物品の貿易、サービスの貿易、自然人の移動、知的財産及び政府調達分野において協定を改善する必要があることを認識し、
変化する国際的な事業慣行及び貿易慣行並びに両締約国間の電子商取引の一層の重要性を考慮に入れて協定の近代化を図ることを希望し、

協定第五百二十二条の規定に従つて協定を改正するための議定書を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

協定の目次をこの議定書の附属書Aに掲げる新たな目次に改める。

第二条

協定第二条1中(g)を(i)とし、(f)の次に次の(g)及び(h)を加える。

(g) 「議定書」とは、二千二十四年八月八日に東京及びジャカルタで作成された経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書をいう。

(h) 「貿易関連知的所有権協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

第三条

協定第十一条1から4までを次のように改める。

1 次章から第五章まで、第七章のA及び第八章の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈 両締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれること及び同条(g)の規定が有限天然資源(生物資源であるかどうかを問わない。)の保存に関する措置について適用されることを了解する。

2 第五章から第七章のAまでの規定の適用

上、サービス貿易一般協定第十四条(その注を含む。)の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

注釈 両締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(b)に規定する措置には人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。

3 この協定のいかなる規定も、次のいずれかの事項を定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iii) 通信、電力及び水道の基盤を含む中核的な公共基盤を防護するためとする措置

注釈 中核的な公共基盤は、公有のものであるか私有のものであるかを問わない。

(iv) 国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

(c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つて措置

をとることを妨げること。

4 一方の締約国は、1から3までのいずれかの規定に従つて、第五章の規定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該措置をとる前に、又はその後できるだけ速やかに、他方の締約国に対し当該措置の概要を通報するよう妥当な努力を払う。

第四条

協定第二十六条(b)を次のように改める。

(b) この章の規定に関連する問題(統一システムの改正を反映するために各締約国の関税率表を更新する措置を含む。)について討議すること。

注釈

両締約国は、各締約国が統一システムの改正の後に附属書一の表に定める関税の譲許を実質的に変更することなく自国の関税率表の更新を行うこと及び当該更新が第五百二十二条に定める改正を構成するものでないことを了解する。

第五条

協定第九十五条3の次に次の4から7までを加える。

4 一方の締約国は、入国の許可及び一時的な滞在の許可又は一時的な滞在に係る期間の更新の許可についての不備のない申請であつて、第九十二条の規定の対象となる他方の締約国の自然人である申請者又は当該申請者の雇用者から受理したものの処理を、不当に遅滞することなく行う。

5 締約国の権限のある当局は、入国の許可及び一時的な滞在の許可についての申請を処理するために追加の情報を得る必要がある場合において、適当なときは、不当に遅滞することなく申請者に通知するよう努める。

6 各締約国は、要請があつた場合には、入国の許可及び一時的な滞在の許可又は一時的な滞在に係る期間の更新の許可についての不備のない申請を受理した後合理的な期間内に、申請者に対して次の事項を通知する。

(a) 申請の受理
(b) 申請の処理状況
(c) 申請に関する決定当該申請を承認する場合に、滞在の期間その他の条件を含む。

7 各締約国は、入国及び一時的な滞在又は一時的な滞在に係る期間の更新に関し、自国の法令に従い、要件(必要とされる書類を含む。)を簡素化し、並びに手続を円滑化し、及び迅速化するよう努める。

第六条

協定第七章の次に次の一章を加える。

第七章のA 電子商取引

第九十六条のA 適用範囲

1 この章の規定は、電子商取引に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

2 この章の規定は、政府調達については、適用しない。

3 この章の規定とこの協定の他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、当該他の章の規定が優先する。

第九十六条のB 定義

この章の規定の適用上、
(a) 「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。
(b) 「対象者」とは、次のいずれかのものをいう。ただし、対象者には、附属書七第一節2(a)(ii)及び(iii)に定義する「金融サービス提

供者」及び「公的機関」を含まず、また、金融機関を含まない。 (i) 一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の第五十八条(f)に定義する「投資財産」 (ii) 第五十八条(h)に定義する「他方の締約国の投資家」 (iii) いずれかの締約国の第七十七条(q)に定義する「サービス提供者」 (c) 「措置」とは、あらゆる措置(法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいづれの形式であるかを問わない。)をいう。 (d) 「個人情報」とは、特定された又は特定し得る自然人に関する情報(データを含む。)をいう。	(c) 消費者の金融口座、電話料金のための口座その他の口座に許可なく請求を行い、又はこれらの口座から許可なく引落としを行う行為 3 各締約国は、電子商取引を利用する消費者に損害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある詐欺的な又は誤認させる行為から当該消費者を保護することを定める国内法令を採用し、又は維持する。 4 両締約国は、消費者の保護を強化するため、電子商取引に関連する活動に関し、消費者の保護について責任を有するそれぞれの権限のある当局の間で協力を行うことの重要性を認識する。	(b) 事業者が法的な要件を満たすことができる方法 5 各締約国は、個人情報保護のために両締約国が異なる法的な取組方法をとることができることを認識し、このような異なる制度の間の一貫性を促進する協力の発展を奨励すべきである。当該協力には、規制の結果の承認(一方的に与えるものか相互の取決めにによるものかを問わない。)又はより広範な国際的な枠組みを含めることができる。このため、両締約国は、その区域内における当該協力に関する情報を交換するよう努め、及び当該協力又は両締約国間で一貫性を促進する他の適当な取決めに拡大するための方法を探索する。	用に関する政令(二千十九年政令第七十一号)又は当該政令の改正及び当該政令に代わるものに従って、政府機関又は電子的なシステムの運用の業務を行うために政府機関が委任する機関のために及びこれらの機関に代わって事業が行われる場合に、自国の区域内において一定の情報を保存し、及び処理することを要求する措置を採用し、又は維持することができる。 3 この条のいかなる規定も、2の規定に適合しない措置であつて、締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。 (a) 公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別的手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上に情報の移転に制限を課するものではないことを条件とする。 (b) 自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。 4 2の規定は、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置(当該情報の収集に関連する措置を含む。)については、適用しない。
1 両締約国は、消費者が電子商取引を行うに当たり、当該消費者を詐欺的な又は誤認させる行為から保護するための透明性のある、かつ、効果的な措置を採用し、及び維持することの重要性を認識する。 2 この条の規定の適用上、詐欺的な又は誤認させる行為とは、消費者に実害をもたらす詐欺的な若しくは誤認させる行為又は防止されない場合にはこのような実害をもたらす急迫したおそれがある詐欺的な若しくは誤認させる行為をいい、次の行為を含む。 (a) 重要な事実に関して誤った表示(その暗示を含む。)を行う行為であつて、誤認した消費者の経済的利益に重大な損失をもたらすもの (b) 消費者による代金の支払の後、当該消費者に商品を引き渡さず、又はサービスを提供しない行為	1 両締約国は、電子商取引の利用者の個人情報保護を保護することの経済的及び社会的な利益並びに当該個人情報保護することの電子商取引における消費者の信頼の向上に対する貢献を認める。 2 各締約国は、電子商取引の利用者の個人情報の保護を確保する法令を採用し、又は維持する。各締約国は、個人情報の保護のための法令を制定するに当たり、関係する国際的な機関又は団体の国際的な基準、原則、指針及び規準を考慮する。 3 各締約国は、その管轄内で生ずる個人情報の保護の違反から電子商取引の利用者を保護するに当たり、差別的でない慣行を採用するよう努める。 4 各締約国は、自国が電子商取引の利用者に提供する個人情報の保護に関する情報を公表すべきである。当該個人情報の保護に関する情報には、次の方法に関するものを含める。 (a) 個人が救済を得ることができる方法	第九十六条のE 国内規制の枠組み 各締約国は、千九百九十六年の電子商取引に関する国際連合国際商取引法委員会モデル法、二千五年十一月二十三日にニューヨークで作成された国際的な契約における電子的な通信の利用に関する国際連合条約その他の電子商取引に関連する適用可能な国際条約及び国際的なモデル法を考慮して、電子的な取引を規律する法的枠組みを採用し、又は維持する。 第九十六条のF 国境を越える情報の流通 1 両締約国は、各締約国が情報の電子的手段による移転に関する自国の規制上の要件を課することができることを認識する。 2 いずれの締約国も、情報(個人情報を含む。)の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、当該移転を妨げてはならない。 注釈 この2の規定の適用上、インドネシアは、電子的なシステム及び取引の運	1 両締約国は、各締約国がコンピュータ関連設備の利用に関する自国の規制上の要件(通信の安全及び秘密を確保することを追求する旨の要件を含む。)を課することができることを認識する。 2 第九十六条のG コンピュータ関連設備の設置

2 いずれの締約国も、自国の区域内において事業を実施するための条件として、対象者に対し、当該区域内においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない。	注釈 この2の規定の適用上、インドネシアは、電子的なシステム及び取引の運用に関する政令(二十九年政令第七十一号)又は当該政令の改正及び当該政令に代わるものに従って、政府機関又は電子的なシステムの運用の業務を行うために政府機関が委任する機関のために及びこれらの機関に代わって事業が行われる場合に、自国の区域内において一定の情報を保存し、及び処理することを要求する措置を採用し、又は維持することができる。	3 この条のいかなる規定も、2の規定に適合しない措置であつて、締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。 (a) 公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上にコンピュータ関連設備の利用又は設置に制限を課するものでないことを条件とする。 (b) 自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。	4 2の規定は、締約国により若しくは締約国のために保有され、若しくは処理される情報又は当該情報に関連する措置(当該情報の収集に関連する措置を含む。)については、適用しない。 第九十六条のH ソース・コード 1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の区域内における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求してはならない。 2 この条のいかなる規定も、1の規定に適合しない措置であつて、一方の締約国が次のことのために必要であると認めるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持することを妨げるものではない。 (a) 公共政策の正当な目的を達成すること。ただし、当該措置については、恣意的若しくは不当な差別の手段又は貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないこと及び目的の達成のために必要である以上に他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスに制限を課するものでないことを条件とする。 (b) 自国の安全保障上の重大な利益を保護すること。
規定による紛争解決の対象とならない。 第九十六条のI 協力 1 両締約国は、適当な場合には、次のことのために協力する。 (a) 中小企業が電子商取引の利用に対する障害を克服するよう支援すること。 (b) 両締約国が自国の電子商取引のための法的枠組みを実施し、又は強化することに資する両締約国間の対象を特定した協力のための分野(研究活動及び訓練活動、能力開発、技術援助の供与等)を特定すること。 (c) 電子商取引の発展及び利用に関連する課題に対処するに当たり、情報、経験及び最良の慣行を共有すること。 (d) 産業界に対し、電子商取引の利用を促進するために説明責任及び消費者の信頼を向上させる手法又は慣行を生み出すよう奨励すること。 (e) 電子商取引の発展を促進するために地域的な及び多数国間の場に積極的に参加すること。 2 両締約国は、国際的な場において追求される協力に係る既存の自発的活動を基礎とし、かつ、これと重複しない形態の協力を行うよう努める。 第七条 協定第百六条3(c)の次に次の(d)を加える。 (d) 千九百九十九年七月二日の意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定 第八条 協定第百十二条7の次に次の8を加える。 8 各締約国は、特許出願が自国の国語に翻訳される場合には、特許出願人又は特許権者が、自国の法令に従って特許を十分かつ効果的に取得し、及び行使することを確保するた	め、審査の決定前及び特許の付与後の合理的な期間、当該特許出願の翻訳文における誤りを訂正することができることを定める。 注釈 この8の規定は、当該特許出願が、自国の国語以外の言語で行われ、かつ、その後自国の国語に翻訳された場合又は当該特許出願が、自国の国語以外の言語で記載された一若しくは二以上の先の出願であつて優先権の主張の基礎となるものに基づき自国の国語に翻訳され、かつ、自国の国語で行われた場合について適用する。 第九条 協定第百十三条を次のように改める。 1 同条1に第三段として次のように加える。 各締約国は、主として技術的又は機能的な考慮により特定される意匠については、その保護が及んでいないことを定める。 2 同条5の次に次の6及び7を加える。 6 各締約国は、意匠登録出願人が、意匠に関する行政当局に対し当該意匠登録出願人が指定する期間(自国の法令に定める期間を超えないものとする。)中に当該意匠を公開しないよう請求することができることを定める。 7 各締約国は、1及び3の規定に基づいて構成部品(構成部品が複合製品の元の外観を回復するための修理を目的として使用されるかを問わない。)に意匠の保護を与えることを確保する。ただし、当該構成部品の意匠が登録されている場合に限る。 第十条 協定第百十四条の次に次の一条を加える。 第百十四条のA 地理的表示 1 各締約国は、自国の法令に従って地理的表示を保護するために十分かつ効果的な手段を確保する。	4 2(b)の規定に該当する措置は、第十四章の	経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

2 この章の規定の適用上、「地理的表示」とは、ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合に、当該商品が締約国の区域又はその区域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する表示をいう。 3 両締約国は、地理的表示に関し、貿易関連知的所有権協定第二十三条の規定の適用を妨げることなく、利害関係を有する者に対し、次の行為を防止するための法的手段を確保する。 (a) 商品の特定又は提示において、商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、問題となつている商品が真正の原産地以外の地理的區域を原産地とするものであることを表示し、又は示唆する手段を使用すること。 (b) 千八百八十三年三月二十日にパリで署名された工業所有権の保護に関するパリ条約（その改正を含む。）第十条の二に規定する不正競争行為を構成する形で使用すること。 4 各締約国は、真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても、利害関係を有する者に対し、少なくともぶどう酒、蒸留酒その他のアルコール飲料及び農産品を特定する地理的表示が当該地理的表示によつて表示されている場所を原産地とし、同一又は同種の商品に使用されることを自国の区域内において防止するための法的手段を確保する。 注釈1 各締約国は、この4に規定する義務に関し、第二百十条の規定にかか	わらず、民事上の司法手続に代えて行政上の措置による実施を確保することができる。 注釈2 この条の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「アルコール飲料」とは、一パーセント以上のアルコールを含有する飲料をいう。 注釈3 この条の規定の適用上、日本国における地理的表示の保護に関し、「農産品」とは、農林水産品及び食料品（アルコール飲料を除く。）をいう。 注釈4 この4の規定の適用上、「同種の商品」とは、締約国の制度において保護されている地理的表示に係る商品に関連して、当該締約国において登録されている地理的表示に係る商品と同一の分類の商品に該当する商品を用いる。 5 両締約国は、地理的表示の相互承認に関する協定を締結するよう努める。 6 両締約国は、自国の地理的表示の保護に関する情報（対象となる制度、手続及び商品に関する情報を含む。）を交換することができる。 第十一条 協定第一百七条を次のように改める。 同条3(d)の次に次の(e)を加える。 (e) 不正な利益を得る意図又は他の者に損害を与える意図で、当該他の者の商品若しくはサービスについての特定の表示と同一のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為	2 同条4(c)中「同一若しくは」を削る。 第十二条 協定第一百九条を次のように改める。 第一百九条 国境措置に係る権利行使 1 各締約国は、不正商標商品又は著作権侵害物品が輸入され、又は輸出されるおそれがあると疑うに足りる正当な理由を有する権利者が、行政上又は司法上の権限のある当局に対し、当該不正商標商品又は著作権侵害物品の自由な流通への解放を税関当局が停止するよう申立てを提出することができる手続を採用する。各締約国は、当該申立てが二回以上の輸送に適用されることを定める。 注釈 締約国は、権利者が自己の有効な商標権又は著作権を自国の税関当局に登録することができる記録制度を定めることにより、この1、3及び4に定める義務を履行することができる。 2 締約国は、プライバシー又は情報の秘密に関する自国の法令の適用を妨げることなく、自国の税関当局が、不正商標商品若しくは著作権侵害物品の疑いのある物品を留置し、又は当該物品の解放を停止した場合には、自国の税関当局が、権利者に対し、当該物品の荷送人、輸入者、輸出者又は荷受人の氏名又は名称及び住所、物品に関する記述、物品の数量並びに判明しているときは当該物品の原産国について通知する権限を有することを定める。 3 各締約国は、輸入貨物及び輸出貨物に関し、自国の税関当局が不正商標商品又は著作権侵害物品の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続を採用し、又は維持する。 4 各締約国は、権利者が、自国の税関当局に	対し、この条に定める国境措置の実施に資することのある情報を合理的な期間内に提供することができることを確保する。 5 各締約国は、1及び3に定める手続の開始の後合理的な期間内に、不正商標商品又は著作権侵害物品の疑いのある物品が知的財産権を侵害しているかどうかを自国の行政上又は司法上の権限のある当局が認定することができる手続を採用し、又は維持する。 6 各締約国は、自国の権限のある当局が不正商標商品又は著作権侵害物品であると認定した物品の廃棄を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、当該物品が廃棄されない場合には、例外的なときを除くほか、権利者に損害を与えないような態様で当該物品を流通経路から排除することを確保する。不正商標商品に関し、例外的な場合を除くほか、違法に付された商標の単なる除去は、流通経路への商品の流入を許可するために十分ではないものとする。 注釈 この6の規定の適用上、「権限のある当局」には、司法当局を含めることができる。 7 各締約国は、知的財産権の行使のための国境措置に関連して、申立てに係る手数料、商品保管料又は廃棄費用を決定する場合には、これらの料金が当該国境措置の利用を妨げる額に設定されてはならないことを定める。 第十三条 協定第二十條を次のように改める。 1 同条中2を3とする。 2 同条中1を削り、同条に次の1及び2を加える。 1 各締約国は、自国の司法当局が、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続におい
---	--	--	--

て、侵害活動を行つてゐることを知つていた又は知ることが出来る合理的な理由を有していた侵害者に対し、当該侵害者による権利者の知的財産権の侵害により当該権利者が被つた損害を補償するために適当な損害賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有することを定める。 2 締約国の司法当局は、1に規定する損害賠償の額を決定するに当たり、権利者が提示する合理的な価値の評価(侵害の対象となつた物品又はサービスの価値であつて市場価格によつて評価されるものを含めることができる。)を考慮する権限を有する。 第十四条 協定第二百二十一条を同条1とし、同条に次の2を加える。 2 各締約国は、1に定める犯罪に関し、自国の司法当局が不正商標商品及び著作権侵害物品並びに当該不正商標商品及び著作権侵害物品の生産において使用される材料及び道具の没収又は廃棄を命ずる権限を有することを定める。各締約国は、不正商標商品及び著作権侵害物品並びに当該不正商標商品及び著作権侵害物品の材料及び道具の没収又は廃棄が侵害者に対するいかなる補償もなく行われることを確保する。 第十五条 協定第十章中第二百二十四条の前に次の三条を加える。 第二百二十三條のA 原則 1 各締約国は、両締約国の経済成長を増進させるためにビジネス環境を一層改善するに当たつて政府調達が重要であることを認識して、次のことを行うよう努める。 (a) 政府調達に関する措置の透明性を高めること。	(b) 政府調達に関する措置を客観的かつ効果的な方法で実施すること。 2 調達機関は、次の(a)及び(b)の要件を満たす透明性のある、かつ、公平な方法により政府調達を実施する。 (a) 利益相反を回避すること。 (b) 腐敗した慣行を防止すること。 第二百二十三條のB 調達に関する情報 各締約国は、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定及び行政上の手続であつて自国の政府調達に係るものと並びにこれらの修正を、公衆に広く周知され、かつ、その後も容易に閲覧することが出来る公式に指定された電子的媒体又は紙面において、速やかに公表する。 第二百二十三條のC 新たな交渉 一方の締約国は、議定書の効力発生後に自国の政府調達市場へのアクセスに関する利益を第三国に与える場合には、他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国との間で交渉するための機会を十分に与える。 第十六条 協定第二百二十四条を次のように改める。 1 同条2を次のように改める。 2 各締約国は、この章の規定に関する全ての事項について両締約国間の連絡、情報の交換、協力及び協議を円滑にするため、連絡部局を指定する。 2 同条2の次に次の3を加える。 3 一方の締約国は、議定書の効力発生の日に、他方の締約国に対し、2に規定する自国の連絡部局を通報する。一方の締約国は、他方の締約国に対し、自国の連絡部局の変更を通報する。 第十七条 協定第二百二十四条の次に次の一条を加える。	第二百二十四條のA 協力 両締約国は、相互に合意する条件に従い、政府調達市場へのアクセスの機会を増大させることを目的として、それぞれの政府調達の制度に関する理解を高めるために協力する。 第十八条 協定第二百五条2中「前条2に規定する自国の政府当局によつて」を「第二百二十四条2に規定する自国の連絡部局によつて」に改める。 第十九条 協定第五十条を次のように改める。 第五十条 附属書、付録及び注釈 この協定の附属書及び付録並びにこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。 第二十条 協定第五百二十二条3を次のように改める。 3 2の規定にかかわらず、改正が次に掲げる附属書のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。 (a) 附属書一(改正が、統一システムの改正に伴う改正であつて、同附属書の規定に従つて一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限り)。 (b) 附属書二 (c) 附属書三 第二十一条 協定附属書一をこの議定書の附属書B及びその付録に定めるところにより改める。 第二十二条 協定附属書八をこの議定書の附属書Cに定めるところにより改める。 第二十三条 協定附属書九をこの議定書の附属書Dに定める	ところにより改める。 第二十四条 協定附属書十をこの議定書の附属書Eに定めるところにより改める。 第二十五条 この議定書の附属書及びその付録は、この議定書の不可分の一部を成す。 第二十六条 1 この議定書は、この議定書の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後二番目の月の初日に効力を生ずる。 2 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。 二千二十四年八月八日に東京及びジャカルタで、英語、日本語及びインドネシア語により本書二通を作成した。ただし、附属書B第三編及び附属書C第二編については、英語及びインドネシア語により本書二通を作成した。この議定書は、全ての言語の本文をひとしく正文とする。日本語及びインドネシア語の本文は、この議定書についての参考のために作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。 日本国のために 上川 陽子外務大臣 インドネシア共和国のために ブルキフリ・ハッサン商業大臣
--	---	--	--

附属書A 協定の目次の改正

目次

前文

第一章 総則

第一条 目的

第二条 一般的定義

第三条 透明性

第四条 公衆による意見提出の手続

第五条 行政上の措置に関連する手続

第六条 審査及び上訴

第七条 行政指導

第八条 腐敗行為及び贈収賄の防止に関する措置

第九条 秘密の情報

第十条 租税

第十一条 一般的例外及び安全保障のための例外

第十二条 他の協定との関係

第十三条 実施取極

第十四条 合同委員会

第十五条 小委員会

第十六条 両締約国間の連絡

第二章 物品の貿易

第十七条 定義

第十八条 物品の分類

第十九条 内国民待遇

第二十条 関税の撤廃

第二十一条 関税上の評価

第二十二条 輸出補助金

第二十三条 非関税措置

第二十四条 二国間セーフガード措置

第二十五条 国際収支の擁護のための制限

第二十六条 物品の貿易に関する小委員会

第二十七条 物品の貿易のための運用上の手続規則

第三章 原産地規則

第二十八条 定義

第二十九条 原産品

第三十条 累積

第三十一条 僅少の非原産材料

第三十二条 原産資格を与えることとならない作業

第三十三条 積送基準

第三十四条 組み立ててないか又は分解してある製品

第三十五条 代替性のある製品及び材料

第三十六条 間接材料

第三十七条 附属品、予備部品及び工具

第三十八条 小売用の包装材料及び包装容器

第三十九条 船積み用のこん包材料及びこん包容器

第四十条 関税上の特惠待遇の要求

第四十一条 原産地証明書

第四十二条 輸出に関する義務

第四十三条 原産地証明書に基づく確認の要請

第四十四条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

第四十五条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

第四十六条 秘密性

第四十七条 虚偽申告に対する罰則及び措置

第四十八条 雑則

第四十九条 原産地規則に関する小委員会

第五十条 原産地規則のための運用上の手続規則

第四章 税関手続

第五十一条 適用範囲

第五十二条 定義

第五十三条 透明性

第五十四条 通関

第五十五条 協力及び情報の交換

第五十六条 税関手続に関する小委員会

第五章 投資

第五十七条 適用範囲

第五十八条 定義

第五十九条 内国民待遇

第六十条 最恵国待遇

第六十一条 一般的待遇

第六十二条 裁判所の裁判を受ける権利

第六十三条 特定措置の履行要求の禁止

第六十四条 留保及び例外

第六十五条 収用及び補償

第六十六条 争乱からの保護

第六十七条 資金の移転

第六十八条 代位

第六十九条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第七十条 一時的なセーフガード措置

第七十一条 信用秩序の維持のための措置

第七十二条 利益の否認

第七十三条 収用を構成する租税に係る課税措置

第七十四条 環境に関する措置

第七十五条 投資に関する小委員会

第六章 サービスの貿易

第七十六条 適用範囲

第七十七条 定義

第七十八条 市場アクセス

第七十九条 内国民待遇

第八十条 追加的な約束

第八十一条 特定の約束に係る表

第八十二条 最恵国待遇

第八十三条 許可、免許又は資格

第八十四条 相互承認

第八十五条 透明性

第八十六条 独占及び排他的なサービス提供者

第八十七条 支払及び資金の移転

第八十八条 国際収支の擁護のための制限

第八十九条 セーフガード措置

第九十条 利益の否認

第九十一条 サービスの貿易に関する小委員会

第七章 自然人の移動

第九十二条 適用範囲

第九十三条 定義

第九十四条 特定の約束

第九十五条 要件及び手続

第九十六条 自然人の移動に関する小委員会

第七章のA 電子商取引

第九十六条のA 適用範囲

第九十六条のB 定義

第九十六条のC オンラインの消費者の保護

第九十六条のD 個人情報保護

第九十六条のE 国内規制の枠組み

第九十六条のF 国境を越える情報の流通

第九十六条のG コンピュータ関連設備の設置

第九十六条のH ソース・コード

第九十六条のI 協力

第八章 エネルギー及び鉱物資源

第九十七条 定義

第九十八条 投資の促進及び円滑化

第九十九条 輸入及び輸出の制限

第一百条 輸出許可手続及びその運用

第一百一条 エネルギー・鉱物資源規制措置

第一百二条 環境上の側面

第百三条 地域社会の開発 第百四条 協力 第百五条 エネルギー及び鉱物資源に関する小委員会	第百二十八条 無差別待遇 第百二十九条 手続の公正な実施 第百三十条 第九条2の規定の不適用	附属書一(第二章関係) 第二十条に関する表 付録A 附属書一第二編第一節7の規定に関する証明書	附属書B 協定附属書一(第二章関係)(第二十条に関する表)の改正
第九章 知的財産	第十二章 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進	附属書二(第三章関係) 品目別規則 附属書三(第三章関係) 原産地証明書の必要的記載事項 附属書四(第五章関係) 第六十四条1(a)に規定する措置に関する留保 附属書五(第五章関係) 第六十四条3に規定する措置に関する留保	第一編 一般的注釈 第B一条 協定附属書一第一編1を次のように改める。 1 同編1の柱書き中「次編第二節及び第三編第二節」を「次編第二節及び第三節並びに第三編第二節及び第三節」に改める。 2 同編1(h)中「日本国」を削る。 3 同編1中(i)を(r)とし、(i)の次に次の(j)から(q)までを加える。 (j) 表の4欄に「E0」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日に撤廃する。 (k) 表の4欄に「E3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。 (l) 表の4欄に「E5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。 (m) 表の4欄に「E7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。 (n) 表の4欄に「E10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
第百六条 一般規定 第百七条 定義 第百八条 内国民待遇及び最恵国待遇 第百九条 手続事項 第百十条 透明性 第百十一条 知的財産の保護の啓発の促進 第百十二条 特許 第百十三条 意匠 第百十四条 商標 第百十四条のA 地理的表示 第百十五条 著作権及び関連する権利 第百十六条 植物の新品種 第百十七条 不正競争行為 第百十八条 開示されていない情報の保護 第百十九条 国境措置に係る権利行使 第百二十条 民事上の救済に係る権利行使 第百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使 第百二十二条 協力 第百二十三条 知的財産に関する小委員会	第百三十一条 基本原則 第百三十二条 ビジネス環境の整備及びビジネスを行う上での信頼の増進に関する小委員会 第百三十三条 ビジネス環境の整備に関する連絡事務所	附属書六(第五章関係) 第六十九条21に規定する投資紛争の解決に関する追加的な規定 附属書七(第六章関係) 金融サービス 附属書八(第六章関係) 第八十一条に関する特定の約束に係る表 附属書九(第六章関係) 第八十二条に関する最恵国待遇の免除に係る表 附属書十(第七章関係) 自然人の移動に関する特定の約束 附属書十一(第八章関係) エネルギー・鉱物資源物品の表 附属書十二(第八章関係) 第九十八条2に規定するエネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定	
第百十條 透明性 第百十一條 知的財産の保護の啓発の促進 第百十二條 特許 第百十三條 意匠 第百十四條 商標 第百十四條のA 地理的表示 第百十五條 著作権及び関連する権利 第百十六條 植物の新品種 第百十七條 不正競争行為 第百十八條 開示されていない情報の保護 第百十九條 国境措置に係る権利行使 第百二十條 民事上の救済に係る権利行使 第百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使 第百二十二條 協力 第百二十三条 知的財産に関する小委員会	第十三章 協力 第百三十四條 基本原則 第百三十五條 協力の範囲及び形態 第百三十六條 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	附属書六(第五章関係) 第六十九条21に規定する投資紛争の解決に関する追加的な規定 附属書七(第六章関係) 金融サービス 附属書八(第六章関係) 第八十一条に関する特定の約束に係る表 附属書九(第六章関係) 第八十二条に関する最恵国待遇の免除に係る表 附属書十(第七章関係) 自然人の移動に関する特定の約束 附属書十一(第八章関係) エネルギー・鉱物資源物品の表 附属書十二(第八章関係) 第九十八条2に規定するエネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定	
第百十一條 知的財産の保護の啓発の促進 第百十二條 特許 第百十三條 意匠 第百十四條 商標 第百十四條のA 地理的表示 第百十五條 著作権及び関連する権利 第百十六條 植物の新品種 第百十七條 不正競争行為 第百十八條 開示されていない情報の保護 第百十九條 国境措置に係る権利行使 第百二十條 民事上の救済に係る権利行使 第百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使 第百二十二條 協力 第百二十三条 知的財産に関する小委員会	第十四章 紛争解決 第百三十八條 適用範囲 第百三十九條 一般原則 第百四十條 協議 第百四十一條 あつせん、調停又は仲介 第百四十二條 仲裁裁判所の設置 第百四十三條 仲裁裁判所の任務 第百四十四條 仲裁裁判手続 第百四十五條 仲裁裁判手続の停止及び終了 第百四十六條 裁定の実施 第百四十七條 期間の変更 第百四十八條 費用	第十五章 最終規定 第百四十九條 目次及び見出し 第百五十條 附属書、付録及び注釈 第百五十一條 一般的な見直し 第百五十二條 改正 第百五十三條 効力発生 第百五十四條 終了	
第百十三條 意匠 第百十四條 商標 第百十四條のA 地理的表示 第百十五條 著作権及び関連する権利 第百十六條 植物の新品種 第百十七條 不正競争行為 第百十八條 開示されていない情報の保護 第百十九條 国境措置に係る権利行使 第百二十條 民事上の救済に係る権利行使 第百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使 第百二十二條 協力 第百二十三条 知的財産に関する小委員会	第十五章 最終規定 第百四十九條 目次及び見出し 第百五十條 附属書、付録及び注釈 第百五十一條 一般的な見直し 第百五十二條 改正 第百五十三條 効力発生 第百五十四條 終了	第十五章 最終規定 第百四十九條 目次及び見出し 第百五十條 附属書、付録及び注釈 第百五十一條 一般的な見直し 第百五十二條 改正 第百五十三條 効力発生 第百五十四條 終了	
第百十四條 商標 第百十四條のA 地理的表示 第百十五條 著作権及び関連する権利 第百十六條 植物の新品種 第百十七條 不正競争行為 第百十八條 開示されていない情報の保護 第百十九條 国境措置に係る権利行使 第百二十條 民事上の救済に係る権利行使 第百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使 第百二十二條 協力 第百二十三条 知的財産に関する小委員会	第十六章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	第十六章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	
第百十五條 著作権及び関連する権利 第百十六條 植物の新品種 第百十七條 不正競争行為 第百十八條 開示されていない情報の保護 第百十九條 国境措置に係る権利行使 第百二十條 民事上の救済に係る権利行使 第百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使 第百二十二條 協力 第百二十三条 知的財産に関する小委員会	第十七章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	第十七章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	
第百十六條 植物の新品種 第百十七條 不正競争行為 第百十八條 開示されていない情報の保護 第百十九條 国境措置に係る権利行使 第百二十條 民事上の救済に係る権利行使 第百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使 第百二十二條 協力 第百二十三条 知的財産に関する小委員会	第十八章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	第十八章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	
第百十七條 不正競争行為 第百十八條 開示されていない情報の保護 第百十九條 国境措置に係る権利行使 第百二十條 民事上の救済に係る権利行使 第百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使 第百二十二條 協力 第百二十三条 知的財産に関する小委員会	第十九章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	第十九章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	
第百十八條 開示されていない情報の保護 第百十九條 国境措置に係る権利行使 第百二十條 民事上の救済に係る権利行使 第百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使 第百二十二條 協力 第百二十三条 知的財産に関する小委員会	第二十章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	第二十章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	
第百十九條 国境措置に係る権利行使 第百二十條 民事上の救済に係る権利行使 第百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使 第百二十二條 協力 第百二十三条 知的財産に関する小委員会	第二十一章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	第二十一章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	
第百二十條 民事上の救済に係る権利行使 第百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使 第百二十二條 協力 第百二十三条 知的財産に関する小委員会	第二十二章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	第二十二章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	
第百二十一条 刑事上の制裁に係る権利行使 第百二十二條 協力 第百二十三条 知的財産に関する小委員会	第二十三章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	第二十三章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	
第百二十二條 協力 第百二十三条 知的財産に関する小委員会	第二十四章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	第二十四章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	
第百二十三條 知的財産に関する小委員会	第二十五章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	第二十五章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	
第百二十四條 情報交換 第百二十四條のA 協力 第百二十五條 政府調達に関する小委員会 第十一章 競争 第百二十六條 反競争的行為に対する取組による競争の促進 第百二十七條 競争の促進に関する協力	第二十六章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	第二十六章 協力の費用 第百三十七條 協力に関する小委員会	

令和七年四月二十三日 参議院會議録第十五号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(o) 表の4欄に「E15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。 (p) 表の4欄に「D2」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率からの二回の毎年均等な引下げにより、二パーセント削減する。 (q) 表の4欄に「D5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、議定書の効力発生の日から行われる基準税率からの五回の毎年均等な引下げにより、五パーセント削減する。 第B二条 協定附属書一第一編中3を削り、2の次に次の3から3Bまでを加える。 3 次編第二節及び第三編第二節における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものであり、また、次編第三節及び第三編第三節における記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。 3A 次編第三節に規定する日本国の表に定める関税に係る約束は、当該関税に係る約束に対応する関税に係る約束であつて同編第二節に規定する日本国の表に定めるものに優先する。 3B 第三編第三節に規定するインドネシアの表に定める関税に係る約束は、当該関税に係る約束に対応する関税に係る約束であつて同編第二節に規定するインドネシアの表に定めるものに優先する。 第B三条 協定附属書一第一編4中「次編第二節及び第三	編第二節を「次編第二節及び第三節並びに第三編第二節及び第三節」に改める。 第B四条 協定附属書一第一編5中(a)及び(b)を削り、次の(a)から(c)までを加える。 (a) 1(a)から(g)までの規定の適用上、一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。 (b) 1(h)及び(i)から(q)までの規定の適用上、一年目の引下げは、議定書の効力発生の日に行う。 (c) その後の毎年の引下げは、この編(当該引下げが日本国の表に関するものである場合に限る。)及び次編については毎年四月一日に行い、この編(当該引下げがインドネシアの表に関するものである場合に限る。)及び第三編については毎年一月一日に行う。 第B五条 協定附属書一第一編6を次のように改める。 6 この編及び次編の規定(この編の規定については日本国の表について適用される場合に限る。)の適用上、「年」とは、 (a) 一年目については、次の期間をいう。 (i) この編の1(a)から(g)まで及び5(a)並びに次編第一節1、4及び5並びに第二節の規定の適用上、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日まで	の期間 (ii) この編の1(h)及び(i)から(o)まで、5(b)並びに8並びに次編第一節2、3、6及び7並びに第三節の規定の適用上、議定書の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までの期間 その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。 第B七条 協定附属書一第一編8を次のように改める。 8 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、次編第一節及び第三編第一節に定める一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。第一段の規定にかかわらず、次編第一節に定める合計割当数量に関しては、第一段の規定に従つて減ぜられた合計割当数量が一年目において議定書の効力発生の前に既に適用されている合計割当数量を下回る場合には、当該既に適用されている合計割当数量を一年目の合計割当数量とする。この8の規定の適用上、次編第一節及び第三編第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする。))。	第二編 日本国の表 第B八条 協定附属書一第二編第一節を次のように改める。 1 同節柱書き中「1から6まで」を「1から7まで」に、「次節を」次節及び第三節」に改める。 2 同節2(a)(i)を次のように改める。 (i) 合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年四千メートル・トンとする。 3 同節2(a)(iv)を削る。 4 同節3(a)(i)を次のように改める。 (i) 合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年八百メートル・トンとする。 5 同節3(a)(iv)を削る。 6 同節6(a)(i)を次のように改める。 (i) 合計割当数量は、議定書の効力発生の日から、毎年三万メートル・トンとする。 7 同節6(a)(iv)を削る。 8 同節6の次に次の7を加える。 7 表の4欄に掲げる区分に従つて行われる関税の撤廃は、インドネシア政府がこの附属書の付録Aの規定に従つて証明する原産品について適用する。 9 この附属書の付録Aを協定附属書一の付録Aとして協定に加える。 第B九条 協定附属書一第二編を次のように改める。 1 同編第二節の次に次の節を加える。 第三節 前節の表に定める関税に係る約束を修正する日本国の表 2 同編第三節に次の表を加える。
--	---	---	--

	品名	基準税率	区分	注釈
第三類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚(生きているものに限る。)			
〇三・〇一	その他の魚(生きているものに限る。)			
〇三〇一・九四のうち	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス) 養魚用の稚魚以外のもの くろまぐろ(トウヌス・ティヌス) ティヌス くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス) みなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)	三・五%	E5	
〇三〇一・九五のうち	養魚用の稚魚以外のもの その他のもの 養魚用の稚魚以外のもの その他のもの	三・五%	E5	
〇三〇一・九九のうち	ひらめ(パラリクテイス属のもの)	三・五%	E5	
〇三・〇二	魚(生鮮のもの及び冷蔵したものに限りものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)			
〇三〇二・二三	まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウテイヌス(カツオヌス)・ペラミス)(第〇三〇二・九一号から第〇三〇二・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)	三・五%	E5	
〇三〇二・三五のうち	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス) くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス)		E0	
〇三〇二・三九	その他のもの		E0	
〇三・〇三	魚(冷凍したものに限りものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)			
〇三〇三・八一	まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウテイヌス(カツオヌス)・ペラミス)(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)			
〇三〇三・四二	きはだまぐろ(トウヌス・アルバカリス)	三・五%	E5	
〇三〇三・四五のうち	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス) くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス)		E0 E0	
〇三〇三・四九	その他のもの		E0	
〇三〇三・八一	その他の魚(第〇三〇三・九一号から第〇三〇三・九九号までの食用の魚のくず肉を除く。)		E0	
〇三〇三・八九のうち	さめ その他のもの にしん(クルペア属のもの)、ぶり(セリオアラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)及びうるめいわし(エトルメウス属のもの)並びにバラクーダ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(ゲニユプテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)以外のもの たちうお その他のもの(ふぐ、めぬけ類(セバステス属のものに限る)、ぎんだら、きんめだい、あゆ及びくさかりつぼだい(プセウドペンタケロス・ウエエレリに限る。)を除く。)	三・五%	E5	

○三・〇四	さんま(コロラピス属のもの。コロラピス・サイラを除く。)	三・五%	X	E 15
	魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)			
	魚のフィレ(ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なまず(バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロプラマ属のもの)、うなぎ(アンギールラ属のもの)、ナイルパーチ(ラテス・ニロティクス)又はらいぎよ(カンナ属のもの)のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			
○三〇四・三一	ティラピア(オレオクロミス属のもの)	三・五%		E 5
○三〇四・三二	なまず(バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)	三・五%		E 5
○三〇四・三九	その他のもの	三・五%		E 5
	その他の魚のフィレ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			
○三〇四・四五	めかじき(クスイフィアス・グラディウス)	三・五%		E 5
○三〇四・四八	えい(がんぎえい科のもの)	三・五%		E 5
○三〇四・四九のうち	その他のもの			
○三〇四・五九のうち				
	にしん(クルベア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの			
	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)及びみなまぐろ(トウヌス・マツコイ)以外のもの			
	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			
	その他のもの			
	にしん(クルベア属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス属のもの)以外のもの			
	バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ(デニユプテルス属のもの)及びたい(たい科のもの)以外のもの			
	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)及びみなまぐろ(トウヌス・マツコイ)以外のもの			
		三・五%		E 5
				E 0

○三・〇五		魚(乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限り)、くん製した魚(くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない)並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限り)。	
○三〇五・五二		乾燥した魚(食用の魚のくず肉を除き、塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く)。	
○三〇五・五四のうち		ティラピア(オレオクロミス属のもの)、なます(バンガシウス属、シルルス属、クラリアス属又はイクタルス属のもの)、こい(クテノファリユンゴドン・イデルルス、ミクロファリユンゴドン・ピケウス、カトラ・カトラ、オステオキルス・ハセルティ、レプトバルプス・ホイヴェニ及びキュプリヌス属、カラシウス属、ヒュボフタルミクテウス属、キルリヌス属、ラベオ属又はメガロブラマ属のもの)、うなぎ(アングイルラ属のもの)、ナイルバーチ(ラテス・ニロティクス)及びらいぎよ(カナナ属のもの)	
一〇・五%		にしん(クルベア・ハレンダス及びクルベア・パラスイイ)、かたぐちいわし(エングラウリス属のもの)、いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、ぐるくま(ラストレルリゲル属のもの)	
E 7			
○三〇五・五九のうち		もの)、さわら(スコムベロモルス属のもの)、まあじ(トラクルス属のもの)、ぎんがめあじ(カランクス属のもの)、すぎ(ラキユケントロン・カナドウム)、まながつお(パムプス属のもの)、さんま(コロラピス・サイラ、むろあじ(デカプテルス属のもの)、からふとししやも(マルロトウス・ヴィルロス)、めかじき(クスイフィアス・グラディウス)、すま(エウティヌス・アフィニス)、はがつお(サルダ属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)	
一〇・五%		にしん(クルベア・ハレンダス及びクルベア・パラスイイ)、いわし(サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、さば(スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラピス・サイラ)以外のもの	
E 7		その他のもの	
一〇・五%		さけ科のもの以外のもの	
E 15		にしん(クルベア属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)及びうるめいわし(エトルメウス属のもの)以外のもの	
X		さんま(コロラピス属のもの)、コロラピス・サイラを除く)	
		その他のもの	

〇三〇五・七二のうち	魚のひれ、頭、尾、浮袋その他の食用の魚のくず肉 魚の頭、尾及び浮袋 浮袋以外のもの 乾燥したもの さけ科のもの以外のもの にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルマ(コラピス属のもの)以外のもの	一〇・五%	E7
〇三〇五・七九のうち	その他のもの 内臓以外のもの 乾燥したもの さけ科のもの以外のもの にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルマ(コラピス属のもの)以外のもの	一〇・五%	E7
〇三・〇六	ス属のもの)及びさんま(コラピス属のもの)以外のもの 甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない)、くん製した甲殻類(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	一〇・五%	E7
〇三〇六・一四のうち	かに がざみ 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	四・〇%	E5
〇三〇六・三三のうち	かに がざみ その他のもの	四・〇%	E5
〇三〇六・九三	くん製したもの その他のもの	七・二%	E5
〇三・〇七	軟体動物(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない)、くん製した軟体動物(殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。)並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)	一〇・〇%	E7

○三〇七・一九のうち	かき その他のもの くん製したもの 貝柱 スキヤロップ（ペクテン属、クラ ミウス属又はプラコペクテン属の もの。いたや貝を含む。） その他のもの くん製したもの い貝（ミユティルス属又はペルナ属 のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び 冷蔵したもの 冷凍したもの その他のもの くん製したもの 貝柱 クラム、コックル及びアークシエル （ふねがい科、アイスランドがい 科、ざるがい科、ふじのはながい 科、きぬまといがい科、ほかがい 科、ちどりますおがい科、おおのが い科、あさじがい科、きぬたあげま きがい科、またがい科、しゃこがい 科又はまるすだれがい科のもの） 冷凍したもの 貝柱 はまぐり その他のもの あさり その他のもの くん製したもの 貝柱 あわび（ハリオティス属のもの）及び そでばら（ストロムプス属のもの） その他のそでばら（ストロムプス 属のもの）	六・七％ E 3	六・七％ E 3	六・七％ E 3	七・〇％ E 7	七・〇％ E 5	六・七％ E 3	三・五％ E 5 X	七・〇％ E 7	六・七％ E 3
------------	---	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------------	-------------	-------------

○三〇七・九一のうち	くん製したもの その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 生きているもの、生鮮のもの及び 冷蔵したもの 貝柱 その他のもの しじみ 冷凍したもの 貝柱 その他のもの しじみ その他のもの くん製したもの スキヤロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱	六・四％ E 5	七・〇％ E 7 X	七・〇％ E 7	七・〇％ E 7	六・七％ E 3
○三〇七・九二のうち	貝柱 その他のもの しじみ 冷凍したもの 貝柱 その他のもの しじみ その他のもの くん製したもの スキヤロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱	七・〇％ E 7 X	七・〇％ E 7	七・〇％ E 7	六・七％ E 3	
○三〇七・九九のうち	その他のもの くん製したもの スキヤロップ（いたやがい科のもの）及び貝柱	七・〇％ E 7	七・〇％ E 7	六・七％ E 3	六・七％ E 3	

第八類 ○八・〇三	食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 バナナ（プランテインを含むものと し、生鮮のもの及び乾燥したものに 限る。） プランテイン 生鮮のもの 毎年四月一日から同年九月三 〇日までに輸入されるもの 毎年一〇月一日から翌年三月 三十一日までに輸入されるもの その他のもの 生鮮のもの 毎年四月一日から同年九月三 〇日までに輸入されるもの 毎年一〇月一日から翌年三月 三十一日までに輸入されるもの	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
○八〇三・一〇のうち	生鮮のもの 毎年四月一日から同年九月三 〇日までに輸入されるもの 毎年一〇月一日から翌年三月 三十一日までに輸入されるもの その他のもの 生鮮のもの 毎年四月一日から同年九月三 〇日までに輸入されるもの 毎年一〇月一日から翌年三月 三十一日までに輸入されるもの	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q
○八〇三・九〇のうち	生鮮のもの 毎年四月一日から同年九月三 〇日までに輸入されるもの 毎年一〇月一日から翌年三月 三十一日までに輸入されるもの その他のもの 生鮮のもの 毎年四月一日から同年九月三 〇日までに輸入されるもの 毎年一〇月一日から翌年三月 三十一日までに輸入されるもの	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q

〇八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
〇八〇四・三〇のうち	生鮮のもの 一個の重量が九〇〇グラム未満のもの（全形のもので皮を除いてないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。）		Q	3
第一三類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス			
一三・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシククナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
一三〇二・一九のうち	植物性の液汁及びエキス その他のもの 飲料のもと 植物性の一種類の原料から得たもの以外のもの	一六・五%	E 15	
第一五類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう			
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五一二・一一のうち	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物 粗油 酸価が〇・六を超えるもの			

第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品 その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血 動物の肝臓のもの 牛又は豚のもの以外のもの 気密容器入りのもの	一六〇二・二〇のうち		
一六・〇二	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物	一六・〇四		
一六〇四・一一のうち	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。） さけ	一六〇四・一四		
一六〇五・一〇のうち	気密容器入りのもの まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお かつお（気密容器入りのものに限る。） その他のもの かつお節 まぐろ（気密容器入りのものに限る。） その他のもの 甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。） 気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）以外のもの	一六〇五・一〇のうち	九・六%	E 7
			三・〇%	E 15
			一キログラムにつき八円五〇銭	E 15
			一キログラムにつき一〇円四〇銭	E 15

一六〇五・三〇のうち	米を含むものの以外のもの ロブスター	七・二％ E 5
一六〇五・四〇のうち	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものの以外のもの その他の甲殻類 えび	E 0
一六〇五・五一のうち	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものの以外のもの 軟体動物 かき	五・〇％ E 5
一六〇五・五三のうち	貝柱 その他のもの その他のもの 気密容器入りのもの	六・七％ E 5 六・四％ E 5 七・二％ E 5
一六〇五・五五のうち	い貝 くん製したもの以外のもの 気密容器入りのもの	七・二％ E 5 七・二％ E 5
一六〇五・五六のうち	たこ くん製したもの その他のもの 気密容器入りのもの クラム、コックル及びアーケシエル くん製したもの 貝柱 その他のもの その他のもの 気密容器入りのもの	六・四％ E 5 七・二％ E 5 七・二％ E 5 六・七％ E 5 六・四％ E 5 七・二％ E 5
一六〇五・五八のうち	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。） くん製したもの その他のもの 気密容器入りのもの その他のもの 帆立貝（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミユス属又はブラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。） くん製したもの その他のもの その他のもの その他のもの 貝柱 その他のもの 気密容器入りのもの その他の水棲無脊椎動物 なまこ くん製したもの その他のもの うに くん製したもの その他のもの その他のもの くん製したもの うに その他のもの	六・四％ E 5 七・二％ E 5 六・七％ E 7 七・二％ E 7 六・四％ E 5 七・二％ E 5 六・四％ E 5 六・四％ E 7 八・〇％ E 7 六・四％ E 7 八・〇％ E 7 六・四％ E 7 八・〇％ E 7 六・四％ E 7 八・〇％ E 7
第一八類 一八・〇六 一八〇六・一〇のうち	ココア及びその調製品 チヨコレートその他のココアを含有する調製食料品 ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限り。） 砂糖を加えたものの以外のもの	一二・五％ E 10

第一九類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品			
一九・〇五	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するかしないかを問わない。)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品			
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品	九・〇%	E 15	
第二〇類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品			
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分			
二〇〇一・九〇のうち	その他のもの 砂糖を加えたもの以外のもの その他のもの しょうが	九・〇%	E 10	
二〇・〇四	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。)			
二〇〇四・九〇のうち	その他の野菜及び野菜を混合したもの 砂糖を加えたもの スイートコーン以外のもの			
二〇・〇七	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト(加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	二三・八%	E 7	
二〇〇七・九一のうち	かんきつ類の果実 ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード 砂糖を加えたもの ジャム フルーツゼリー及びマーマレード フルーツピューレー及びフルーツペースト 砂糖を加えたもの その他のもの	一六・八%	E 10	
二〇〇七・九九のうち	その他のもの ジャム及びフルーツゼリー以外のもの 砂糖を加えたもの フルーツピューレー及びフルーツペースト以外のもの その他のもの フルーツピューレー及びフルーツペースト以外のもの	一六・八%	E 10	
二〇〇八・三〇のうち	果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)	三四・〇%	E 15	
二〇〇八・三〇のうち	かんきつ類の果実 砂糖を加えたもの以外のもの パルプ状のもの その他のもの(混合したもの(第二〇〇八・一九号のものを除く。)を含む。)	二一・三%	E 15	

[illegible]

第二二類 二二・〇二	二二・〇三 二二〇三・九〇のうち	二〇〇九・八九のうち 二〇〇九・九〇のうち	飲料、アルコール及び食酢 水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限り。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二二・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）	マヨネーズ フレンチドレッシング及びサラダドレッシング	その他のもの（野菜ジュースを主成分とするものを除く。） 砂糖を加えたもの	一〇・五%	一二・八%	一三・四%	E 7	E 7	E 10			
第二九類 二九・〇五 二九〇五・四四	有機化学品 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 その他の多価アルコール D－グルシトール（ソルビトール）	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限り。） 砂糖を加えたもの その他のもの ノンアルコールビール 砂糖を加えたもの その他のもの 砂糖を加えたもの エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限り。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。） エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限り。） アルコール分が九〇％以上のもの 工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するもの 酢酸エチルの製造の用に供するもの エチルアミンの製造の用に供するもの		E 0	E 0	Q		一三・四%	E 10	E 10	E 10	6		

(第三編は、英語及びインドネシア語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

付録A 附属書一第二編第一節7の規定に
関連する証明書

- 1 附属書一第二編第一節7の規定の適用上、関税率表番号第一六〇四・一四号に分類される原産品であつて、同編第三節に規定する日本国の表の5欄に「7」を掲げたものについては、同附属書の規定に基づく関税上の特恵待遇のために品目証明書(輸出締約国によつて発給された品目証明書であつて、当該原産品が長さ三十センチメートル未満のかつおを含まない原材料によつて製造されたことを証明するもの)を添付する。
- 2 輸出締約国の発給当局によつて発給された漁獲証明書は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合には、1に規定する品目証明書として用いられる。
 - (a) 産品を特定する詳細の欄に次の情報が含まれること。
 - (i) 1に規定する原産品が分類される品名であつて、附属書一第二編第三節に規定する日本国の表の2欄に定めるもの
 - (ii) 仕入書の番号及び日付
 - (b) 1に規定する原産品が長さ三十センチメートル未満のかつおを含まない原材料により製造されたことを証明すること。
- 3 1に規定する品目証明書については、第二十七條に規定する物品の貿易のための運用上の手続規則に定める細目を適用するものとする。
- 4 (a) 輸入締約国の権限のある当局は、輸出締約国の権限のある当局に対し、1に規定する品目証明書が真正なものであるか又は当該品目証明書に含まれる情報が正確なものであるかについての確認を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、その要請があつた場合には、当該要請の受領の日の後九十日以内に、要請された情報を提供する。

- (b) 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、附属書一及びこの付録の規定に基づく関税上の特恵待遇を与えないことができる。
 - (i) 輸出締約国の権限のある当局が、(a)の規定に基づく輸入締約国の権限のある当局からの要請を受領した日の後九十日以内に回答しない場合
 - (ii) 輸出締約国の権限のある当局により(a)の規定に従つて提供された情報が、証明書が1に規定する品目証明書であることを判断するのに十分でない場合
 - 5 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、議定書の効力発生から五年を経過した後、この付録の規定について見直しを行う。
- 附属書C 協定附属書八(第六章関係)(第八十一条に関する特定の約束に係る表)の改正
- 第一編 日本国の特定の約束に係る表
- 第C一条
- 協定附属書八第一編に規定する日本国の特定の約束に係る表を次のように改める。
- 1 同編注釈中4の次に次の5を加える。
 - 5 各分野に共通の約束に規定する条件及び制限は、分野ごとに行う特定の約束における全ての分野について適用する。各分野に共通の約束に規定する条件及び制限と分野ごとに行う特定の約束に規定する条件及び制限とが抵触する場合には、その抵触の限度において、各分野に共通の約束に規定する条件及び制限が優先する。
 - 2 同編の分野ごとに行う特定の約束の表の表題を「II 分野ごとに行う特定の約束」に改め、同表の前に次の一表を加える。
 - I 各分野に共通の約束

分野	SS/S	追加的な約束
この約束表に掲げる全ての分野	(1) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (2) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (3) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (4) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。	(1) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (2) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (3) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 (4) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。

3 同編の分野ごとに行う特定の約束の表中「7 金融サービス」の「B 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く)」の項を次のように改める。

B 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く)	第七十七條(u)及び(ii)に規定するサービスの提供に關して市場アクセスに係る制限の欄に記載する特定の約束については、それぞれ、了解のB3及び4の規定に基づきこの分野において第七十八條から第八十條までの規定及び附属書七の規定に基づく義務に追加して負う義務を除くほか、約束しない。了解のB3及び4の規定に基づく義務については、次の条件及び制限に従う。
--------------------------------------	--

(1) 制限しない。	(1) 制限しない。	(4) 企業内転勤者の数については、相互主義に基づいて制限することができる。	(4) 企業内転勤者の数については、相互主義に基づいて制限することができる。
(2) 制限しない。	(2) 制限しない。		
(3) 制限しない。	(3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としな		

(第二編は、英語及びインドネシア語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

附属書D 協定附属書九(第六章関係)(第八十二条に関する最恵国待遇の免除に係る表)の改正

協定附属書九第一編に規定する日本国の表中海上貨物利用運送サービスの分野の項の前に次の項を加える。

全ての分野	無期限	日本国の領土保全及び安全保障を確保する必要がある。
日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。		

附属書E 協定附属書十(第七章関係)(自然人の移動に関する特定の約束)の改正

第一編 日本国の特定の約束
第E一条

協定附属書十第一編第二節を次のように改める。
1 同節1の柱書き中「一年間又は三年間」を「五年までの期間」に改める。
2 同節1(c)中(iv)及び(v)を削り、(iii)の次に次の(iv)を加える。
(iv) 物理学、工学その他の自然科学若しく

は法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、日本国の出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの
3 同節2中「1(c)(iv)及び(v)」を「1(c)(iv)」に改める。
第E二条
協定附属書十第一編第三節及び第四節の柱書き

中「二年間又は三年間」を「五年までの期間」に改める。
第E三条

協定附属書十第一編第五節を次のように改める。

1 同節1を次のように改める。

1 日本国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に該当する業務活動(日本国の出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの)に従事しようとするインドネシアの自然人については、五年までの期間(この期間は、更新することができる。)、入国及び一時的な滞在が許可される。
(a) 物理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動
(b) 日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動
同節2中「1(a)及び(b)」を「1(a)」に改める。
第E四条

協定附属書十第一編第六節を次のように改める。

1 同節1の柱書き中「(d)まで」を「(g)まで」に、「(二回)を(四回)」に改める。

2 同節1(a)中「修了証書Ⅲ」の下に「若しくはそれ以上の学位」を加える。

3 同節1(c)及び(d)をそれぞれ(e)及び(f)とする。

4 同節1(b)の次に次の(c)及び(d)を加える。

(c) インドネシアにおいて日本語の語学研修の課程を修了した者であること。

(d) 自然人の移動に関する小委員会により定められた日本語能力に関する要件を満たした者であること。

5 同節1の新たな(f)(i)中「六箇月間」の下に「(両締約国が別段の合意をする場合を除く。)」を加える。

6 同節1の新たな(f)の次に次の(g)を加える。

(g) 三回目及び四回目の滞在の期間の更新の場合には、(a)から(f)までの要件に加えて、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たした者であること。

7 同節1の注釈2中「三回」を「五回」に改める。

8 同節2の柱書き中「(d)まで」を「(g)まで」に、「三回」を「四回」に改める。

9 同節2(a)(ii)中「修了証書Ⅲ」の下に「又はそれ以上の学位」を加える。

10 同節2中(c)及び(d)をそれぞれ(e)及び(f)とする。

11 同節2(b)の次に次の(c)及び(d)を加える。

(c) インドネシアにおいて日本語の語学研修の課程を修了した者であること。

(d) 自然人の移動に関する小委員会により定められた日本語能力に関する要件を満たした者であること。

12 同節2の新たな(f)(i)中「六箇月間」の下に「(両締約国が別段の合意をする場合を除く。)」を加える。

13 同節2の新たな(f)の次に次の(g)を加える。

(g) 三回目及び四回目の滞在の期間の更新の場合には、(a)から(f)までの要件に加えて、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たした者であること。

14 同節5から7までを次のように改める。

5 日本国は、インドネシアの自然人の言語能力が1(f)(ii)又は2(f)(ii)に規定する活動に従事

するために十分なものであると認める場合には、当該インドネシアの自然人について、それぞれ1(c)若しくは(f)(i)又は2(c)若しくは(f)(i)に規定する研修を全面的又は部分的に免除することができる。

6 日本国政府は、1(c)及び(f)(i)並びに2(c)及び(f)(i)に規定する研修について、様式その他の関連する情報をインドネシア政府に対し通報する。

7 1(f)に規定する「看護師」の監督の下での研修及び病院、2(f)に規定する「介護福祉士」の監督の下での研修及び介護施設、並びに1(f)、2(f)及び3(b)に規定する個人的な契約及び日本国にある公私の機関については、日本国政府がインドネシア政府に対し通報する条件を満たすものとする。

第二編 インドネシアの特定の約束

第E五条

附属書十第二編第四節中「機械技術者、電気技術者などの業務活動」を「インドネシアの関係法令に従って物理学、工学その他の自然科学又は経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する知識を必要とする業務活動」に改める。

投票者氏名

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルメニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二二四名

阿達 雅志君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
赤松 健君 浅尾慶一郎君
朝日健太郎君 井上 義行君
生稲 晃子君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
猪口 邦子君 今井絵理子君
岩本 剛人君 上野 通子君
白井 正一君 江島 潔君
衛藤 晟一君 小川 克巳君
小野田紀美君 尾辻 秀久君
越智 俊之君 大家 敏志君
太田 房江君 岡田 直樹君
加田 裕之君 加藤 明良君
梶原 大介君 片山さつき君
神谷 政幸君 北村 経夫君
こやり隆史君 小林 一大君
古賀友一郎君 古庄 玄知君
上月 良祐君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 櫻井 充君
山東 昭子君 清水 真人君
自見はなこ君 白坂 亜紀君
進藤金日子君 末松 信介君
田中 昌史君 高橋 克法君
高橋はるみ君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 鶴保 庸介君
堂故 茂君 友納 理緒君
豊田 俊郎君 中曽根弘文君

中田 宏君 中西 祐介君
永井 学君 西田 昌司君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
羽生田 俊君 長谷川 岳君
長谷川英晴君 橋本 聖子君
藤井 一博君 藤川 政人君
藤木 真也君 船橋 利実君
古川 俊治君 星 北斗君
堀井 巖君 本田 顕子君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
三浦 靖君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 宮崎 雅夫君
宮沢 洋一君 宮本 周司君
森 まさこ君 森屋 宏君
山崎 正昭君 山下 雄平君
山田 太郎君 山田 俊男君
山本 啓介君 山谷えり子君
山本 順三君 吉井 章君
吉川ゆうみ君 和田 政宗君
若林 洋平君 渡辺 猛之君
青木 愛君 石垣のりこ君
石川 大我君 石橋 通宏君
打越さく良君 小沢 雅仁君
小沼 巧君 大椿ゆうこ君
奥村 政佳君 鬼木 誠君
勝部 賢志君 川田 龍平君
木戸口英司君 岸 真紀子君
熊谷 裕人君 小西 洋之君
古賀 千景君 古賀 之土君
斎藤 嘉隆君 塩村あやか君
柴 慎一君 杉尾 秀哉君
田島麻衣子君 田名部匡代君

高木 真理君 辻元 清美君
徳永 エリ君 野田 国義君
羽田 次郎君 広田 一君
福島みずほ君 福山 哲郎君
牧山ひろえ君 三上 えり君
水岡 俊一君 水野 素子君
村田 享子君 森本 真治君
森屋 隆君 横沢 高德君
吉川 沙織君 秋野 公造君
伊藤 孝江君 石川 博崇君
上田 勇君 河野 義博君
窪田 哲也君 佐々木さやか君
里見 隆治君 塩田 博昭君
下野 六太君 杉 久武君
高橋 次郎君 高橋 光男君
竹内 真二君 谷合 正明君
新妻 秀規君 西田 実仁君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
安江 伸夫君 山口那津男君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 青島 健太君
浅田 均君 石井 章君
石井 苗子君 猪瀬 直樹君
梅村みずほ君 嘉田由紀子君
片山 大介君 金子 道仁君
串田 誠一君 柴田 巧君
高木かおり君 中条きよし君
藤巻 健史君 松沢 成文君
松野 明美君 柳ヶ瀬裕文君
山口 和之君 伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君 上田 清司君
川合 孝典君 榎葉賀津也君
田村 まみ君 竹詰 仁君
堂込麻紀子君 芳賀 道也君
浜口 誠君 浜野 喜史君

舟山 康江君	大島九州男君	加田 裕之君	加藤 明良君	山谷えり子君	山本 啓介君	山口那津男君	山本 博司君
木村 英子君	天晶 大輔君	梶原 大介君	片山さつき君	山本佐知子君	山本 順三君	横山 信一君	若松 謙維君
船後 靖彦君	山本 太郎君	神谷 政幸君	北村 経夫君	吉井 章君	吉川ゆうみ君	青島 健太君	浅田 均君
伊波 洋一君	高良 鉄美君	こやり隆史君	小林 一大君	和田 政宗君	若林 洋平君	石井 章君	石井 苗子君
齊藤健一郎君	浜田 聡君	古賀友一郎君	古庄 玄知君	渡辺 猛之君	青木 愛君	猪瀬 直樹君	梅村みずほ君
大野 泰正君	神谷 宗幣君	上月 良祐君	佐藤 啓君	石垣のりこ君	石川 大我君	嘉田由紀子君	片山 大介君
鈴木 宗男君	寺田 静君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	石橋 通宏君	打越さく良君	金子 道仁君	串田 誠一君
ながえ孝子君	長浜 博行君	酒井 庸行君	櫻井 充君	小沢 雅仁君	小沼 巧君	柴田 巧君	高木かおり君
平山佐知子君	宮口 治子君	山東 昭子君	清水 真人君	大椿ゆうこ君	奥村 政佳君	中条さよし君	藤巻 健史君
		白坂 亜紀君	鬼木 誠君	勝部 賢志君	柳ヶ瀬裕文君	松沢 成文君	松野 明美君
		末松 信介君	川田 龍平君	岸 真紀子君	木戸口英司君	伊藤 孝恵君	山口 和之君
		高橋 克法君	高橋 求君	小西 洋之君	熊谷 裕人君	上田 清司君	磯崎 哲史君
		滝波 宏文君	武見 敬三君	古賀 之士君	斎藤 千景君	榎葉賀津也君	川合 孝典君
		柘植 芳文君	鶴保 庸介君	塩村あやか君	柴 慎一君	竹詰 仁君	田村 まみ君
		堂故 茂君	友納 理緒君	杉尾 秀哉君	田島麻衣子君	芳賀 道也君	堂込麻紀子君
		豊田 俊郎君	中田 宏君	田名部匡代君	高木 真理君	濱野 喜史君	浜口 誠君
		中西 祐介君	永井 学君	辻元 清美君	徳永 エリ君	伊波 洋一君	舟山 康江君
		西田 昌司君	野上浩太郎君	野田 国義君	羽田 次郎君	齊藤健一郎君	高良 鉄美君
		野村 哲郎君	羽生田 俊君	広田 一君	福島みずほ君	大野 泰正君	浜田 聡君
		長谷川 岳君	長谷川英晴君	福山 哲郎君	牧山ひろえ君	鈴木 宗男君	神谷 宗幣君
		馬場 成志君	橋本 聖子君	三上 えり君	水岡 俊一君	ながえ孝子君	寺田 静君
		比嘉奈津美君	藤本 一博君	水野 素子君	村田 享子君	平山佐知子君	宮口 治子君
		藤川 政人君	藤木 眞也君	森本 真治君	森屋 隆君		
		船橋 利実君	古川 俊治君	横沢 高德君	吉川 沙織君		
		星 北斗君	堀井 巖君	秋野 公造君	伊藤 孝江君		
		本田 顕子君	舞立 昇治君	石川 博崇君	上田 勇君		
		牧野たかお君	松川 るい君	河野 義博君	窪田 哲也君		
		松下 新平君	松村 祥史君	佐々木さやか君	里見 隆治君		
		松山 政司君	三浦 靖君	塩田 博昭君	下野 六太君		
		三原じゅん子君	三宅 伸吾君	杉 久武君	高橋 次郎君		
		宮崎 雅夫君	宮沢 洋一君	高橋 光男君	竹内 真二君		
		宮本 周司君	森 まさこ君	谷合 正明君	新妻 秀規君		
		森屋 宏君	山崎 正昭君	西田 実仁君	平木 大作君		
		山下 雄平君	山田 太郎君	三浦 信祐君	宮崎 勝君		
		山田 俊男君	山田 宏君	矢倉 克夫君	安江 伸夫君		

賛成者氏名

阿達 雅志君 青木 一彦君 赤池 誠章君 浅尾慶一郎君 井上 義行君 石井 準一君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 今井絵理子君 上野 通子君 白井 正一君 江島 潔君 衛藤 晟一君 小川 克巳君 小野田紀美君 尾辻 秀久君 越智 俊之君 大家 敏志君 太田 房江君 岡田 直樹君

反対者氏名

井上 哲士君 伊藤 岳君 岩渕 友君 紙 智子君 吉良よし子君 倉林 明子君 小池 晃君 大門実紀史君 仁比 聡平君 山下 芳生君 山添 拓君

日程第四 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名 二一八名

阿達 雅志君 青木 一彦君 赤池 誠章君 浅尾慶一郎君 井上 義行君 石井 準一君 石井 浩郎君 石田 昌宏君 磯崎 仁彦君 今井絵理子君 上野 通子君 白井 正一君 江島 潔君 衛藤 晟一君 小川 克巳君 小野田紀美君 尾辻 秀久君 越智 俊之君 大家 敏志君 太田 房江君 岡田 直樹君

反対者氏名 一六名

井上 哲士君 伊藤 岳君 岩渕 友君 紙 智子君 吉良よし子君 倉林 明子君 小池 晃君 大門実紀史君 仁比 聡平君 山下 芳生君 山添 拓君 船後 靖彦君 山本 太郎君

中国の反スパイ法等に基づく日本人及び在日中国人の拘束事案に係る危機意識の喚起と政府対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年四月八日

参議院議長 関口 昌一殿 神谷 宗幣

中国の反スパイ法等に基づく日本人及び在日中国人の拘束事案に係る危機意識の喚起と政府対応に関する質問主意書

中国における二〇一四年の「反スパイ法」施行以降、少なくとも十七名以上の日本人がスパイ行為などの容疑で拘束されており、容疑の具体的内容や証拠の提示もないまま、長期にわたって勾留されている。さらに、二〇二三年七月の改正反スパイ法の施行により、「国家の安全を害するおそれのある行為が新たに取締り対象として加えられたことで、企業活動、学術調査、文化交流など、通常の民間活動についても摘発のリスクが生じている。また、反スパイ法に関連して、中国当局が設置した「秘密警察拠点」が国際的にも問題視されている。報道によれば、中国当局は、これらの拠点を通じて在日中国人を監視し、中国帰国時に拘束・尋問する事例が確認されている。米司法省は二〇二四年十二月、ニューヨーク市で中国の「海外警察署」を運営していたアメリカ市民が、中国当局の工作員として活動していたことを認めたと発表しており、人権団体は、中国当局がこうした海外拠点を通じて、外国在住の中国人に対する脅迫・監視を行っているとは非難している。

我が国でも中国の「秘密警察拠点」の存在が確認されており、中国当局が反スパイ法を根拠として、在日中国人のみならず日本人に関する情報収集も行っている可能性が指摘されている。これらの動向は、日本の主権及び法秩序に対する重大な

侵害であり、同時に日本人及び在日中国人の安全と人権を著しく脅かすものである。しかし、政府による国民への危機意識の喚起、中国渡航時の注意喚起や安全対策などは十分とは言い難く、現行の「危険情報」の内容が現在の実態に即しているかについても疑問が残る。

政府には、これらの問題に対し、より強い危機意識を持つて国民への注意喚起、法的及び外交的対応を講ずるとともに、情報発信や民間団体との連携を含む包括的な体制の整備が強く求められる。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 中国における反スパイ法の運用に関連し、二〇一四年以降、現時点までに中国において拘束された日本人の人数及び政府が把握している範囲における各事案の概要について明らかにされたい。また、同期間において、中国に渡航後、同様に拘束された在日中国人（日本に居住していた者）に係る事例の有無及び人数についても示されたい。

二 中国における反スパイ法の運用に関連し、容疑の具体的説明や証拠の提示が不十分なまま、日本人が長期間拘束される事例が報告されている。こうした拘束の実態を踏まえ、同様の事案が今後も発生する可能性について政府はどのように認識しているか示されたい。また、現在の「危険情報」が現状に即したものととなっていると考えるか示されたい。

三 中国に渡航する日本人（渡航者、駐在員、研究者、観光客等）に対し、反スパイ法に基づく拘束リスクや監視体制に関する情報提供・注意喚起を政府としてどのように実施しているか示されたい。また、危険情報の見直し、ＡＣジャパンなどを通じた国民への注意喚起の徹底など、今後の改善策を示されたい。

四 在日中国人が中国当局の監視対象となり、帰国時に拘束・尋問を受ける事例が報じられてい

る。これらの事例を放置することが、今後、日本の法秩序や主権にどのような悪影響を及ぼすか政府の見解を示されたい。

五 中国国内で拘束された日本人に対し、迅速かつ実効的な対応を図るため、在外公館による支援に加え、人質交渉や国際人権保護の分野に知見を有する民間団体とも連携を強化し、包括的な支援体制を構築すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 中国における日本人の拘束事案は、理由も明示されず一方的に拘束されるという意味で、第二の拉致事件とも言うべき深刻な問題である。我が国の主権を侵害しかねないこの状況に対し、政府としてこれまでどのような外交的・法的対応を講じてきたのか、また、被拘束者の解放を実現するために、どのような具体的方針を定め、取組を行っているのか明らかにされたい。あわせて、これまでの拘束事例について、政府として事例ごとの調査・分析を行っているのか示されたい。行っている場合は、その実施状況及び結果について、政府は公表すべきと考えるか政府の見解を示されたい。

七 中国における日本人の拘束事案が繰り返される現状を踏まえ、我が国として、国民の安全確保及び被害抑止の観点から、中国国籍者の入国制限や査証審査の厳格化などの必要な措置を検討しているか示されたい。

右質問する。

令和七年四月十八日

参議院議長 関口 昌一殿 内閣総理大臣 石破 茂

参議院議員神谷宗幣君提出中国の反スパイ法等に基づく日本人及び在日中国人の拘束事案に係る危機意識の喚起と政府対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出中国の反スパイ法等に基づく日本人及び在日中国人の拘束事案に係る危機意識の喚起と政府対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「中国における反スパイ法の運用に関連し、二〇一四年以降、令和七年四月十四日までに「中国において拘束された日本人の人数」は合計十七名であると承知している。お尋ねの「各事案の概要」については個人情報が含まれることなどから、また、後段のお尋ねについては、お尋ねの「事例」があることは承知しているが、それ以上の詳細については我が国の情報収集能力等を明らかにするおそれがあることなどから、お答えすることは差し控えたい。

二の前段及び四について

お尋ねの「同様の事案が今後も発生する可能性」については御指摘の「中国当局」による「反スパイ法の運用」に関わる事柄であり、また、「これらの事例を放置すること」の具体的な意味するところが明らかではないためお答えすることは困難であるが、政府としては、引き続き、情報の収集及び分析に努めるとともに、適切な措置を講じてまいりたい。

二の後段及び三について

海外に渡航・滞在する邦人向けに安全等に関する情報を発信する外務省海外安全ホームページ上の「危険情報」（以下「危険情報」という。）の項目については、政府として、渡航・滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国・地域に関して、日本国民の生命又は身体に対する脅威を考慮しつつ、中長期的な観点から、当該国・地域の治安情勢を始めとする政治情勢、社会情勢等を総合的に判断して決定してきており、お尋ねの「現在の「危険情報」についても、これらの観点を踏まえ、適切に判断してきているものである。

また、政府としては、これまで、危険情報を始めとした適時適切な情報発信、注意喚起等を行うことを通じ、海外に渡航・滞在する邦人の安全確保に努めているところであり、中国については、同ホームページ上の中国に関する危険情報の項目において「中国では、「国家安全に危害を与える」とされる行為は、刑法、反スパイ法、軍事施設保護法、測量法等に基づき取調べの対象となり、国家安全部門に長期間の拘束を余儀なくされるのみならず、裁判で有罪となれば、懲役などの嚴重な刑罰を科されるおそれがあります。」といった記載をするともに、同ホームページ上の中国に関する「安全対策基礎データ」の項目において「中国においては、街中に監視カメラが設置されており、犯罪を未然に防止する等の措置がとられています。携帯電話やパソコン等の通信機器は、機器やアプリを通じて盗聴されている可能性があることを認識してください。」といった記載をすることなどを通じ、中国に渡航・滞在する邦人に対して注意喚起を行っているところである。今後も引き続き、中国に渡航・滞在する邦人に対し、適時適切な危険情報の見直しも含め、きめ細やかな情報発信や注意喚起を行ってまいりたい。

五について

在外公館における邦人保護の在り方については、これまで、現地情勢に関する知見を有する民間団体との意見交換等を行い、当該団体の経験や知見も参考にして検討を進めてきており、引き続き、こうした団体と連携を取りつつ邦人保護のための体制の強化に取り組んでまいりたい。

六について

お尋ねの「法的対応」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府として

は、これまで中国側に対し、例えば、令和七年三月二十四日の参議院外交防衛委員会において、岩屋外務大臣が「昨年十二月、私が訪中して行った日中外相会談において、私から王毅外交部長に対して、まず邦人拘束事案ですね、拘束された邦人の早期釈放・・・を求めた上で・・・反スパイ法の・・・透明性の向上についても求めたところであり、今般の東京での日中外相会談においても同じくそのような申し入れをしたところでございます」と述べたとおり、累次働きかけているところである。今後も御指摘の「中国当局」に邦人が拘束されている事案それぞれの具体的な状況を踏まえつつ、引き続き、このような働きかけを粘り強く継続していく考えである。

政府としては、御指摘の「中国当局」に邦人が拘束されている事案の具体的な状況の把握及び分析に努めているが、その内容については、個人情報が含まれるためお答えすることは差し控えたい。

七について

お尋ねの「入国制限」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、これまで、中国国籍者を含む外国人（以下「外国人」という。）に対して、我が国への入国に際して査証の申請があった場合には査証の発給基準に基づいて当該査証の発給に係る審査を厳格に行っているほか、外国人から上陸のための申請があった場合には上陸のための条件に適合しているか否かの審査を適切に行うなどしてきており、引き続き、このようにして我が国に入国する外国人の公正な管理に努めていく考えである。

高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に
関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年四月八日

参議院議長 関口 昌一殿 浜田 聡

高額療養費自己負担上限額引上げの優先度
に関する質問主意書

医療保険制度における患者負担軽減の主な仕組みの一つとして、高額療養費制度が挙げられる。高額療養費制度とは、家計に対する医療費負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う一か月の医療費が上限額を超えた場合にその超過額を支給するという、保険のセーフティネットの役割として極めて重要な制度である。

患者の命にも直結する高額療養費自己負担上限額引上げ（以下「高額療養費上限額引上げ」という。）については慎重に検討されるべきところ、令和六年十一月から全世代型社会保障構築会議及び厚生労働省社会保障審議会医療保険部会において議論が始まり、わずか一か月後の令和六年十二月二十七日に閣議決定された令和七年度政府予算案に盛り込まれた。その後、患者団体の反対などを受け、異例にも三度の方針転換をし、石破総理大臣は令和七年三月七日、同年八月の高額療養費上限額引上げを見送った上で、秋までに改めて方針を検討し決定すると表明した。この高額療養費上限額引上げについて、以下質問する。

一 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）における高額療養費上限額引上げについて

改革工程において、高額療養費上限額引上げの実施については、令和十年度までに検討する取組の一つとされている。改革工程には高額療

養費上限額引上げ以外の取組も多数盛り込まれているところ、高額療養費上限額引上げだけが真っ先に令和七年度政府予算案に盛り込まれることとなった理由を示されたい。また、改革工程にある各取組の優先順位はどのような基準で決定されたか、あるいは決定されるのか、そのプロセスを示されたい。

二 薬剤保険給付の在り方の見直し及び医療・介護の三割負担の適切な判断基準設定等の検討状況について

改革工程において、高額療養費上限額引上げと併せて、令和十年度までに検討する取組として、「薬剤保険給付の在り方の見直し」、「医療・介護の三割負担（現役並み所得）」の適切な判断基準設定等が挙げられているが、これらの施策について、現時点の検討状況及び今後の検討スケジュールを示されたい。

三 「長瀬効果」の定義及びエビデンスについて

1 政府が用いている「長瀬効果」の定義と具体的内容を示されたい。

2 「長瀬効果」は医療経済学の分野では一般的に認知されている概念とは言えないと思料するが、この効果を採用している理由を示されたい。また、その理由に学術的なエビデンスがある場合は、全て示されたい。

3 過去の高額療養費上限額引上げ時に推計された「長瀬効果」と実際の变化の乖離はどの程度であったか示されたい。

四 第百九十二回社会保障審議会医療保険部会（令和七年一月二十三日）資料「高額療養費制度の見直しについて」について

1 資料十三頁にある二千二百七十億円の削減効果とは、金銭的な理由による受診抑制を推計したものか示されたい。金銭的な理由ではない場合、どのような理由による削減効果なのか示されたい。

2 資料で示されている所得区分ごとの引上げ率及び引上げ率の算出根拠を全て示された。また、所得が高いほど引上げ率が高い理由を具体的に示された。

3 七十歳以上と七十歳未満の自己負担限度額の引上げ率に差異がある場合、その具体的な内容及び理由を示された。

5 経済環境を踏まえた負担増への見解について私の事務所からの質問に対する厚生労働省の回答では、高額療養費上限額引上げ幅設定に当たり、過去十年間の平均給与の伸びを基準としたことであつたが、同期間において実質賃金は上昇していない。加えて、消費税率や社会保険料の引上げ等により可処分所得はむしろ減少していることが推察されることを踏まえると、特に引上げ率が高い高所得者層にとつては負担が著しく大きくなると考えるが、政府の見解を示された。

六 高額療養費の支給実績及びデータの開示状況について

1 高額療養費の支給総額及びその内訳(性別、年代別、入院・外来別、所得区分別、疾患別)を示された。

2 前記六の1について、これらの情報が存在しない場合、その理由を示された。また、高額療養費上限額引上げ時の影響をどのようなデータに基づいて検討しているのか、全て示された。

七 高額療養費上限額引上げは見送るのではなく撤回すべきであることについて

石破総理大臣は、令和七年八月の高額療養費上限額引上げを見送った上で、秋までに改めて方針を検討し、決定すると表明した。一方、少なくとも前記一から六が明示できなければ国民への説明責任を果たしたとは言えず、医療保険制度そのものを揺るがすおそれもあることか

ら、高額療養費上限額引上げそのものを撤回すべきと考えるが、政府の見解を示された。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。右質問する。

令和七年四月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する質問に対する答弁書

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「改革工程にある各取組」については、令和七年三月五日の参議院予算委員会において、福岡厚生労働大臣が「改革工程については、二千二十八年度までにそれぞれ速やかに検討すべきものでございまして、既に多くの項目が検討に着手しています。例えば、その地域医療構想の見直しや医療DX推進のための法案は今国会に提出させていただいていますし、また、被用者保険の適用拡大のための法案提出に向けた検討、長期収載品の選定療養、金融所得、金融資産の勘案など実務的な検討に着手するなど、ほかの分野も様々なことを今並行的に進めさせていただいています。その上で、高額療養費につきましては、前回の見直しから約十年が経過いたしましたので、その総額が医療費全体の倍のスピードで伸びている中で、制度の持続

可能性や現役世代を中心とした保険料負担の観点から課題があることを踏まえ、負担能力に応じて配慮を行いつつ、先送りすることなく今回見直しを行うこととさせていただいたところでございます。」と答弁しているところであります。二について

お尋ねの「薬剤保険給付の在り方の見直し」については、令和七年四月八日の参議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「薬剤の保険給付の在り方の見直しにつきましては、一昨年末の改革工程におきましても、医療保険制度の持続可能性を確保するための検討項目として掲げられてございまして、この改革工程に沿つて改革を進めていくこととなります。」と答弁しているところ、今後具体的な検討を進めていくこととしており、お尋ねの「現時点の検討状況」及び「今後の検討スケジュール」については、現時点で具体的にお答えすることは困難である。

また、お尋ねの「医療・介護の三割負担(現役並み所得)の適切な判断基準設定等」については、これまで、社会保障審議会医療保険部会及び介護保険部会において議論を行つてきたところであるが、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和五年十二月二十二日閣議決定)において、お尋ねの「医療の「三割負担(現役並み所得)」の適切な判断基準設定等」については、「現役世代の負担が増加することや、二千二十二年十月に施行された後期高齢者医療制度における窓口負担割合の見直し(二定以上所得のある者への二割負担の導入)の施行の状況等に留意しつつ、お尋ねの「介護」の三割負担(現役並み所得)の適切な判断基準設定については、「医療保険制度との整合性、介護サービスは長期間利用されること等の利用者への影響等を踏まえつつ、「引き続き検

討」を行うこととしていところ、お尋ねの「今後の検討スケジュール」については、現時点で具体的にお答えする段階にない。

三の1及び2について

お尋ねの「定義と具体的な内容」については、平成二十三年十一月九日に開催された第四十八回社会保障審議会医療保険部会の資料五「高額療養費の見直しと受診時定額負担について」において、「制度的な給付率の変更に伴い、医療費の水準が変化することが経験的に知られており、この効果を「長瀬効果」と呼んでいる。」等と示し、また、例えば、令和七年二月二十一日の衆議院予算委員会において、福岡厚生労働大臣が「長瀬効果の金額につきましては、個々の医療や見直しの内容を踏まえて分析されるものではなく、実効給付率が変化した場合に経験的に得られている計算式に機械的に当てはめて、単純に医療費の増減効果を試算したものです。」と答弁しているところであり、また、御指摘の「学術的なエビデンス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「採用している理由」については、制度改正による「医療費の増減効果」を機械的に試算することを目的として用いているためである。

三の3について

御指摘の「過去の高額療養費上限額引上げ時に「実際の変化」が生じた医療給付費の額のうち、「長瀬効果」による「変化」の額はその一部であり、また、当該額については正確に算出することも困難であることから、「乖離はどの程度であったか」とのお尋ねについてお答えすることは困難である。

四の1について

お尋ねについては、令和七年二月二十一日の衆議院予算委員会において、福岡厚生労働大臣が「長瀬効果の金額につきましては、個々の医

療や見直しの内容を踏まえて分析されるものではなく、実効給付率が変化した場合に経験的に得られている計算式に機械的に当てはめて、単純に医療費の増減効果を試算したものです。」と答弁しているところであり、御指摘のように「推計したもの」ではない。

四の2の前提について

御指摘の「資料で示されている所得区分ごとの引上げ率」については、令和七年一月二十三日に開催された第百九十二回社会保障審議会医療保険部会の資料二「高額療養費制度の見直しについて」(以下「令和七年一月二十三日医療保険部会資料二」という。)において、「年収約千六百十万円」からは「十五パーセント」、「年収約七百七十万円」からは「千六百十万円」までは「十二・五パーセント」、「年収約三百七十万円」から「七百七十万円」までは「十パーセント」、「年収約三百七十万円」までは「五パーセント」、「住民税非課税」及び「住民税非課税(所得が一定以下)」は「二・七パーセント」と示しているところである。

また、お尋ねの「根拠」については、令和七年一月二十三日医療保険部会資料二においてそれぞれ、「十パーセント」については前回見直しを行った約十年前からの平均給与の伸び率が約九・五、約十二パーセントであることを踏まえ、平均的な所得層の引き上げ幅を十パーセントに設定と、「二・七パーセント」については「引き上げ率は年金改定率と同じ」と示しているところであり、「十五パーセント」、「十二・五パーセント」及び「五パーセント」については「平均的な収入を超える所得区分については、平均的な引き上げ率よりも高い率で引き上げる一方で、平均的な収入を下回る所得区分の引き上げ率は緩和するなど、所得が低い方に対して一定の配慮を行う。」と示しているところである。

また、お尋ねの「根拠」については、令和七年一月二十三日医療保険部会資料二においてそれぞれ、「十パーセント」については前回見直しを行った約十年前からの平均給与の伸び率が約九・五、約十二パーセントであることを踏まえ、平均的な所得層の引き上げ幅を十パーセントに設定と、「二・七パーセント」については「引き上げ率は年金改定率と同じ」と示しているところであり、「十五パーセント」、「十二・五パーセント」及び「五パーセント」については「平均的な収入を超える所得区分については、平均的な引き上げ率よりも高い率で引き上げる一方で、平均的な収入を下回る所得区分の引き上げ率は緩和するなど、所得が低い方に対して一定の配慮を行う。」と示している考え方にに基づき設定したものである。

四の2の後段について

お尋ねについては、令和七年一月二十三日医療保険部会資料二において、「能力に応じて全世代が支え合う全世代型社会保障を構築する観点から負担能力に応じた負担を求める仕組みとする。具体的には、平均的な収入を超える所得区分については、平均的な引き上げ率よりも高い率で引き上げる一方で、平均的な収入を下回る所得区分の引き上げ率は緩和するなど、所得が低い方に対して一定の配慮を行う。」と示しているところである。

四の3について

御指摘の「自己負担限度額の引上げ率」については、四の2の後段についてでお答えしたとおりであり、お尋ねのように「七十歳以上と七十歳未満の自己負担限度額の引上げ率に差異があるものではない。

五について

お尋ねについては、令和七年一月二十三日に開催された第百九十二回社会保障審議会医療保険部会において、厚生労働省から、「年収三百七十万円から七百七十万円というところで、いわゆる平均的な所得層でございませうけれども、これが前回見直しを行った約十年前からの平均給与の伸び率が十パーセントから十二パーセントぐらいであったことを踏まえて、平均的な所得層の今回の引上げ幅を十パーセントに設定した上で、それより所得がある方については引上げ幅を若干多めにさせていただく、・・・能力に応じた支え合いということを行っていくというものでございます。」と説明しているところである。

六の1及び2の前提について

お尋ねの「高額療養費の支給総額及びその内訳」については、厚生労働省が毎年度公表している「医療保険に関する基礎資料」によれば、例

えば、直近の令和四年度について、お尋ねの「支給総額」は約二・九七兆円であり、お尋ねの「年代別」の支給額は、七十五歳以上の高齢者等を被保険者とする後期高齢者医療制度については約〇・八四兆円、後期高齢者医療制度以外の七十五歳未満の者等を被保険者等とする医療保険制度については約二・一三兆円である。また、お尋ねの「所得区分別の支給額は、調査に膨大な作業を要することから、網羅的に示しすることは困難であるが、例えば、同資料によれば、後期高齢者医療制度について、「現役並み所得者」については約〇・一二兆円、「一定以上所得者」については約〇・一二兆円、「現役並み所得者及び一定所得者以外」については約〇・六〇兆円である。さらに、お尋ねの「性別」、「入院・外来別」及び「疾患別」の支給額については、高額療養費を支給決定する際には、世帯単位で、それぞれの者が受けた、それぞれの医療に係る医療費を合算した金額に応じて支給されるものであり、それぞれの医療に応じた支給額があるものではないことから、把握することは困難である。

六の2の後段について

御指摘の「高額療養費上限額引上げ時の影響」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることが困難であるが、高額療養費の見直しに当たっては、例えば、令和六年十二月五日に開催された第百八十八回社会保障審議会医療保険部会の資料一「医療保険制度改革について」において、「高額療養費と実効給付率の推移や「住民税非課税区分を除く各所得区分の細分化・・・を行った上で、自己負担限度額を機械的に一律の率で引き上げた・・・場合の保険料等への影響」についての「機械的なモデル試算の結果」等を示しており、

また、令和七年一月十日の閣議後記者会見において、福岡厚生労働大臣が「見直しに当たっては、各界の有識者から構成される審議会、これは医療保険部会ですが、そこにおいて、高齢者に比較的多い疾患例を用いて、その場合の自己負担額や、外来特例に該当している患者の割合、過去同様の見直しを行った際の患者の受診行動や、一人当たり診療費の変化といったデータに基づき、ご議論いただいているところである。」と答弁しているところであり、各種のデータに基づき、検討しているところである。

七について

お尋ねについては、令和七年三月三十一日の衆議院本会議において、石破内閣総理大臣が「高額療養費制度は、全社会型社会保障の改革工程において、見直しについて検討を行うこととされており、今般、検討プロセスに丁寧さを欠いたと御指摘をいただいたことを重く受け止め、本年秋までに改めて方針を検討し、決定することいたしました。・・・他方、この見直しは、高額な薬剤の登場などにより、その総額が医療費全体の倍のスピードで伸びていく中で、現役世代を中心とした保険料負担の抑制や制度の持続可能性の確保の観点から提案させていただいたものであり、これらの必要性が変わるものではないと存じます。今後の検討に当たりましては、高額療養費制度の持続可能性を確保しつつ、患者の経済的な御負担が過重なものとならないようにすることが重要であり、関係者と丁寧な議論を重ねつつ、増大する高額療養費を能力に応じてどのように分かち合うかという観点から検討を進めてまいります。」と答弁しているところである。

医療保険料が児童手当の財源となっていることとの妥当性等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年四月八日

参議院議長 関口 昌一殿

浜田 聡

医療保険料が児童手当の財源となっていることとの妥当性等に関する質問主意書

諸外国の事例を見ると、我が国の児童手当に相当する家族手当の財源は、公費負担ないし雇主負担によって賄うのが一般的であるとされている。しかし、我が国の児童手当の財源は、「子ども・子育て支援金」という名称で医療保険料の一部として徴収される制度となっている。

一般社団法人制度・規制改革学会の有志及び学会外の識者は、子ども・子育て支援金について「健康保険から取ることは根本的に間違い」であるとし、制度の撤回を求める緊急声明を出す等、児童手当の支給が健康保険法の目的の範囲内であるとする政府見解には多くの疑義が呈されている。特に、医療保険制度の趣旨と財政の健全性を考慮した場合、児童手当の財源として医療保険財源を充当することは適正ではないとの懸念が強い。よって、政府には、本件に関する明確な法的根拠及び財政的影響の試算を国民に示すことが求められる。これらを踏まえて、以下質問する。

一 健康保険法の目的との整合性について
健康保険法の目的は、第一条において「業務災害(中略)以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」と明記されている。

しかし、児童手当は「疾病、負傷若しくは死亡又は出産」に直接関連する給付ではなく、子

令和七年四月二十三日 参議院会議録第十五号

育て支援の一環として支給されるものである。この点において、児童手当が医療保険制度の趣旨に適合するという政府見解は、健康保険法の目的から逸脱していると考ええる。

1 政府は、児童手当の支給が健康保険法第一条の目的に適合すると考えるか。理由と併せて示されたい。

2 前記1について、児童手当の支給は健康保険法のどの条文を根拠としているのか、理由と併せて示されたい。

二 医療保険財政への影響について
現在、医療保険制度は、少子高齢化の影響を受け、医療費の増大による財政的な逼迫が指摘されている。そのような状況下で、児童手当の財源を医療保険財源から賄うことは、本来、医療給付や介護給付へ充てられてきた資金を他の用途へ流用することに等しく、制度の持続可能性を損なう危険性もある。

また、医療保険の被保険者及び事業主が負担する保険料は、医療や介護のために拠出されるものであり、医療や介護と直接関係のない支出に充てることについて被保険者等の理解を得られるのか大いに疑問である。

1 児童手当の支給が医療保険財政に与える影響について、政府はどのように評価しているのか、具体的な根拠及び根拠に係る試算を示されたい。

2 医療保険財源からの児童手当の支給が、医療給付の充実や保険料負担の軽減といった本来の目的に反する影響を及ぼす可能性について、政府の見解を示されたい。

三 児童手当の財源の適正性について
児童手当は本来、一般会計から拠出されるべき性格のものであり、医療保険制度の財源を充てることは、社会保険方式と租税方式の混同を招くおそれがある。

質問主意書及び答弁書

また、児童手当等の給付に充てられる子ども・子育て支援金が健康保険法の目的の範囲内であるという論理が認められるならば、同様に、教育費、住宅支援、その他の社会政策にも医療保険財源を流用する余地が生じることになりかねない。このような拡張解釈は、医療保険制度の原則をゆがめるおそれがあると考ええる。

1 児童手当等の給付に充てられる子ども・子育て支援金が健康保険法の目的の範囲内であるとして医療保険財源を活用することが許容されるならば、認可保育園等の運営費や教育支援金等の児童手当給付以外の政府が行う子育て支援施策にも医療保険財源を充てることのできるのか、政府の見解を示されたい。

2 前記3の1と関連して、今後、どのような範囲まで医療保険財源の活用を認めるか、その基準を理由と併せて示されたい。

四

国民の理解と医療保険料の負担増について
医療保険の被保険者及び事業主は、医療費の増大に伴い保険料を引き上げて負担している。保険料の一部が児童手当に充てられるのであれば、被保険者等の理解を得るための十分な説明と合意形成が必要と考ええる。

特に、現在の医療保険財政の逼迫した状況において、新たな支出が生じることに対する国民の負担感をどのように考慮するのかが問われる。

1 医療保険財源の一部を児童手当に充てることについて、国民や事業者からの理解を得るために政府がこれまで行ってきた説明について、具体的な広報・説明資料及び周知方法を全て示されたい。

2 医療保険料の引上げが続く中で、児童手当の支給が将来的に保険料の更なる引上げを招く可能性について、政府の見解を示されたい。

五 児童手当の財源を一般会計とする可能性について
児童手当は、本来、租税を財源とする一般会計の支出として位置付けられるべきものである。もし政府が財源不足を理由に医療保険財源を活用するならば、まずは一般会計の支出構造を見直し、必要な予算配分を確保することが先決ではないかと考える。

これまで児童手当の財源を一般会計の支出とすることについて検討は行われたか。検討した場合は、検討時期、内容及び一般会計の支出としなかった理由を、その検討過程も含めて全て示されたい。また、児童手当の財源を今後一般会計の支出とすることについて検討される可能性はあるか、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となつても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年四月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員浜田聡君提出医療保険料が児童手当の財源となつていないことの妥当性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出医療保険料が児童手当の財源となつていないことの妥当性等に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

児童手当の支給は、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定により行うものであり、これに要する費用等に充てられるため、政府は健康保険者等(子ども・子育て支援法(平成二十

四年法律第六十五号)第七十一条の二第五項に規定する健康保険者等をいう。以下同じ。)から子ども・子育て支援納付金(子ども・子育て支援法第七十一条の三第一項に規定する子ども・子育て支援納付金をいう。以下同じ。)を徴収し、健康保険者等は子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の規定により保険料として徴収することとしている。このことと同法の目的との関係については、衆議院議員宮本徹君提出子ども・子育て支援金の試算に関する質問に対する答弁書(令和六年五月十日内閣衆質二一三第八十七号)三についてで答えたとおりである。

二の1及び2並びに四の2について

お尋ねの「児童手当の支給が医療保険財政に与える影響」、「医療保険財源からの児童手当の支給が、医療給付の充実や保険料負担の軽減といった本来の目的に反する影響を及ぼす可能性」及び「児童手当の支給が将来的に保険料の更なる引上げを招く可能性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、児童手当の支給に要する費用のうち児童手当法第十八条の規定により国からの交付金をもって充てることとされる部分については、同法第十九条において、事業主拠出金(子ども・子育て支援法第六十九条第一項に規定する拠出金をいう。以下同じ。)及び子ども・子育て支援納付金を原資とするほか国庫が負担することとされており、保険給付(健康保険法第五十二条に規定する保険給付をいう。以下同じ。)等の財源となる一般保険料(保険料のうち健康保険法第五十六条第一項第一号に規定する一般保険料率によつて算定される額に係る部分等をいう。以下同じ。)が充てられることはない。このため、児童手当の支給に要する費用の増減は、一般保険料の額、保

険給付の水準及び保険給付に係る収支に直ちに影響するものではないと考える。

三の1及び2について

「児童手当給付以外の政府が行う子育て支援施策にも医療保険財源を充てることができるのか」とのお尋ねについては、個別の事業ごとに検討することが必要であるため、一概にお答えすることは困難である。また、「今後、どのような範囲まで医療保険財源の活用を認めるか」とのお尋ねについては、仮定の質問であるため、お答えすることは困難である。なお、特定の事業に要する費用を社会保険の保険料として徴収することが適当であるかどうかについては、令和六年四月十九日の衆議院厚生労働委員会において、武見厚生労働大臣(当時)が「社会保険料は各制度の目的に沿った形でそれぞれの制度において徴収されるものであると認識をしております。こうした考え方に従つて、特定の事業への充当を前提として保険料を賦課徴収することが各制度の目的の範囲内かどうか、これは丁寧に検討していく必要がある」と答弁しているところである。

四の1について

お尋ねの「医療保険財源の一部を児童手当に充てることについて、国民や事業者からの理解を得るために政府がこれまで行ってきた説明」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないため、網羅的にお答えすることは困難であるが、児童手当の支給に要する費用等に充てるために子ども・子育て支援納付金を健康保険者等から徴収するとともに、健康保険者等が子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を健康保険法等の規定により保険料として徴収することの趣旨については、こども家庭庁のホームページで周知するとともに、事業主の団体その他の関係団体に対して説明を行ってきたところ

であり、これからも丁寧に説明する努力を続けてまいりたい。

五について

お尋ねの「児童手当の財源を一般会計の支出とすることについて検討」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、児童手当の支給に要する費用については、これまでも、多様な財源を組み合わせることに必要額を確保してきたところであり、都道府県及び市町村が一部を負担するとともに、国の交付金をもつて充てる部分については、事業主拠出金を原資とするほか、国庫が負担することとされてきた。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)による児童手当の支給額の増加、所要要件の撤廃等(以下「児童手当の拡充」という。)を行うに当たっては、これらの財源に加えて、児童手当の支給が健康保険法等の目的の達成に寄与するものであること等を踏まえ、同法等に基づく保険料を原資とする子ども・子育て支援納付金の一部も活用して、安定的な財源を確保することとしたものである。児童手当の拡充に要する費用を一般会計からの支出のみにより確保することについては、現在検討を行っており、また、現時点において検討を行う予定はない。

固定価格買取制度における出力制御に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年四月九日

参議院議長 関口 昌一殿 野田 国義

固定価格買取制度における出力制御に関する質問主意書

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)に基づき平成二十四年七月一日に開始した固定価格買取制度(FIT制度)は、一定価格で一定期間電力を買い取ることを保証することにより電気事業者の長期的な収益の安定を図り、再生可能エネルギーへの投資を促進することを目的としている。しかし、平成三十年以降、九州電力管内を皮切りに全国で出力制御が実施されるようになり、電気事業者は予定していた売電収入を得られず、事業計画の根幹が揺らぎかねない状況に直面している。

平成二十七年一月二十六日改正前の再エネ特措法施行規則(平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。)第六条第一項第七号では、「年間三十日を超えて出力の抑制を行わなければ経済産業大臣が指定する種類の再生可能エネルギー発電設備により発電された電気を追加的に受け入れることができなくなることが見込まれる電気事業者として経済産業大臣が指定する電気事業者」を指定電気事業者としていた。前記出力制御は、国が電気事業者を指定電気事業者に指定したことで実施されていた。電気事業者は無制限・無補償の出力制御に同意した上で接続契約しているという前提があるが、当時の制度設計に問題があったという指摘もある。

平成三十年以降、出力制御が拡大した主な要因は、平成二十四年度から平成二十五年度にかけて設備認定を受けた大規模太陽光発電所(メガソーラー)が相次いで運転を開始したことにあるが、今後もメガソーラー等の運転開始が予定されており、出力制御の更なる拡大が懸念される。特に、事業規模が小さい電気事業者や融資を受けている電気事業者にとって、収益の悪化は事業の継続そ

のものを脅かす要因となる。電気事業者の資金繰りの悪化は、地域経済にも悪影響を与えかねない。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 出力制御の頻発により電気事業者の収益が悪化し、事業の継続に深刻な影響が出ている現状について、政府の認識を示されたい。

二 平成二十八年経済産業省令第八十四号による改正前の施行規則第八条第一項第二号には、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること。」と定められている。このうち、「場所（中略）が決定している」について、実務上の運用における具体的な基準を示されたい。また、場所が決定していない場合、認定を受けられないと解すべきか政府の見解を示されたい。

三 発電所建設予定の場所が農地法や森林法等の許可を必要とする場合、これらの許可申請を行っていない段階であっても「場所（中略）」が決定している」と判断され得るのか、政府の見解を示されたい。

四 資源エネルギー庁は平成二十四年十二月十日付で、固定価格買取制度における設備認定に関し、五百キロワット以上の太陽光発電設備が申請時点で設置場所の所有権、賃貸借契約又は地上権の設定を受けていない場合、「権利者の証明書」を必須書類とする運用変更を行った。その運用変更に至った経緯及び目的並びにその目的の達成状況について明らかにされたい。

五 国が平成二十六年十二月二十二日付で九州電力を指定電気事業者に指定した際、同年十一月末時点の接続可能量が八百七十七キロワットであったのに対し、国の認定量が千八百八十八キロワットに達していたことが資料から確認で

きる。国が接続可能量の二倍以上もの認定を与える運用を行ったのは制度設計に問題があったと考えるが、政府の見解を示されたい。

六 前記五の電気事業者の接続可能量を考慮しない過剰な認定が、電気事業者を指定電気事業者に指定する時期を極端に早め、無制限・無補償の出力制御の対象となる電気事業者を増加させたと考えられるが、政府の見解を示されたい。

七 経済産業省は、平成二十四年度及び二十五年度に認定された設備のうち、主に合計発電出力が四百キロワット以上の運転開始前の設備について報告徴収を実施した。その際、申請時に提出した「権利者の証明書」は認められないものとし、場所や設備を確保していることが確認できない場合、聴聞を経て認定を取り消す厳しい処分を行っている。報告徴収の目的は、着工が遅れている設備が改正前の再生エネ特措法附則第七条で定める「利潤に特に配慮」された調達価格を維持するにふさわしいかどうかを検証するためと理解してよいのか、政府の見解を示されたい。

八 前記七の報告徴収において、場所を確保していない設備であっても例外的に聴聞が猶予された事例はあるか示されたい。ある場合は、その件数及び合計発電出力を認定年度別に示されたい。また、その根拠となる運用変更の通知や猶予する際の基準は公開され、全ての電気事業者に公平に適用されたのか明らかにされたい。

九 平成二十四年度から二十五年度にかけて設備認定を受けたメガソーラーが今後の運転開始を予定しており、電気事業者は出力制御の更なる拡大を危惧している。これらの電気事業者に対する具体的な救済措置や今後の出力制御による損失に対する補償制度の導入について検討している場合は、その状況を明らかにされたい。

令和七年四月十八日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員野田国義君提出固定価格買取制度における出力制御に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員野田国義君提出固定価格買取制度における出力制御に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「出力制御の頻発」及び「事業の継続に深刻な影響が出ている現状」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「出力制御」については、政府として、電力の安定供給の確保のために必要な措置であると考えている一方で、これが再生可能エネルギーの導入の妨げになってはならないと考えており、その制御する量を可能な限り抑制するため、令和五年十二月に経済産業省において「出力制御対策パッケージ」を取りまとめ、これを踏まえつつ、蓄電池の導入支援等に係る予算措置等を講じているところである。

二について

お尋ねの「実務上の運用における具体的な基準」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八八号。以下「法」という。）第六條第二項に規定する認定（以下「認定」という。）の申請（以下「申請」という。）の電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十

八年経済産業省令第八十四号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第八条第一項第二号に規定する基準（以下「基準」という。）への適合性については、同号の規定に基づき、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定している」か否かについて申請書等の記載内容等を確認し判断することとしていた。また、申請が基準に適合しない場合については、認定を行わないこととしていた。

三について

申請の基準への適合性を判断するに際し、お尋ねの「許可申請」の有無は、当該判断の要素としていなかった。

四について

お尋ねの「運用変更に至った経緯及び目的」については、再生可能エネルギー発電設備を設置する場所に関して複数の事業者間で紛争が発生したこと等を踏まえ、申請の基準への適合性をより厳格に確認することが目的であり、当該目的は達成することができたと考えている。

五及び六について

御指摘の「国が接続可能量の二倍以上もの認定を与える運用を行ったのは制度設計に問題があった」及び「電気事業者の接続可能量を考慮しない過剰な認定が、電気事業者を指定電気事業者に指定する時期を極端に早め、無制限・無補償の出力制御の対象となる電気事業者を増加させた」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、法の運用に当たっては、再生可能エネルギーの導入拡大を促進する観点から、御指摘の「接続可能量」を超過することを理由として認定を行わない判断をすることとはしていなかった。

七について

御指摘の「報告徴収」の目的は、着工の遅延によって認定から運転の開始までに一定の期間が経過している認定を受けた再生可能エネルギー発電設備が存在していた状況において、「報告徴収」を実施した時点における当該再生可能エネルギー発電設備の基準への適合性をより一層厳格に確認することにあつたものである。

八について

お尋ねの「場所を確保していない設備であっても例外的に聴聞が猶予された」の具体的に意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「聴聞」については、「報告徴収」により、認定を受けた再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該再生可能エネルギー発電設備の仕様の決定状況を確認した上で、基準に適合していないと認められる当該再生可能エネルギー発電設備に対して順次実施したものである。

九について
お尋ねの「救済措置」及び「補償制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「出力制御による損失に対する補償」については、例えば、令和六年四月二日の参議院経済産業委員会において、齋藤経済産業大臣(当時)が「工夫してもなおエリア全体で電気の余剰が発生している場合、追加的に電力を供給することができなくなるわけでありますので、電力市場においてその追加的な電力の供給には経済的価値が付かない状況になります。これを国民負担により補償するということになる」と、私はそれは妥当ではないと考えています。また、発電事業者と一般送配電事業者の系統接続時の契約に基づきまして、出力の制御により生じた損害は補償しないということになっていきます。」と答弁しているのとおりである。

石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びＪＲ元職員の遺族間の権衡に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年四月十一日

福島みずほ

参議院議長 関口 昌一殿

石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びＪＲ元職員の遺族間の権衡に関する再質問主意書

私が第二百十七回国会に提出した「石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びＪＲ元職員の遺族間の権衡に関する質問主意書」第二百十七回国会質問第四八号。以下「質問主意書」という。に対して、答弁書(内閣参質二一七第四八号。以下「答弁書」という。)の送付があつた。

答弁書二については、「日本国有鉄道(以下「旧国鉄」という。)の元職員に係る労働災害の認定等については、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号。以下「法」という。)が適用されるものではなく、御指摘の「旧国鉄の清算事業を引き継ぐ」独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)においては、特別遺族給付金(法第五十九条第二項に規定する特別遺族給付金をいう。以下同じ。)に関する事務を行っていない」とある。しかし、機構の特例業務所管組織昭和六十二年三月三十一日以前に係る業務災害補償等規程(以下「規程」という。)第一条に規定される「法令」には、法が掲げられている。また、規程第六十四条にも「特別遺族給付金」が規定されている。かかる規程の規定

に照らしても、旧国鉄元職員の遺族及びＪＲ元職員の遺族間の権衡を失することは、許されないと考える。

以上を踏まえ、以下質問する。

一 質問主意書二において、機構の「専門医による石綿に関する検討会(以下「検討会」という。)が基準を誤用していることを指摘したところ、答弁書二については、「機構においては、特別遺族給付金に関する事務を行っており、法第三条に規定する救済給付の御指摘の「基準」を用いていないことから、御指摘のようには「基準を誤用している」とは考えていない。」とある。しかし、令和五年四月二十一日に行われた第一九五回の検討会では、石綿ばく露作業従事期間約三十四年、死亡診断書に記載された病名「右胸膜中皮腫 右胸水」と事実認定されているにもかかわらず、不認定と判定された。そして、不認定理由は、「石綿による健康被害の救済に関する法律(法施行日 平成十八年三月二十七日)以降に認定の申請をしないで指定疾病に(ママ)死亡された方(未申請死亡者)の医学的判定の考え方の認定要件に該当しない。」というものである。

前記不認定理由のとおり、検討会が用いた基準は、明らかに法第三条に規定する救済給付(以下「救済給付」という。)の「基準」(「石綿による健康被害の救済に関する法律における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方等の改正について(通知(平成二十五年六月十八日環保企発第一三〇六一八二二号)」である。よって、「基準を誤用している」とは考えていないとの答弁は、事実誤認であると思料されるが、政府の見解を示されたい。

二 第一九五回以外の検討会においても、救済給付の基準を誤用していると思料されることか

ら、不認定事案を精査し、認定し直すべきと考えるが政府の見解を示されたい。

三 「石綿による疾病の認定基準について(平成二十四年三月二十九日基発〇三二九第二号)」(以下「認定基準」という。)の第三の四には、「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)に基づく特別遺族給付金の認定における疾病の特定及び死亡の原因の判断については、上記二及び三にかかわらず、特別遺族給付金の支給請求書に添付された死亡診断書等の記載事項証明書等の記載内容により判断すれば足りるものであること。」と明記されている。したがって、検討会は、死亡診断書における石綿肺(石綿肺合併症を含む。)、中皮腫、肺がん及びびまん性胸膜肥厚との記載並びに石綿ばく露作業従事者が認められる場合、前記一のように救済給付の基準によって不認定とするのではなく、認定基準に沿って認定すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四 答弁書二については、「お尋ねの「認定基準の第三の四等に拘束されるか」及び「反証がない限り認定」の意味するところが必ずしも明らかではない」とあるが、認定基準の第三の四とは、前記三のとおり、特別遺族給付金の認定における疾病の特定及び死亡の原因の判断においては死亡診断書等の記載内容により判断することである。

機構の特例業務所管組織昭和六十二年三月三十一日以前に係る業務災害補償等取扱基準第十条によれば、認定基準に準じて認定することとされているため、機構及び検討会は認定基準の第三の四に拘束されたと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年四月二十二日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員福島みずほ君提出石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びJ R元職員の遺族間の権衡に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出石綿健康被害救済法による特別遺族給付金の認定に係る旧国鉄元職員の遺族及びJ R元職員の遺族間の権衡に関する再質問に対する答弁書
一について

先の答弁書(令和七年三月十一日内閣参質二一七第四八号)一について及び二について述べたとおり、日本国有鉄道(以下「旧国鉄」という。)の元職員に係る労働災害の認定等については、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号。以下「法」という。)が適用されるものではなく、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)においては、御指摘の「法第三条に規定する救済給付」の「基準」を用いておらず、日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)等の下で、石綿被害遺族補償一時金(特例業務所管組織昭和六十二年三月三十一日以前に係る業務災害補償等取扱基準(平成二十二年五月三十一日国管職第百五十六号。以下「取扱基準」という。))第四条第一項第四号に掲げる石綿被害遺族補償一時金をいう。)等の支給に関する事務を行い、これらに係る労働災害の認定に当たっては、機構において、取扱基準第十三条第一項に基づき、「石綿との因果関係を立証できるかどうか医学的資料等に基づいた専門医による判断を受けて」、対応が行われているものと承知している。

令和七年四月二十三日 参議院会議録第十五号

その上で、お尋ねについては、御指摘の「石綿による健康被害の救済に関する法律(法施行日 平成十八年三月二十七日)以降に認定の申請をしないで指定疾病に(ママ)死亡された方(未申請死亡者)の医学的判定の考え方の認定要件に該当しない」という記載は、御指摘の「不認定理由」ではなく、御指摘の「検討会」が労働災害の認定に当たり参照するものとして、他の制度においても死亡診断書があっても「医学的判定」の結果、不認定とすることがある旨を記載したものと承知しており、当該検討会は、御指摘の「法第三条に規定する救済給付」の「基準」を用いているわけではないことから、御指摘のよう

に「事実誤認である」とは考えていない。
なお、御指摘の「不認定と判定された」事案については、申請者からの異議の申立てを受けて、機構において再審査を行った結果、令和六年十一月に認定されたものと承知している。

二について
一について述べたとおり、一で御指摘の「第一九五回の検討会」において、御指摘の「救済給付の基準」は用いられていないものと承知しており、「第一九五回以外の検討会においても、救済給付の基準を誤用している」との御指摘は当たらないものと考えているところ、御指摘のように「認定し直すべき」とは考えていない。

三について
一について及び二について述べたとおり、御指摘の「検討会」において、御指摘の「救済給付の基準」は用いられていないものと承知しており、御指摘のように「前記一のように救済給付の基準によって不認定」とはしていないものと承知している。

その上で、お尋ねについては、一について述べたとおり、旧国鉄の元職員に係る労働災害

質問主意書及び答弁書

の認定等については、法が適用されるものではないことから、必ずしも御指摘のように「認定基準に沿って認定すべき」ものではなく、機構において適切に対応すべきものと考えている。

四について
お尋ねについては、御指摘の「認定基準」は、御指摘の「機構の特例業務所管組織昭和六十二年三月三十一日以前に係る業務災害補償等取扱基準第十条」において、取扱基準第十条に基づく認定に当たり参照する「業務上の傷病等の認定に関する労働省の通知のような主なもの」の一つとして掲げられているにすぎず、御指摘のように「認定基準の第三の四に拘束される」とは考えていない。

